

第一百一回 参議院大蔵委員会會議録第十一号

昭和五十九年四月六日(金曜日)  
午前十一時一分開会

委員の異動

四月六日

辞任

木本平八郎君

補欠選任

青木 茂君

出席者は左のとおり。

委員長

伊江 朝雄君

理事

岩崎 純三君

大坪健一郎君

藤井 孝男君

竹田 四郎君

塩出 啓典君

委員

梶木 又三君

倉田 寛之君

竹山 裕君

中村 太郎君

福岡日出磨君

藤井 裕久君

藤野 賢二君

宮島 汎君

矢野俊比古君

吉川 博君

穂山 篤君

鈴木 和美君

丸谷 金保君

鈴木 一弘君

多田 省吾君

近藤 忠孝君

栗林 卓司君

青木 茂君

国務大臣

大蔵大臣

政府委員

大蔵政務次官

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房會計課長

大蔵大臣官房日本専売公社監理官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

野末 陳平君

竹下 登君

井上 裕君

吉野 良彦君

渡邊 敬之君

小野 博義君

田中 泰助君

大山 綱明君

行天 豊雄君

的場 順三君

保田 博君

梅澤 節男君

西垣 昭君

志賀 正典君

岸田 俊輔君

渡辺 幸則君

山本 昭市君

兼松 達君

富尾 一郎君

川崎 弘君

松尾 邦彦君

河内 裕君

説明員

厚生省環境衛生

局食品化学課長

局林産省畜産

局畜産経営課長

建設省道路局

本道路公団・本

州四国連絡橋公

団監理官

自治省税務局

府税課長

日本専売公社総

裁

市川 和孝君

香川 莊一君

平戸 孝君

湯浅 利夫君

長岡 實君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○昭和五十九年度一般会計予算(内閣提出、衆議院送付、昭和五十九年度特別会計予算(内閣提出、衆議院送付、昭和五十九年度政府関係機関予算(内閣提出、衆議院送付)について

(大蔵省所管、日本専売公社、国民金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行)

○酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○石油税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(伊江朝雄君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、木本平八郎君が委員を辞任され、その補欠として青木茂君が選任されました。

○委員長(伊江朝雄君) 去る四月三日、予算委員

会から、四月六日及び七日の二日間、昭和五十九年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、大蔵省所管、日本専売公社、国民金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行について審査の委嘱がありました。

この際、本件を議題といたします。

まず、大蔵大臣から説明を聴取いたします。竹下大蔵大臣。

○国務大臣(竹下登君) 昭和五十九年度一般会計歳入予算並びに大蔵省所管の一般会計歳出予算、各特別会計歳入歳出予算及び各政府関係機関収入支出予算につきまして御説明申し上げます。

まず、一般会計歳入予算額は、五十兆六千二百七十二億千四百万円となっております。

このうち主な事項につきまして申し上げますと、租税及び印紙収入は三十四兆五千九百六十億円、専売納付金は一兆二百六十八億八千万円、雑収入は二兆二千二百二十四億九千万円、公債金は十二兆六千八百億円となっております。

次に、当省所管一般会計歳出予算額は十兆三千八百三十八億二千五百円となっております。

このうち主な事項につきまして申し上げますと、国債費は九兆九千五百五十億七千三百万円、政府出資は二千億十億円、予備費は三千五百億円となっております。

次に、当省所管の各特別会計の歳入歳出予算につきまして申し上げます。

造幣局特別会計につきましては、歳入歳出とも二百七億千三百万円となっております。

このほか、印刷局等の各特別会計の歳入歳出予算につきましては、予算書等によりましてごらんいただくたいと存じます。

最後に、当省関係の各政府関係機関の収入支出予算につきまして申し上げます。

日本専売公社におきましては、収入二兆九千四

十三億八千九百万円、支出一兆九千三百九十九億三千三百万円、差し引き三百五十五億四千四百万円、支出超過となっております。

なお、専売納付金は、臨時国庫納付金三百億円を含め、一兆百五十五億三千四百万円を見込んでおります。

このほか、国民金融公庫等の各政府関係機関の収入支出予算につきましては、予算書等によりましてごらんいただきたいと存じます。

以上、大蔵省関係の予算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第でございます。

なお、時間の関係もございまして、お手元に配付しております印刷物をもちまして詳細な説明にかえさせていただきますので、記録にとどめてくださるようお願いいたします。

○委員長(伊江朝雄君) 以上で説明の聴取は終わりました。

なお、ただいま大蔵大臣から要望がありましたように、別途提出されております詳細な説明書は、これを本日の会議録の末尾に掲載することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(伊江朝雄君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(伊江朝雄君) この際、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

本件審査中、必要に応じ、国民金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出中銀行の役員を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(伊江朝雄君) 御異議ないと認めます。なお、人選等はこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(伊江朝雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(伊江朝雄君) これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○鈴木和美君 私、この委嘱審査期間中に、財務局の問題と国税局の問題について伺いをしたいと存じます。

まず、竹下大蔵大臣にお願いを申し上げます。財務局の問題でございますが、大変原則的な質問で恐縮に存じますが、現状の財務局及び財務部の財務行政について、地域社会や地域経済との関係から見て、どのような評価をなさっているのか、見解をお尋ね申し上げたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) 財務局は、大蔵本省の事務の中で、税に関するもの以外の事務を分掌する総合出先機関でございます。

各地域において、金融機関等の監督、検査、国有財産の管理、処分等、財政金融に関する事務の処理に当たっております。

また、現地性の強い事務を適切に処理いたすために、財務局の下に原則として府県単位の財務部が設置されております。

財務局・部が行っている財務行政は、大蔵省が各地域社会、各地域経済の実態を踏まえまして適切に施策を遂行していくために欠くことのできない役割を果たしているというふうに認識をいたしております。

○鈴木和美君 私は、いつも指摘を申し上げておるのでありますが、今、大臣の見解表明とは裏腹のような関係にあると思うのであります。大蔵省の行政改革というところになりますと、必ずこの財務問題が出てまいりまして、職員の意欲にも重大な変化と不安が現在出ていると思うのであります。

私は五十六年のときにも質問申し上げたのであります。大蔵省が、昭和四十五年だということですが、大蔵省設置法の一部改正ということとて財務部を廃止して財務事務所とするという問題が提起されたときからずっと今日までの実態を見守ってまいりましたが、合理化といっても財務部及び財務局の仕事はもう限界にきているように思う

んです。いつも答弁のときに、行政改革は人を減らすというのであれば、人に見合う仕事をしなくともいいじゃないかというようなことがよく聞かれるのであります。財務行政は一体これでいいのかということも根本的に考えるのであります。御所見をもう一度伺いたいと存じます。

○国務大臣(竹下登君) この財務局は、閣議決定されました定員削減計画、これに沿って四十二年以降五十九年までに約二五%の定員減、これを実施して合理化に努めておるところであります。

財務局は大蔵省の、ただいま申しましたように、税を除く総合出先機関として業務を遂行する必要がありますと考えておるわけでございます。このために、貸金業法の施行等新しい行政需要にも適切に対処できるような業務処理の合理化を進めますとともに、所要の人員の確保に努めていかなければならぬ。あつて貸金業法が施行されましてから、私も当初からそのことが気になっておりました。まさに法律に基づく新たな、都道府県にお願ひする部分もたくさんございますけれども、そういう問題がつけ加わったわけでございますので、それだけにこれに対応できる人的配置を万全にしなかならぬというふうに考えておるところであります。

○鈴木和美君 先ほども申し上げましたが、昭和四十五年、大蔵省設置法の一部改正で財務部を廃止して財務事務所にするという提案がなされましたが、これは四十七年に私の記憶では廃案になった。これは四十七年に私の記憶では廃案になった。これは四十七年に私の記憶では廃案になった。これは四十七年に私の記憶では廃案になった。

て、五カ年計画というものを明らかにしました。その主なるものを拾ってみますと、小樽の財務部の廃止、それから財務部の主計課と融資課を統合する、出張所を四割廃止する、四つ目に財務部出張所の人員を約五百名本局に集中する、こういうものだったと思うんです。ところが、法案が廃案となったにもかかわらず、大蔵省は五十二年、小樽財務部を廃止しまして、そして主計課と融資課

も統合し事務と人員を局に集中しました。つまり、人員的に見ますと、法改正はなかったのではありませんが、五カ年実施計画のほとんどすべてを実施してしまつたと言つても過言ではありません。財務部の定員は、昭和四十二年に二千六百三十七人、五十七年には千九百二十六人、七百一十一人が減つちやつて、つまり二六・九%削減になつてい

るんです。その結果、今、大臣もお話しになりましたが、現在の財務部は現地で処理しなければならぬ現地性の強い事務のみが残されて、必要最小限のものとなつておるわけであります。現在、財務部では国有財産の管理、処分、金融、証券、保険業の指導監督、資金運用部資金の地方公共団体への貸し付けなど、このどれ一つとっても地方性の高いものだと思うんです。そこにさらに貸金業法が施行されるわけでありますから、二つの県にまたがるものを、登録の一生懸命仕事をしておるわけであります。

こう見てまいりますと、どう見ても、現状の財務局なり財務部というものは、これ以上縮減がでないというように私は見ているのであります。が、そういう意味で先ほどどう合理化は限界に来ているんじゃないのかということをお尋ねいたしましたのであります。その点について見解をもう一度お伺いしたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) 今、経過に沿いながらの御発言でございましたが、詳細には事務当局からお答えすることをお許しいただきたいと思ひます。

最初、この問題が起つてまいりましたときに、現地性の高いものというところいろいろな議論をいたしたことがございます。

まず一つには、国有財産の管理の問題がござい

町村で三千三百二十五ございますから三千三百二十五、それに一部事務組合等もございますが、三から、そのうち東京二十三区を除きますが、三千三百台はその貸付先があるであろう。そういうことになれば、当然のこととして、各府県にその業務を見るためのいわゆる地域性の高い仕事が存在するといふうな議論もいたしてみなければなりません。

しかし、一方また、これはまことに比較するに必ずしも適切ではございませんけれども、例えば同じような資金量を保有しておる第一勧銀が、貸出先が幾らあるかといえば、それは三千三百より多いでございます。したがって、それらの店舗の数等からすれば、一県に一つの支店が必ずしも必要ではないではないか、こういうような議論もいたしてみたいと思いますが、そのようなものはやはり現地の高いものではないかということに結論からして到達したわけでありませう。

したがって、これからは私もいたしましては、これらに對しての適正な人員配置というもの念頭に置いて対応しなければならぬ問題であるという認識の上に立っておりますが、現下の情勢というものから見ますならば、私もこれはまさにある意味において限度ぎりぎりの状態ではないかという事実認識には立っておりますのでございます。

○鈴木和美君 今、大臣から、一番最後のところで、もうぎりぎりのところまで来ているという認識のお話がありましたから、それ以上追及はいたしませんけれども、もう少し事務的に尋ね申し上げます。

今回、ブロック機関のもとに設置されている府県単位機関の廃止という臨調の答申に沿いまして、政府は財務部を廃止し、これにかわって現地的事務処理機関、つまり財務事務所を設置するというようなことが決定されたようでありまして、簡単に結構ですが、この内容と、これを具体的にどうスケジュール化して運んでいくのか、事務当局から御説明いただきたいと思うんです。

○政府委員(田中泰助君) まず、内容でございすけれども、財務部の廃止に伴いまして、必要最小限の現地的事務処理機関として配置されます財務事務所におきましては、現在の財務部の事務のうち、国有財産の管理、処分事務、それから地方公共団体への融資事務、それから信用金庫の監督事務等、現地の強い事務を処理させることといたしております。主計事務とか、あるいは信用金庫等の検査事務、また資金運用部資金の管理、回収事務等の比較的現地の薄い事務につきましては財務局に集中する予定でございます。

それからまた、定員につきましては、五十九年行革大綱に基づきまして、今申し上げましたような措置によりまして、六十三年度末までに約四百人を削減することといたしております。

スケジュールでございますけれども、さきの臨時国会で成立いたしました総務庁設置法等の一部を改正する法律、これが本年十月一日から施行される予定でございますので、同日付で財務部にかえて財務事務所が設置されることとなるわけでございます。

また、事務の集中につきましては、五十九年度におきましては、現在の財務部の事務のうち、主計事務、それから信用金庫の検査事務等を財務局、本局でございすけれども、これに集中することを予定しております。また定員につきましては、五十九年行革大綱に基づきまして、百人の削減を五十九年度においては行う予定でございます。

○鈴木和美君 今ある程度のスケジュールが示されたわけでありまして、私が聞いていた話が間違っているかどうか確かめたいんです。

今、財務局、財務部を通して一年についておやめになる方が大体八十人ということをよく聞かれますが、その八十人ということと算術計算で考えますと、五年で約四百人ですね。その四百人というやめる数と、今のお話の、五十九年から六十三年まででしょうか、その中に四百人をやめさ

せるという計画であるというものは、これは同一のものなんですか、ダブるんですか。

○政府委員(田中泰助君) 簡単に申し上げますと、ダブるものではございません。

ちよつと詳しく申し上げますが、財務部の整理合理化によりまして人員の削減は、先ほど御説明申し上げましたように、財務部が廃止されて、財務事務所が配置されることに伴いまして事務が財務局に、本局の方に集中されますので、それで所要の人員を本局に引き揚げるといふようなことによりまして、現在の財務部の定員に比しまして、六十三年度末までに約四百人を減ずるといふこととでございます。

一方、財務局全体の定員削減、これは第六次の定削計画、これは五十七年度から六十一年度まで行われているものでございますけれども、これが今先生おっしゃいましたような約八十人ずつという数字でございすけれども、これは前に述べました財務部の整理合理化に伴う削減数といひますか、削減数は、その定削の内数でございすから、ダブるものではございません。そういうことでございす。

○鈴木和美君 事務所ができるということとの関係において、主計事務とか融資事務のうち資金管理事務と信用金庫検査事務、国有財産の管理処分のうち債権者管理事務というようなものを局に集中するわけですね。そうですね。その局に集中するということは、財務部の定員全体二千名というやうなことに考えると、約二〇%の四百ですね。

その事務を局に持つていくということと、それに従事している四百人ですね、それとが、仕事が行くときには人もついていくといふんであれば私わかるんですよ。ところが、仕事はそつちに、事務所の方に移しながら人だけは減らしてしまうといふことになるかと、この仕事はだれがやるんですか。非常に矛盾が出てくるんじゃないでしょうか。

○政府委員(田中泰助君) 財務部から仕事は本局の方へ引き揚げられる。それとあわせて事務

の合理化、効率化ということが行われますので、財務局、財務部を通じての定員削減の中で、その財務部から本局へ人員が引き揚げられますけれども、事務に必要な人員は確保されているといふふうに私も考えております。

○鈴木和美君 納得できません。後からでも結構ですから、私に納得するように説明をしていただけませんか、時間がございせんので。

そこで、大臣にちよつとお尋ねしますが、今回の財務部の問題というものは、考えてみれば、行政サービスというものをカットしちゃって、つまり利用者というか、そういう人たちに財務局や財務部のやっていた仕事の部分を多少不便をかけるかもしれないけれども、ぜひお願いいたしますよというやうな意味合いが行革というか、合理化というか、そういう中身の柱になつていふように思ふんですね。そうしますと、私のところ、福島県で考えますと、例えば今までお金を借りるとか何かというやうなことで福島県の財務部、そこに行つていふような話をしていたものが、今度そういう事務が仙台に引き揚げられちゃいますね。引き揚げられるということになると、貸し付けは福島でいろいろお話をしておつただけけれども、その後の相談とか、それから対策というものは今度仙台まで出かけていかなきゃならぬということになりますね。そういうやうな状況というものは、一本本に財務部の行政サービスという面から見ていふんだらうかというところをつくづく考えるんですが、大臣の見解いかがでしょう。

○国務大臣(竹下登君) これは、鈴木先生は郡山、福島、仙台、私の場合で言えば松江と広島と、こういうことになるわけでございます。いわゆる起債業務とか資金運用部資金の問題等になりますけれども、私も考えてみますと、いわば貸し出し先とでも申しますか、そうすると大田市町村の数プラスほんのわずかのアルファということになりますけれども、それらが出張する距離が遠のいてきますけれども、ある程度のものが局に移ることによつて行政事務の簡素化にはなるだらう。それだけに、福

島なり松江なりで解決つく問題を遠くまで出かねばならぬということ、いささか痛みを分かたつということになるでございましょうが、それが両方行かなくはいかぬという二重な行政事務が間々あつたとすれば、その分はまた合理化されるだろうというような、私は、これもいささか大蔵大臣というよりも地元の関係者としてそんな認識をいたしておるところであります。

○鈴木和美君 今の大臣のお話は、実務の方から見ると、これからの示唆に富んだ話だとは思ふんです。つまり、二重に行くということは、住民の側の方から見れば大変これは苦痛なことですから、その解決の方法は、一つにしまふか、二つにしておいて人を置くか、全然やらないかですね、それしかないんです。だから、そのときに、その合理化、痛みを分かち合うとは言いながら、それは自然的に水は低きに流れるような格好でやらないと無理がいくと思ふんですね。そういう面から見ると、今回の人員の計画というものは、私非常に唐突過ぎると思ふんです。

例えば、五十九年度、先ほど申し上げましたように、八十人ぐらいつやめていくというものに見合ひながら計画を進めようという考え方なんでしょうが、五十九年度については、何か話に聞きますと、百名持っていくというんです。五十九年度、共済事務の共済組合の監査、主計事務の補助金の実態調査、予算繰り越し事務、こういうものを局に吸い上げるわけですね。それとの見合ひにおいて一年約八十人だと思ふのが、この年だけは一挙に百人持つていくということですね。そうすると、百人持つていくということは、その仕事をやっている者をつた切つて持つていくということになるわけですから、今の話から見ると非常に無理な計画だと思ふんです。これは事務当局いかがですか。

○政府委員(田中泰助君) 先ほど事務の本局への引き揚げのところで御説明申し上げましたように、五十九年度は主計事務を本局へ引き揚げらる

けでございすけれども、現在財務部で主計事務に従事している人数がかなりございす。そういうのを五十九年度に、まあ一挙にと申しますか、一度に引き揚げますものだから、五十九年度については若干人数が多くなつておる、百人になつておるといふこととございす。

○鈴木和美君 どうもそのところよくわかりませんので、後からまた説明をいただきます。

それから大臣にもう一つお尋ねしたいことは、先ほど限界であるという言葉の中でもう少し認識を大臣として持つていただいて、誤差のないように対処していただきたいんですが、今度、税外収入というところで国有財産の売り払いというわけですか、そういう事務や対策が非常に多いわけだと思ふんです。これが約二〇%ぐらひ私はふえるほどの登録の問題、現状どうなつてゐるか聞かへてくるんですが、そういう事務量が完全にふえてくるというところは、もう現にわかるわけですね。ところが、そのふえてくる業務の方は何らの手も打たれないまま、削減する方だけが先行するといふような財務行政のあり方に対してはどうも私は納得できないんです。そういう意味で、限界じゃないかといふことを押さへながら、プラスされるところはプラスされるように手当てをしつかりすべきだといふ考え方で私はお尋ねをしたんでございす。そのことに対する御見解はいかがでございす。

○國務大臣(竹下登君) 素朴な感じといたしまして、私自身もサラ金規制事務の問題と、それから税外収入確保のための国有財産売却の事務がふえていくといふことは、私なりに理解できるところであります。したがら、実際に見てみましても、貸金業法施行、規制法施行によつて、財務局における貸金業者の登録指導、監督、立入検査、苦情処理の事務を行つておられて、三月末日現在の財務局における登録申請受け付け件数が七百件、うち登録済み件数が六百二十件。これからその事務は増大しますし、また苦情処理でこ

ざいすか、そういうものもふえていくといふことは私もそのとおりだと思つておられます。したがつて、その事務処理の合理化を図つて、それらの所要の人員の確保にはこれは努めていかなきゃならぬ問題だといふふうに理解をしておるところでございす。

国有財産の方も、先ほどいささか冗談話のように申し上げましたが、これはちょうど私が大平内閣の大蔵大臣のときにこの問題一番議論いたしましたのは、大平さんの時代にはまさに税務署がやつておつたといふこととございすので、大平さんはその当時のことを想起しながら、ただ御案内のように給与体系が違ふといふ問題もございすけれども、あるいはまた、荒っぽい議論をする人の中には、むしろ局においてちゃんとした方向さへ定めておれば、むしろ都道府県に委託した方がいいじゃないか、こういうふうな議論もいたしたわけでありまして、この問題は金目で見ても、土地売却収入として八百二十億、これは五十八年度予算は六百五十六億、だから二二・三%という大変な伸びでございす。したがつて、これは国有財産は中央審議会で未利用地、国有地の買ひ受ける勧奨、一般競争入札を積極的に進めたり、それから昔の里道や水路や我々が考えても、それが国有地かといふようなものたくさんございす。ああいう問題等についての処分も進めていくといふこととございす。したがつて、それが職員の方に過大な負担とならないような方向でこれを行つていかなきゃならぬということになりますと、ただ、国有財産のそうした問題につきましては、いわば関係者、なかなか地方団体が多いわけとございすけれども、それらの協力もいたされる立場にもあるわけとございすので、それらの協力もいたさながら、これが円滑に進んでいくような配慮をしながら、これを円滑に進んでおるところとございす。

○鈴木和美君 私、いつもこの委員会が質問すると人のことばかり言つてゐるんですが、私は財務局の場合には、今、人をふやしてくれといふこ

とを強調するよりも、むしろもう限度ですよといふことを大臣、私は強調したいんです。もうこれ以上どうにもなりませんよ。ところが、どうしても世間一般的にもそうだし、省内でもそうなんです。何か行革とかといふことになる、この財務の問題がいつも矢面に立たれるといふ状況にあることに対して、本当に私は腹が立つてすわ。つまりそれは考えてみると、全国の財務局を所管するところが先機関であるといふことで、大蔵行政の中で、この財務行政を所管するところが、省の中で地方課の皆さんがえらい苦勞して世話役をやつてゐるわけですね。そういう組織上にも一つ欠陥がありはせぬかと思ふんです。地方課が所管するものから、あつてもなくないといふ感じが外からとられやすいといふようなことを私は印象として持つんですが、そういう組織機構を含めて、この財務行政の位置づけといふものをもう少し太く位置づけるという方法はないものなんですか、見解をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(田中泰助君) 先生、財務局についていろいろ御心配をいただいた大変ありがたいわけとございすけれども、大蔵省といたしましては、現在官房地方課で財務局についての元締めみたいなことをやつておられますが、現在の体制で財務行政を遂行していく上での体制は十分であるといふふうに考えております。

○鈴木和美君 そう答えなきやならぬでしょうから、それは結構ですが、ぜひ大臣、私の言つてゐる真意を胸に刻んでおいてほしいと思ふんです。そこで最後、この財務問題についての最後ですが、先般大臣からも、ある答弁が横の方からされたみたいな形なんです。今私が述べてきたようなことの中で、財務行政といふものの重要性を認識しながら、実態がよくわからないという意味で、行革の中で国税の問題といふもラップされて議論される問題があるんです。財務から二千名国税のために必要だ、財務は要らないじゃないかとい

うような議論がまことしやかにされるわけですが、私はこの見解には絶対くみしないし、反対です。それはもう完全に、つまり論語読みの論語知らずみたいな格好で、本当に実態に合わないことだと思ふんです。そういう意味で大臣にもお願い申し上げたいんですが、そういうようなことは一切しないということをどうぞここで表明できれば、していただければ大変ありがたいと思いますが、大臣から見解をお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) どうか私が答弁いたしましたのは、率直に申しまして、この今度の財務部が財務事務所になって、例えば私のところで言うならば松江から広島へ、先生のところで言えば福島から仙台へというような中で、どうしてもその県内を離れることができないという家庭環境にある人を特定して、しかもその人がたまたま従来の経験から税務行政に携わる素質がある場合、その人たちの念頭に置いて考えてみたらどうかといったようなことを勉強したことがあるという意味のことを申し上げたことがございます。私どもといたしましては、いわゆる固有、財務局が税務を除く大蔵省の総合出先機関ということで仕事をしておりますので、その要員確保についてはそれはそれとして、税務を除く総合出先機関としての対象としてこれはその要員の確保に最大限の努力を今日まで払ってきたところでございます。

それから税務の問題は、執行体制の充実強化、これは重要であることは事実でございますし、定員事情の厳しいものではあります、これはまた国税職員ということも、事象を対象としての人員増にこれまで努めてきたわけでございます。したがって、財務の人員を国税に回すという意見が全くないわけではございませんけれども、財務局は先ほど述べましたような税務以外の総合機関としてのあり方を今日までも持続しておるわけでございますので、これに対しては、今後ともこれは極めて慎重に検討していかねばならぬ課題だというふうに理解しておるわけであります。したが

いまして、私も、個々のケースで、実際問題、本当に小人数の人員を対象として考えられた場合、先ほど私が申し上げましたような事例もあるいは皆無とは言えないでございましょうけれども、この問題はその仕事の実態から見ても、まさに慎重に検討していかねばならぬ課題だというふうに事実認識をいたしておるつもりでございます。

○鈴木和美君 毎年毎年やっていると話でございまして、私は今の大臣の答弁をこういふふうに取り敢ねさせていただきますが、それでよろしいでしょうか。

まず、前段の方の財務行政が、それこそ合理化合理化というか、仕事をしないというふうなことを考えるというところはもう限界にきている、もうこれでぎりぎりであるぞと、そういう認識で大臣もおられる。つまりそのことを裏から見れば、それに必要な人間というものは確保しておかなくていかぬというように私は受け取らせていただきました。またし、定員削減というものはもう限界だぞというように私なりにとらさせていただきます。

二つ目の問題は、今、国有財産の問題と貸金業のことだけしか触れておりませんけれども、新しくプラスされるというふうなものに対してはそれなりの人の手当ては必要であらう、こう受け取らせていただきます。

最後に、財務局から税務署に持つていくというふうなことについては、きょうの答弁は先回の答弁とちよつと違ふんですが、慎重に扱わせてくれというところだったんですが、先日の答弁のときにはそんなことは考えない、もうはなからそんなことは考えてないよ、しかし勉強の中に、税務署に転出するというか、たまたまそちらがいいというふうな人がおれば、それはそのケースとして考えるけれども、はなから財務から国税に持つていくというふうなことはもうしないよという話を先般承つたものですから、大体今の答弁はそういうニュアンスであるなというように受け取らせていただいたのでございまして、解釈、説明は要りませんので、そうだと答えていただきたいと思います。

す。

○国務大臣(竹下登君) 今、鈴木さんおっしゃつたのと認識に相違はないと思つております。

ただ、行政改革とか人員削減の問題、政府全体の課題としていろいろ議論することが今後とも皆無ではないと思ひますので、それはそれとして、そういうことも皆無ではないという認識には立たざるを得ないと思つております。

それから財務局職員の心情把握の際に、国税庁への転出希望者がいらつしやるかどうかというふうな問題は、ある程度それは心情把握の上では調査しておかきやならぬと思ひますけれども、あくまでも税務行政を除く大蔵省の総合出先機関、そういう認識にはきちんとして対応すべきであるというふうな考えでおります。

○鈴木和美君 それでは次に国税の問題に移らせていただきます。

まず、国税の問題で一番最初に聞きたいことは、これも何回か直税の議論のときにも出ておつたのでありますが、法人税関係につきまして、この法人税の五十八年度でも五十七年度も結構ですから、申告件数と実調の件数、その割合、そして更正決定が何件あったか、そしてその更正決定が行われたことによつて新しく申告漏れの所得というものがどのぐらひ把握されたかということなどについて御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(渡辺幸則君) お答えいたします。ただいま昭和五十七事務年度の数字しかございせん。これは昭和五十七年の七月一日から昭和五十八年の六月三十日までの間でございまして、この間における法人税の調査状況につきまして、ただいま御質問の点を申し上げますと次のとおりでございます。

まず第一に、処理件数でございまして、百八十四万四千件でございます。次に、実地調査件数でございまして、二十万件ちょうどでございます。それから実地調査割合でございまして、一〇・九%でございます。更正決定等の件数は十六万二千件でございます。この更正決定等の割合は一・

〇%でございます。総額としましての申告漏れの所得金額は、一兆四百六十八億円でございまして、これにかかります調査による追徴税額、これは加算税を含んでおりますが、三千四百九十六億円でございまして。

なお、法人税の事務職員一人当たりの追徴税額、これも加算税を含んでおりますが、これは三千二百万円でございます。

○鈴木和美君 三千二百万円というのは、現在法人税に關係しているという職員全体、一万何ぼかで割つた数字でございまして、ですから実際に実調に出かけていった人ということでは割れば、ちよつと金額が違ふと思うんですが、どのぐらひになりますでしょうか。

○政府委員(渡辺幸則君) 御指摘のとおりでございます。ただいま申し上げました数字は、法人税の事務職員約一万人をベースにいたしましたので、その一人当たりの追徴税額を申し上げたわけでございます。法人税の事務の中には、委員御指摘のよう、申告書の審理とか整理とか、あるいは申告指導とか、内部事務が相当ございまして、調査事務量に見合う一人当たりの追徴税額は、委員御指摘のとおりかなり多額なものになるわけでございまして。五十七事務年度で仮にこれを算定いたしましたものと、約四千四百万円程度になるわけでございまして。

○鈴木和美君 四千四百万円から、私も試算してみても、約四千五百万円、多く見積もる人は五千万というふうなことを述べられております。これはいづれも議論になりますが、何も税務署の職員一人頭に割つてみて、四千万稼ぐんだから、人をふやしたからといってそれだけ上がるわけじゃないということは、一般論としてはそうでしょう。しかし、實際上、実調率を見て、十年に一遍というふうな格好を見て、必ず実調をすればこの金額が出てくるわけですね。まさにその実調の更正決定のパーセンテージが非常に高いですね。そういう面から見れば、必ず実調というものの重要性というものは私はここで明らかに出てくると思うんです。

そういう意味で、私はもう一つ実際のことを尋ねたいんですが、現在国税職員の中で、ここに書いてあるように、五十六年度と五十七年度の実調率を見てみますと、ちよつと上がっていますね。これは実調率が上がったということで、実調が行われているということよりも、中身を見ると、実調件数がふえたものだから、実調の時間が短いんだと思うんですよ。本当にこれを行ったというだけの数字であつて、真剣な実調が行われているかということになると、私は認識がちよつと違ふんですが、この辺の実態はいかがですか。

○政府委員(渡辺幸則君) 確かに御指摘のような点はございまして、法人税に限らず、実調につきましては、通常の調査、それから特別でや時間をつけて長くする調査、そのほか短期的に処理をする調査がございまして、私どもとしては、納税者に対してある程度の接触を保たなければいけない。一方また事務職員の数は限られるというので、この三者をどのように組み合わせまして最適な調査を行うかということに常に心を砕いておるわけでございまして、したがって、この実調率の数字というものは、委員が御指摘になりましたように、この短期の調査によつて年々多少変わってくるわけでございまして、短期の調査は、だからといって私どもは効率が特に下がるというふうにも思つておらないわけでございまして、現在の調査体制のもとでは、この短期の調査はもう必要最小限のぎりぎりの時間で、職員にも相当の過重で働いていただいて成果を上げておるというふうな状況でございまして。

○鈴木和美君 言葉じりをつかまえるつもりはございませぬけれども、実調の時間が短くても効率は上がるんですか。そういう認識ですか。

○政府委員(渡辺幸則君) これはもう一つの要素といたしまして、調査対象の選定能力ということが絡んでくるかと思つてございまして。調査をいたしますときは、申告漏れの額の大きいもの、あるいは悪質なもののうちから目星を、ある

いは目安をつけまして行うわけでございまして。そのときの目安のつけ方というものが、いわば甘くなればこれは能率は下がってくるわけでございまして。またそこが非常に鋭いものがあれば、それだけ効果は上がるということでございまして。その辺の調査の選定能力というものは、私ども大変いつも注意をいたしておりますので、実調の時間を縮めるといふ場合は対象の選定能力をふやすと、そういう前提のもとで考えておるわけでございまして。現在、そういう点に配慮をいたしまして最大限の努力を行つておるということでございまして。

○鈴木和美君 私は、実調の時間が少なくなつていくということは、今お話しするような面もありまして、なしとはしません。しかし実態は、私は違ふと思うんです。それはやつぱり頭数だと思うんです。

国税に働いてる人たちが職場の中でこういう問題を指摘しているんですが、このことについて当たつていのか間違つていのか聞きたいんです。申告水準の向上、公平課税の確保を最終的な目標にするため、実調率維持方針がとられています。そのこと自体は、国民的要請にこたへる意味では大切なことであると認識しつつも、しよせん限られた人数の中でのやりくりであるところから、職場にいろいろ無理を強いられている現状にあります。今や、納税人口の増加と相まって、取引規模の広域化、複雑多様化など、過去一日でできた仕事が一週間以上の時間を必要とする要因が後を絶ちません。そのような中であつて、実調率どころか実調件数を維持することも大変であります。実調率維持、すなわち外部調査事務優先は、必然的に内部事務面へ影響を及ぼします。外部事務要員の増加は内部事務要員の縮小をもたらす、外部事務日数の先取りは内部事務日数の減少をもたらしている。これが実調にまた時間をかけられないというところの真の実態だと私は思うんです。それを申告漏れの高いところからとか、悪質だというようなことだけで片づけられないんじゃないでしょうか。いかがですか。

○政府委員(渡辺幸則君) 大変重要な御指摘でございまして。内部事務につきましては、私ども常々からその合理化ないしは省力化ということに配慮をいたしておるわけでございまして。

その前に実調率についてのお尋ねでございまして、これは納税者に対します調査による接触を極力維持するという観点から、ある程度のはこのれはどうしても必要でございまして、それは私どもとしていつも意を配つておるところでございまして。しかしながら、御指摘のように、他方では内部事務ということもかなりのウェイトを占めるわけでございまして。したがって、電算化とか機械化とかいうことを推進したりいたしておりますし、また外部からアルバイト等を活用いたしましてこれを内部事務に充てる、ないしは事務処理手順をなるべく合理化する、報告なども極力少なくするといふようなことをいたしまして、調査事務量の確保に努めておるわけでございまして。

しかしながら私ども、御指摘のように実調率一本やり、もう実調率だけ考えれば何でもいんだと、そういうようなことでは考えておらないわけでございまして。実調は、その他の税務行政、すなわち指導であるとか相談であるとか、ないしは広報であるとか、そういうものを一体化いたしまして総合的にいたしませんと効果が上がらないわけでございまして。また逆に、実調の事務を随分下げましてこういう指導とか相談とか広報をやりますと、その結果は必ずしも実りが少ないわけでございまして。したがって、こういう調査とそれからそれ以外の事務とは車の両輪みたいなものでございまして、局あるいは署の幹部という者は常に事務量をどういふふうに分けたいのか、税務職員をどういふふうに分けたいのかというに張りつめた状態にあるかというところにつきまして日夜苦心をいたしておるわけでございまして。

委員の御指摘、まことにございまして。私どもは、そういうことで、私どもは実調一本やりというところでは考えておりませんが、他方、ある程度の実効のある実調を維持しなければ、総合的な戦力としての税務の運営ということもまたなかなかうまくいかないというのの実情でございまして。この間、私どもも、幹部もまた職員もともに日夜非常に苦心をいたしておるところでございまして。

○鈴木和美君 持ち時間が少ないので、中身がもう少したつたんですが、述べられません。もう一つ重要なことをお尋ね申し上げます。

国税通則法の一部改正のところで記帳義務の問題が大変議論されて、税務職員の態度やモラルや、そういうものについての御指摘なども大変ありまして、それはそれなりに留意してかからなきゃならぬことだと私も思うんです。しかし、納税環境がすべて適正な納税を行うというような体制になつていくかというところ、大変問題がある面もなしとはしないと思うんです。

私、先般こういう本を読んでびっくりしやつたんですが、これは、北條恒一さんと言われる方からございまして、これは、「歪められた反税闘争を衝く」『民商』の実態」というのが私の手元にあるんですが、この民商というが、民主商工会と言つて、この民商と、この団体に対して税務当局はどういう団体であると認識されておりますか。

○政府委員(渡辺幸則君) お尋ねでございまして、私どもは、税法の適正な執行という見地からいたしますと、いつも同じような立場にある納税者は同じように扱うということが、これはいわゆる水平的公平という点から必要であらうかと思つておるわけでございまして。特定の団体に所属しているからといって納税者の取り扱いを異にする、これは私どもも許されないと考えておるわけでございまして。しかしながら、他面、特定の団体に所属しているから納税をしなくていいとか、あるいは納税を不当に低くしていいとか、そういうこともまたあつてはならないことだと思つてございまして。そういう見地に立ちまして、納税につきまして非協力的な方々、これには常に厳正に対処しなければいかぬ、こういうふうな思つておるわけでございまして。

○鈴木和美君 私も別に、特定の団体に所属しているから差別をもって見るなんという、そんなけちな考えはありません。それは当然だと思ふんです。

ただ、税務職員が適正な実調などを行うときに、この本で読んでみたり、ビラで、私もたくさん持っているんですが、私の知っている友達も名指して書かれているものもあるんですが、そういう事件というか、調査妨害というか、そんなことがあつちやいかぬと私は思うのですから、その点はどうぞこの団体に対しても、そういう問題があれば適正な話し合いができるような指導も十分にしてもらいたいと私は思っているんです。

それで、ここにたくさん本がありますけれども、昔と今とでは対応が大分違うんだという話も聞いているんですが、そういうことに對してはどんな現状でございましょう。

○政府委員(渡辺幸則君) いわゆる納税非協力者というこの調査に当たりましては、場合によってはいろいろなことがあるわけでございます。多数の会員とか事務局員に取り巻かれるというようなこともございまして、また相当きつい言葉をいただくこともある。また最近ではビラなどで個人攻撃、税務署員の個人攻撃をされるということもございまして。最近でもまた物理的な暴力が振るわれるというような場合もないわけではございません。

そういうことで、調査の担当者はほかの事案の調査に比べて精神的にも肉体的にもかかり、これは生身の人間でございますから、こたえておるわけでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、私も一面におきまして、そういう場合におきましても毅然たる態度で対処をいたしておりますし、またそういった職員につきましては、これは常に士氣の高揚を図るということに内部で十分配慮をいたしているわけでございます。

○鈴木和美君 過度な対応をする必要もございせんけれども、人間と人間の関係ですから、どう

ぞうまくやっていたきたいんです。

しかしまた、問題があれば、私も国税の労働者の推薦の鈴木和美でございますから、皆さんの仕事のこともやらなきやいかぬと思つています。

さて、大蔵大臣に最後にお尋ね申し上げますが、今税務労働者の職場での感じの世論調査があるんですが、このことと、それから今まで質問をしましりましたこととの関係を見ながら御質問いたします。

現在の仕事の状態は、人員が仕事に追いつかないという者が五八・九%あるんです。仕事がつまらなくなっているという者が六一・三%ある。人事が不公平であるという者が二九・〇%、立場が不明確であると答えた者が二・五%、職場環境や設備がよくないと答えた者が二〇・九%ございまして。これが労働者が職場で感じている実態であります。

こういう一面と、先ほど実調の問題を取り上げまして、御質問して実態が明らかになってまいりました。そして算術計算ではじくわけじやございせんけれども、一人当たり法人税は、実調やれば約四千五百万税収が上がっているという実態もまた明らかであります。

こう考えてまいりますと、私は国税職員の問題について各議員さんの理解によつていゝんな附帯決議がつけられて、毎年毎年過ぎていきます。大臣の答弁によれば、皆さんの御協力によつてああいうことになったとか、附帯決議があつたから縮小のやつがある歯どめができたというような御答弁でございます。しかし、それをもう一歩進めて、国の財政がこういう状態になっているときに適正な納税というものを指導し、またそのことをやらなきやならぬということが本場に重要だとするんであれば、単なる附帯決議をつけたらとかつけないからというような問題だけにとどまらず、もう少し積極的な私は対策を方針的に、大綱的に、ただ人を少ないところから持ってくるのか、またちよつと削るところを上げたかというような、そんなことじやなくて、根本的な政策樹立という

ものが必要だと思ひますが、その答弁をいただきます。まして私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) この示されておりますいゝゆるアンケート調査、これは第一線で働く皆さん方がそういう感じを持つていらつしやるということとを素直に受けとめるための貴重な資料であると思つております。で、本委員会におきましてもいつも議論が行われるところでありますが、確かに私が申し上げておるのは、まず陳より始めよとか、いろいろ議論の中に私どもが税務職員の増員、充実というものを図つていくためには、附帯決議とか、あるいはこの委員会等におけるいわば激励とも受けとめるべきその御質問というものが支えになっておるといふことを申し上げておりますが、とはいへ、その支えにのみすがつてみずから積極性を欠くということではありません。私どもも本委員会においてたびたび議論されておりますような方向で實際問題検討していかなきやならぬじやないか。

本場に素直な気持ちから申し上げまして、従来、大蔵大臣といへば大蔵蔵出のことを主として考えておればよかつた。が、今やまさに歳入を絶えず念頭に置いて、いわば仕事の質的な変化というところと少しオーバーになります。そんな感じにする昨今でございますので、御要請の趣旨を体して、まさにまじめにこれは検討すべき課題だと思つております。

○倉田寛之君 大蔵当局のいろいろな資料であるとか、あるいは税調の答申であるとか、さらには行革に関するさまざまな資料を拝見をさしていただきますと、いゝゆる第一次石油危機以後の十年間、この間に多額の公債が発行され、公債残高は、資料によりますと、五十九年度末には百二十二兆円程度にもなるだろう。しかもGNP比も対四割の水準を超えるであろう。でありますから、財政改革、財政再建というものは、やがて十五年余りしてやってくる二十一世紀の時代にツケを回さない、すなわち現世代に生きている者の責任において、食いつぶしの世代であつたと過酷な評

価を与えられないようにしなければならぬ、こういうことが今大きな問題としてあるわけであり

ます。

ところが、数字的に百二十二兆円に上るであらうと言われても、一般の国民の皆様方は、私もそうでありまされども、一体どういふような財政の状況になつていゝるんであらうか。

ちなみに、最もわかりやすく昭和五十九年度、本年提案をされております一般会計の歳出予算から、仮に税金一百万円のお金、このお金はどんなふうにするでなつていゝるのかというのをプログラムをしてみました。そういたしますと、数値的にはいささかのずれはあるでありますけれども、何と驚くべきことに一百万円の使途は、二千十円といふのは国債償還に支出をされる。これは言いかえれば、一百万円のお金というものは、国家予算の中にあつては七千九百九十円にしか使われておらないのだなといふことを実はつくづくと肌身に感じ、そぞろ恐ろしくなるわけでありまして。

そこで、昭和五十五年の十一月の税調の中期答申、この中で次のようなことが実は述べられておるわけでありまして。「特例公債の償還が本格的に始まる昭和六十年より前に、国税収入の歳出総額に占める割合を、昭和四十年代における我が国の水準や主要諸外国における現在の水準を参照して、まず、八〇%程度にまで引き上げることができらば、財政構造の健全化はかなりの進展が図られ、国民のニーズに応えつつ安定的な財政運営を維持することが可能となり、財政の対応力も相当程度回復されることとなる。」。こういうふうには実は中期答申では述べておられるわけでありまして。翻つて、現今を考えますと、残念ながら昭和五十九年度の予算では六八%程度を占めるのでありまして、目標水準にはほど遠いのであります。

そこで、この際お伺いをさしていただきますが、政府はこのような状況をどのように受けとめられ、また今後どのように対処をしていかれるおつもりか、まずお聞かせをいただきたいと思ふの

であります。

○國務大臣(竹下登君) 御説の計算は事実でございます。しかも、私もいま一つ考えますのは、その一万円のうちの千数百円というものが、言ってみれば、富の再配分という形ではなしに、国債を現に所有していらつしやる方に対する利子という形で資源配分がなされていくというところに国債政策の持つ基本的な問題点があると思つております。確かに、国債政策というものの踏み切りしたのはオリンピックの翌年、戦後最大の不況と言われましてそれからでございます。しかしながら、そのときの国債政策というものは大變に短期的にその効果を上げて、まさに四十年代というものはそれなりに、少なくとも四十年代前半というものは私は好調に推移して来たと思つております。四十年代後半になりまして、たしか四十八年が福祉元年と言われる時期でございます。そのときに同時に起こりましたのがいわゆる第一次石油ショックでございます。したがつて、それからいわば公債依存度が高くなり、したがつて租税収入等、国債収入等が歳出総額に占める割合が大變落ち込んで、その後からきていくわけでありまして、

その後の公債依存度というものを下げて、当面国債償はずつと長らく続くわけでございますけれども、全体の水準を下げることによつてこの国債収入の割合を比例して高めていく。

さて、それがためにどうしたいかということになりますと、まさに国民の現在受けておりますその水準を下げるのか、あるいは受益者も国民、また負担するものも国民でございますから、負担をお願いしていくのか、あるいはそれらの組み合わせでいくのかということが、国会の場での議論を通じて国民のコンセンサスがどこにあるかというものを見定めながら、本質的には国債収入の割合が徐々に高くなっていくという方向で健全な姿に回帰を求めていかねばならないというふうに考えておるところであります。

○倉田寛之君 次に、先へ進ましていただきました中期の財政運営に關しまして御質問申し上げます。

当局の資料の「中期的な財政事情の仮定計算例」というのがございます。これによりまして、一般歳出の伸び率〇・三、五、この三つのケースが示されておるわけでございます。そのいづれを見ましても、財政改革への道程というものは容易でないものがあろうというふうに思慮されるのであります。例えば特例公債の借りかえを発行しつつ、一般歳出について伸び率〇・〇で何年も据え置くといったと、六十五年度には要調整額が解消されますけれども、行政サービスの水準が大きく低下するであろう、国民生活に甚大な影響を与えるのではないだろうか。また一方、一般歳出を毎年五％で伸ばしたと仮定をいたしました、特例公債の借りかえを行ひましても、昭和六十五年度には十兆円近くの要調整額が生じるようになってしまいます。どのようなケースに従つて今後の財政運営を進めていくつもりか、まずお伺いをしたいと存じます。

○政府委員(保田博君) 先生御指摘の仮定計算例は、財政改革の進め方を考えるという際の御議論の参考にしていただくというところから、五十九年度予算のいろんな計数を踏まえまして、一定の仮定のもとに、あるいは等率でございまして、あるいは等差といった機械的な手法によりまして、昭和六十五年度に至る財政収支の状況を試算、試みに計算をいたしましたものでございまして。このような性質のものでございまして、仮定計算は前提の置き方によりましてことに千差万別、幾通りも可能なものでございまして、先生がごらんをいただいておりますように、我々の方は一般歳出の伸び率につきまして三通りの計算をお出ししたわけでございます。機械的な試算でございますので、それぞれのケースについて我々として、この方法がいい、この伸び率によるべきだといったような特別の政策的意図を持つておるわけではございません。単純な試算であると申し上げておきます。

で、一般歳出の〇・〇というものにつきましては、御承知のように、五十八年度、五十九年度の二カ年にわたりますと、国債償と地方交付税といったものを除きます政策的な経費につきましては、二年間にわたりますと前年度対比で〇・〇である、これはマイナスといった予算を組んだわけですが、それを引き続き今後とも六十五年度まで続けたら、これは大変な問題として私は非常に難しいと思つております。御承知おきのよう、高齢化社会を迎えまして、社会保障関係費なんかの趨勢的な伸びというものは、よほどのことでないと思つて、この試算によりまして、この一般歳出の国民所得に対する比率も、五十九年度の一三・七から九・四に落ち込んでしまふといったようなことでございまして、なかなか現実的なものではないと思つておるわけでございます。

また、一般歳出の伸びがこの三つのケースのうち最も高い五・〇というところで試算をいたしますと、この国債費あるいは地方交付税の伸びも含めた全体の伸び率が国民総生産の伸び率の上限よりやや下回るといったようなことでございまして、臨調等の御指摘のラインに乗るわけでございますけれども、これは先ほど先生御指摘のように、非常に大きな要調整額が毎年度残つてしまふという問題があるわけでございます。

この三つのケースにつきましても、この試算は単純に毎年度同じ割合でやつてありますけれども、このゼロはともかくとして、三、五、五の総体の伸びも前の方に前倒しをするか、後ろの方に倒していくかといったような選択も可能なわけでございます。それらのどれをとるかということについては、毎年度の財政事情を勘案しながら考えていかねばならないと思つておるわけでありまして、いづれにしても、先生御指摘のように、今後一般歳出を伸び率ゼロとして続けていった場合以外には、まず相当の巨額の要調整額が毎年度残るわけでありまして。

要調整額と申しますのは、歳出が歳入を上回る部分でございまして、結局これを縮めなければ予算は組めないわけでございます。歳入が歳入を上回る部分が要調整額であるといつたしますと、これを解消する方策は、歳出をカットするか、歳入の増加を見込むか、あるいはその組み合わせの三つに頼る以外はないわけでございます。

我々としては、まずもつて歳出の節減合理化を図る必要があるというふうに考えておる。まして、各種の制度・施策を根本から見直し、経済、社会の構造変化に即応した新しい時代の要請にこたえ得るような財政体質に変えるということがまず第一にとるべき基本的な態度であると思つておりますが、同時にまた、真に必要な政府の役割、これを果たすための財源、国民負担のあり方についても検討が必要であらうと思つておるわけでありまして。

ただ、流動的な国際経済情勢のもとで、我が国の経済運営につきましても、一義的な予測を立てることはなかなか困難でございます。財政もその経済部門の大きな部門でございますから、この財政運営について現在の段階で昭和六十五年度に至

るまでの非常にリジッドな計画を立てるというとは不可能な状況でございますが、我々といったしましては、毎年度の予算の編成に当たりまして、最大限国民の選択の赴くところ、いろんな御議論を参考にいたしながら要調整額の解消のための具体的な方策を検討していくというふうに考えております。

○倉田寛之君 関連してお伺いをいたしたいのですけれども、時間が余りありませんので先へ進ませていただきます。

次に、特例公債の借りかえ問題についてお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

御案内のように、石油危機という予期しない事態の発生に伴ひまして、経済成長率は大幅に低下をする、税収の伸びは、先ほど来申し上げておりますように、急激な鈍化をしてくる、我が国の経済、財政を取り巻く環境というものは極めてゆゆしい事態を招来しつつあるというふうに思ふわけでございします。我が国経済の着実な発展あるいは国民生活の安定を図りながら財政改革を進めになる、特例公債について借換債を発行することを検討することもやむを得ないと私は思ふのであります。

ところで、特例公債についての借りかえを行うことにつきましては、特例公債償還の財源を調達する方法として借換債の発行を認めることを意味するものでございますが、公債の保有者たる国民の皆様に対しまして、現金による償還が保証されていることについては全く疑いを差し挟む余地はないと考えるのでありますけれども、聞くところによりますと、世間一般には、借りかえを行うことになれば各人が保有をしている国債について現金による償還が受けられないのではないだろうか、身がわりの公債を強制的に割り当てられるのではないだろうか、こういった誤解や心配という向きを現実にも耳にいたしておるところでございます。この際、個々の国債の保有者に対して、金額現金による償還を行うことには変わりない旨確認をいたしておきたいと思ひま

す。

○政府委員(保田博君) 先生のまさに御指摘のとおりでございます。国債の償還につきましては、それを所有する者に対して現金償還を確実にするということは当然の約束事でございますし、我々としてこれを何とか回避しようといったようなことを考えるつもりは毛頭ないわけでございます。この点は、現在も行われております建設公債の借換債の発行の場合と特例公債の借換債の発行の場合とで選ぶところはないわけでございます。

で、先生御質問の中にございましたが、いわゆる特例公債の借りかえという問題も、特例公債の償還をするための財源として新たに借換債、別途、国債を発行することができかどうかという問題でございます。この問題と個々の国債を現に保有している者に対して満期時に償還するということは全然別の話でございます。現在の国債の保有者には必ず現金で償還をさせていただきます。このことは当然でございます。この機会に改めて強調させていただきますと思ひます。

で、そのような誤解が二、三年前に実はある新聞で、政府が特例公債の借りかえの方針を検討した、検討を始めたといったような報道がございまして、そのときには証券会社とか我が理財局等に問い合わせが殺到して混乱したようなことが現にございます。我々としては、種々の機会をとらえましてそういう誤解が生じないように万全の対策をとりたいと思つております。

○倉田寛之君 借りかえ後の公債のすべては、国債整理基金特別会計法の第五条に基づいて発行されるわけであります。制度的には借りかえ後は特例公債と建設公債の区別がなくなるのではないかと私は思ふのであります。この際言葉の表現は悪うございますけれども、飲み食い費用を借金で賄うための特例公債と、いわゆる資産見合いで発行される建設公債では、基本的に性格が私に違ふのではないだろうか。したがひまして、財政節度を維持するというそういう観点に立ちまして、

借換債を含めた公債残高につきましては、特例公債にかかわる分、建設公債にかかわる分を区別して表示すべきではないか、こういう考え方を持つものでありますけれども、その点についてお伺いをさせていただきます。

○政府委員(西垣昭君) ただいま御指摘がございましたように、特例公債の借りかえを行います場合におきましても、その根拠法は建設公債と同じように国債整理基金特別会計法第五条ということ、根拠法は全く同じでございます。それから投資家といたしましては、建設公債の借換債であろうと特例公債の借換債であろうと、有価証券としての国債としての性格が同じでございます。それ、これも変わりはないと思ひます。しかし、御指摘のように特例公債の残高がどうなっているかということ、財政改革を進めていく上に必要だということ、財政審の答申でも何らかの工夫をして特例公債の残高を明らかにするようというふうな御指摘もございします。全く先生御指摘のとおりでございます。私どもはいたしましては、六十年度に向けてどういう方法でやったらいいかということ、これを十分検討いたしまして準備を進めたいと、こういうふうに考えております。

○倉田寛之君 次に、補助金などの整理合理化についてお伺いをいたしたいと存じます。歳出の節減合理化との関係でよく引き合いに出されるものに補助金などの整理合理化の問題がございします。補助金などが社会保障、文教、公共事業などの各種の行政分野の施策を推進する手段として重要な機能を果たしておりますことは論をまたないところでございます。したがひまして、補助金の整理合理化に当たりましては、個々の施策・制度の基に立ち返りまして見直しを行つていく必要があるのではないかとこの私に思ふのであります。つまり、一歩突っ込んでみるという意味でございます。

「五十九年度の補助金等整理合理化状況」という二ページ目の表を見ますと、今、私が申し上げた社会保障、文教、公共事業等々だけで八〇%を

実は占めているわけであります。ただ、この数値的なものでなくて、内容的なことへもその施策の推進という意味からも、この際、目を向けるべきではないだろうか、こういう意味でこの点についてお尋ねをいたしておきます。

○政府委員(保田博君) 補助金の整理合理化という問題は、かねてから各方面から御指摘を受けておるわけでございまして、我々財政当局といたしましてもかねがねその方向で努力をしておりましたわけでございますが、補助金は先生御指摘のように、社会保障、文教それから公共事業というように国の基本的な諸施策を遂行するための政策手段として非常に大きな役割を果たしているものでもあるわけでございます。したがひまして、それぞれの政策目的と切り離して単に補助金であるからというそれだけのことでこれを整理するということは適当ではないと考えておるわけであります。

ただ、補助金はとくく既得権化しやすいといったような弊害もかねてから御指摘があるわけでございまして、このような弊害を除去いたしますとともに、財政資金の効率的な使用を図るといったことから整理合理化を絶えず行つていかなければならない、そういう精神でいかなければならないというところは、先生御指摘のとおりでございます。五十九年度予算におきましてもいろんな合理化方策を実際に予算でやつております。

具体的に申し上げますと、一割削減という措置をやりました。削減目標額は千二百十三億でございますが千八百五十一億円を削減する、それから医療保険制度の改革に伴ひまして……

○倉田寛之君 もう一つ聞きたいから、ちょっと短くお願いします。

○政府委員(保田博君) それから水田の利用再編対策の転作奨励補助金の縮減、それから保健所に対する補助金を交付金にかえるといった方策を講じまして、一面ではまことにやむを得ない増加要素もあるわけでございしますけれども、補助金の総額としまして、五十八年度当初予算に比べて四千三百五億円を削減するというところにいたした

たわけでございます。この削減というのは昭和三十四年以來ということでございますが、我々としては相当努力したつもりでございますが、今後ともなおその方向で努力させていただきたいと思っております。

○倉田寛之君 もう時間がなくなりましたけれども、地方財政のことでお尋ねします。

国の財政事情も大変な状況にあると同時に、いわゆる地方財政も大変財源不足が続いてきています。しかも昭和五十九年度、今年を超過いたしますと、恐らく五十四兆円ぐらいの巨額の借金を抱えるように実は地方はなるであろう。

そこで、端的にお伺いいたしますけれども、特に事業税、これについて外形課税という考え方で導入を図るお考えがあるかどうか。中間を省略しましたので端的な質問になりましたけれども、お伺いをいたします。

○説明員(湯浅利夫君) 事業税の外形標準課税の導入問題につきましては、かねてから長い議論があるわけでございますが、特にこの事業税というものがある事業活動と地方団体の行政サービスとの間の受益関係に基づいて課税するという考え方で成り立っているものでございまして、それからまた法人なり事業をやっている方々が所得がなくて赤字になってしまいますと事業税を一銭も納めないというの、今の事業税の考え方から申しましてもおかしいのではないかとという議論もございまして、また地方財政の現況から考えまして、安定的な税収を確保するためにも、所得に対して事業税を課税するという方は、これは改めるべきじゃないかという強い御議論がございまして、私もそういったしでは、できるだけ早い機会にこの方式を導入すべきだと思っております。

ただ、この問題につきましては、御案内のとおり、企業関係税の問題とか、あるいは間接税の問題とか、国、地方を通ずる税制全体の問題にも関連してまいりますので、この問題については引き続き検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○多田省吾君 まず、大臣にお尋ねいたしますが、政府は四月三日の閣議で、たばこ、塩専売制度等、専売公社の改革関連三法案を決定されたわけでございます。またこの次には、たばこ消費税法案など関連三法案を近く閣議で決定いたしますと国会に法案を提出するという予定になっていらっしゃるわけですが、私は、将来法案が来れば詳しくまた審議しなければなりませんので今回は簡単にお尋ねしておきますが、そのめどをまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(小野博義君) 大変申しわけございません。

今の御質問の趣旨、そのめどとおっしゃったわけでございます。

○多田省吾君 法案提出のめど。

○政府委員(小野博義君) 現在、先ほど先生がおっしゃいましたように、たばこ事業法案並びに日本たばこ産業株式会社法案、それから塩専売法案につきましては四月三日に閣議決定が終了したわけでございますけれども、これと御一緒に御審議をいただくべきはたばこ消費税法並びにその関連整備法につきましては、本体の方が固まりましてから事務的にいろいろと作業をする必要もございまして、現在鋭意検討中でございます。そういう関係で、遠からず閣議決定の運びをお願いしたいと思っておりますけれども、現段階でまだ確定にいつと申し上げるに至っておりません。

○多田省吾君 したがって、現行のたばこ専売法や日本専売公社法は廃止されて新しくなるわけでございますが、新しい制度の実施は来年四月一日からと聞いておりますが、具体的に大きく変わる点は何点か変わるのか。

それからもう一つは、来春から輸入、卸が登録制になると聞いておりますが、しかし小売の制度は今までと同じだと。その辺の関係はどうなっているのかお尋ねしたい。

○政府委員(小野博義君) 今回の制度改正につきましては大きく変わる点は二つあるかと思っております。

まず第一点は、開放経済体制に即応いたしました、外国製造たばこの輸入の自由化を図ったということでございます。これに伴いまして、明治三十七年以來八十年にわたって続いてまいりました専売制度が廃止されるということは非常に大きな変化であろうというふうに考えております。

第二点は、そういう輸入の自由化に備えまして、日本専売公社を合理的企業経営が最大限可能な経営形態に改組するというところで、商法の一般原則が適用されます。特別法に基づいて設立される特殊会社でございますが、その他の部分については商法の一般原則が適用されます日本たばこ産業株式会社に改組する。これにつきましては昭和二十四年に大蔵省専売局が日本専売公社に改組されて以来の大きな改革であろうというふうに考えております。

それから輸入、卸、小売の点についての御質問でございますけれども、輸入並びに卸業につきましては、登録制度はとるわけでございますが、原則として自由をいたします。

この場合の登録制度と申しますのは、一定の欠格条件、例えばたばこ事業法に違反した者であるとか、あるいは破産者であるとか、そういういったらば客観的な欠格条件のある者について登録拒否ということがあり得るわけでございますけれども、通常の方々に対してはいわば自動的に登録されるということになるわけでございます。これに對しまして、小売人につきましては、現在公社が指定するといういわゆる指定制をとっているわけでございますが、今後は大蔵大臣の許可ということとで、実質的に指定制が維持されることになりまして、これにつきましては、現在の我が国たばこ市場の状況にかんがみまして、零細小売店とか、あるいは母子家庭、身体障害者等について特段の配慮をしているという現状にかんがみまして、激変緩和という意味から、当分の間これを維持しようというふうに考えておられるわけでございます。

○多田省吾君 もう一点、葉たばこ栽培に關して聞いておきたいと思いますが、葉たばこの全量買い上げ制度はそのまま維持するという内容になっていくようにありますけれども、現在たばこ耕作者の数はどのように推移しているのか。また今度葉たばこ審議会をつくって価格と面積について検討するようでありますが、従来のたばこ耕作審議会とどのように違うのか、委員の構成についても伺いたいと思います。

それから今後の減反の可能性があるのかないのか、その辺まとめて御報告いただきたいと思っております。

○説明員(長岡實君) たばこ耕作農家数の推移でございますが、昭和四十年ごろまでは、耕作農家の戸数が三十万戸をちよつと超えております。それが四十五年ごろに二十万戸になり、五十年ごろには十一万戸前後になっております。五十八年現在では九万三千戸でございます。非常に大きく耕作農家の戸数が減つてまいりましたのは、一つには日本農業全般の傾向といたしまして高度成長時代、昭和四十年代における高度成長の影響を受けまして、労働力の他産業への流出あるいは農地の転用等によって大きく減つてまいりましたわけでございますが、特にたばこ耕作農家につきましては、御承知のように、大変多くの労働を必要とします労働集約的な作物であるだけに、その影響が著しかったのであらうと考えております。

それから第二番目の制度改正後にできます葉たばこ耕作審議会、現在の審議会と性格は大変似ておる存在だと思いますが、制度改正の過程におきまして、その審議会の公正性といいますが、中立性といいますが、そういったような性格を強く持たせるべきであるという意見が出てまいりまして、現在と変わります点は、審議会の委員につきましては、委員を任命する場合には大蔵大臣の承認が要る。審議会は新しい会社法に置かれるわけでございますが、委員の任命について大蔵大臣の承認を要するという点が変わるわけでございます。委員の構成はほぼ現在と変わらないとお考えいただけます。それによろしいのではないかと考えます。

それから最後に、将来に向かつての減反の問題

でございますが、私も新しい制度に変わりましたが、日本の葉たばこ耕作農業を維持させていくという点については責任を持って対処してまいりたいと考えておりますが、御承知のように、現在約一年分の過剰在庫を抱えております。しかも、たばこの需要そのものが、どちらかといえば横ばいもしくは年によっては微減するような傾向でございます。将来にわたりますとも、この需要が大きく伸びるという想定はやや困難であろうかと存じますし、さらに監理官から御説明がありましたように、将来は輸入の自由化が図られる。そうなれば、当然のことながら外国からの輸入品の数もふえていくであろうということを考えますと、現状の耕作規模を維持することには大変困難が伴うのではないかと考えております。

私もこの問題を受けとめます場合に、耕作農業にだけしわ寄せをして減反を強めていくという点は避けて、私どもの新会社もできる限りの合理化を行って、輸入品にも対抗し、日本のたばこ産業を維持していくように努力したいと考えておりますが、率直に申しまして、耕作農業につきましても、ある程度の需給調整をお願いせざるを得ないのではないかとふうに考えている次第でございます。

○多田省吾君 次に、私は財政再建と赤字国債問題について若干お尋ねをしておきたいと思っております。

今まで、過去の赤字国債脱却についての政府発表を見ますと、昭和五十一年の二月には五十五年度脱却と言ひ、五十三年の二月には、財政の収支試算ケースCによれば五十七年度脱却、五十四年の二月には、ケースBで五十九年度脱却、それから五十六年の一月には「財政の中期展望」を出しましたが、五十九年度脱却、翌年五十七年の二月に、同じく「財政の中期展望」で五十九年度脱却、また五十八年の一月の「財政の中期試算」では、ケースAにおいては六十一年度脱却、また本年の二月、「中期的な財政事情の仮定計算例」というものを見ますと六十五年度脱却と、赤字国債脱却の

政府の発表は次々と繰り延べされているわけでございます。そして、私は、参考とか例とかいろいろ出しておられるわけでございますが、それでも財政当局においては数字と同じようにきちっと責任をとらなければならぬ問題だと、このように思うわけでございます。そして、今後、不公平税制の是正や歳出削減の明確な方向をはっきりと示すことが前提でなければならぬ、このように思いますが、昭和六十五年赤字国債脱却について大蔵大臣の今後の御決意というものを伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) これは、今多田さん御指摘になりましたように、そういうふうな計画、いわば目標が崩れ去つてまいりました。五十九年度目標は、まさにこれは不可能になったということで、今度改めて六十五年を努力目標にするということとで御理解をいただきつとあるところであります。

で、私は考えてみますと、一応従来、終戦以来一九四五年からずっと今日まで見てみますと、いわば大きな障害となる事件とでも申しましょうが、それが集中的に起こつたのが一九七〇年代ではないか。七一年のいわゆるドルショックというものの、あるいはその後の第一次石油ショック、それから第二次石油ショック、これは予期せざる事象が起こつたが、しかし避けて通ることのできない問題であつたというふうな理解をしてみますならば、やむを得ざる措置として今日このような六十五年を努力目標とすることに變更せざるを得なかつたという感じがいたしておるところであります。

さて、こうなりますと、今も御指摘になりましたように、たびたび變更すれば、いわゆる国民の側からごらんになりましたも政治不信というものも起こるでございましょう。あるいは自分の経済生活を営む上でのめどとなるべき指針も容易にかみにくくという不便も起こるでございましょう。したがって、今度こそ国民の合意というものを得ながら、これを着実に進めていかなきゃならぬという

ことで、いろいろな展望とか、あるいは一定の仮定に基づきます仮定計算とかいうものを出したいなして、そのものについていろいろ国会等で議論をしていただきながら明確な方針に近づいていくための努力をしていこう。言つてみれば、五十九年度脱却というものをギブアップいたしました。六十五年を努力目標と定めた初年度でございますので、これをこのような増取措置によつて行いますとか、このような歳出削減に行いますとか、あるいはこのような組み合わせによつて行いますとかいう手法を明確に御提示する今環境にはまだない。したがって、これからの議論というのが、まさに次の場合は六十年予算編成の際でございましょうが、国民にとつて、また政権をあらうかというふうな理解をいたしておるところであります。

○多田省吾君 これからちよつと一、二点具体的に質問いたしますが、五十九年度末には百二十二兆円の国債残高になるだろう、また赤字国債の借りかえ問題等も起こつております。財政の中期展望を見ましても、六十二年度をとれば、特例四公債の発行計画は九兆四千五百億円もまだあるわけでございます。今後の国債消化策についても大変な問題が残つていと思ひます。それで、イギリスの場合にはどのような国債制度になつていのか御説明いただきたいと思います。

○政府委員(西垣昭君) 御質問がやや突然の御質問でございますが、イギリスの国債全体についての資料を持ってきました。しかし、イギリスにおきましても、国債の円滑消化ということではいろいろ工夫をいたしております。一つの大きな工夫といたしましていろいろな形の貯蓄国債を持ち、いろいろな種類の消化を図つて、国債の多様化に努めているというところは言えるかと思ひます。

○多田省吾君 通告はしてあると思つたんですが、その中で非市場性の国債、売却不可能な非市場性の国債というものがイギリスでは発行されて

いると思ひますが、いかがですか。

○政府委員(西垣昭君) 御質問の御趣旨は、いろいろな形で貯蓄国債をイギリスは持っている、こういう御趣旨かと思ひます。

私の手元に持つてまいりました資料によりまして、イギリスにおきましては貯蓄国債として五種類あるようでございます。大きなものから申し上げますと、国民貯蓄証券の中で利付債、それから物価スライド条項付の国債というふうなものがございまして、そのほか大きなものといひまして、割り増し貯蓄債というふうなものがございまして、これは無利子でございますが、利子相当分プルーして抽せん当たった人のところへそれが全部行くというふうな変わった債券もあるようでございます。そういう形でいろいろな工夫をしているというところかと思ひます。

○多田省吾君 そのようにイギリスでは非市場性国債と申しますか、国民に貯蓄手段を与えて、その資金を国庫に吸収する目的で発行されているもの、また利子課税が免除されているというふうなものも発行されているようでございますけれども、我が国の場合は財政事情から見まして、このようなイギリスの無税国債についてどういう考えをお持ちでございますか。

○政府委員(西垣昭君) 我が国も英国と同じでございますが、大量の国債を円滑に発行、消化するというところでいろいろ工夫をいたしております。その工夫の一つとして、国債の種類あるいは発行方式の多様化ということをしていろいろやつてまいりました。これからは新規国債につきましても、当分相当量の発行が続くと思ひますし、六十年から大量の借換債の発行、消化という問題がございまして、私も、市場のニーズに合ひ、投資家のニーズに合った多様化、必要な多様化を進めていくということだと思ひたいと思つておりますが、イギリスにありまふような無税国債につきましても、これは税制上の問題がございまして、金融市場に及ぼす影響もいろいろございまして、私も、私どもいたしましては、慎重に検討すべ

き問題ではないか、さしあたっては無税国債のよ  
うなものの導入については私どもは考えていない  
という状況でございます。

○多田省吾君 この夏の夏までに、政府税調にお  
きまして、グリーンカードにかかわるようなもの  
をつくらなければならないと言っております。け  
れども、その点も関連しますし、またある新聞  
報道によれば、大蔵省はアングラマネー吸収策と  
して、あるいは所得隠し防止策として、無税国債  
のようなものの発行を検討しているというよう  
な報道がなされましたけれども、今さしあたっては考  
えていないということですが、全く念頭  
にないのか、こういう方法も含めて検討をしてい  
くのか、その辺もう一度お答えいただきたいと思  
います。

○政府委員(西垣昭君) ただいまお答え申し上げ  
ましたように、私どもはただいま考えておりませ  
ん。

○多田省吾君 次に、私は、タックスヘイブン課  
税の効果と今後の方策についてお尋ねしておきた  
いと思います。

昭和五十三年に定められました内国法人に係る  
特定外国子会社等の留保金額の益金算入、いわゆ  
るタックスヘイブン課税について、現在までの実  
行はどういう状況でございますか、まず御説明い  
ただきたいと思います。

○政府委員(富尾一郎君) タックスヘイブン国に  
所在する子会社に対する留保金の課税、先生のお  
っしゃいましたタックスヘイブン対策税制につ  
きましては、子会社の決算年度と我が国の親会社  
の年度とが二カ月ずれておりますので、実質的には  
昭和五十四年の四月期以降の大会社の決算に反映  
されているわけでございますが、最近の私ども国  
税局の調査課が所管しております資本金一億円以  
上の法人の、五十七年四月決算から五十八年三月  
決算まで、一年間のタックスヘイブン対策税制の  
結果としての課税留保所得金額、これは百七十四  
億円でございまして、これを申告してきた親会社  
の法人数は四百二十五社、こういうことになって

おります。また、この制度の適正な実施を期する  
ための国税局の調査状況を申し上げますと、昭和  
五十七事務年度、これは五十七年七月から五十八  
年六月まで最近の事業年度でございますが、ここ  
でタックスヘイブン税制を調査項目として調査し  
た結果、留保所得金額に四百三十社、これを調査し  
たというところで追加して課税した所得金額は五十  
一億円というところでございました。私どもとして  
は、今後、これにつきましても、重点的に引き続  
き調査をしてまいりますのでございます。

○多田省吾君 我が国の企業の活動がいよいよ国  
際化してまいりますが、税務当局としてはこれに  
十分対応できているのかどうか、問題があると思  
えばどの点が問題になるのか、お答えいただきたい  
い。

○政府委員(富尾一郎君) 最近経済取引が非常  
に国際化して、海外との取引がふえてまいって  
おりますので、私どもとしては、特に海外取引の多  
い大法人を中心にいたしまして、海外取引を種に  
した不正がないかということに重点を置いて調査  
を行っております。

このための対応策をいたしましては、海外に支  
店とか子会社がある、それから海外と大規模な取  
引をしているといういわゆる大法人につきま  
しては、毎年このようにこの調査を行っております。  
一回に延べ数百日の事務量を投入するというこ  
とで、徹底して海外取引を中心にした調査を行  
っております。また、これを行うスタッフをいたし  
ましては、国税庁に国税審議官というのを置きま  
したほかに、各国税局にも国際調査専門官、その他  
海外取引の研修を受けた専門家を配置するとい  
うことを行っております。毎年、海外の事  
業所、特に子会社を中心にして十組ほど  
の調査官を現地に派遣をいたしまして調査をさせ  
ておるというところでございます。さらに現在三  
十二カ国との間で租税条約に基づく情報交換制度  
がございまして、これによりまして課税に関する  
いろいろな情報を交換し合うということで、海外取

引の適正な課税ということに今後とも努めるよう  
な体制を整備しております。

私どもとしては、こういう調査結果として、一  
番新しい年度でございますと大体昭和五十七年度  
でございますが、これにおきましては、一年間調  
査を行いました結果、大口の海外の不正取引とし  
ては三十件、四十四億ほどを解明しております  
が、こういうふうな今後とも私どもとしては努力  
をしてまいりて体制を整えながらやってまいりたい  
というふうに思っております。

○多田省吾君 最後に二点だけお尋ねをしておき  
たいと思います。

専門家の中には、不当留保された所得を問題に  
すると同時に、それ以前に不当留保が行われない  
ように是正案を講ずべきである、こういう意見  
もありますが、これに対してどうお考えですか。

それからもう一点は、報道によりますと、今度  
多国籍企業に移転価格税なるものを大蔵省として  
検討しているという報道されておりますが、こ  
の点についてどうお考えでございますか。こ  
の二点を御尋ねして終わりたいと思います。

○政府委員(梅澤節男君) まず、後段の移転価格  
税制の問題でございますけれども、これは現在ア  
メリカが比較整備された法制を持っております。  
国際的にも大変関心を呼んでおりまして、O  
ECDの作業委員会等でもいろいろ研究が続けら  
れておるわけでございます。私どもの方も内部的  
に専門のチームをつくりまして現在鋭意検討をい  
たしておりますが、現時点で、いつの時点で我が  
国に移転価格税制を導入するかというようなこと  
はまだ具体的に申し上げる日程にはなっていない  
わけでございます。

それから前段の方の御質疑は、あるいはタックス  
ヘイブン税制の今後の行き方との関連での御指  
摘であります。私どもも五十三年にこの制  
度を立法府でお認め願ひまして、当時、アメリカ  
とか西ドイツの法制を参考にしながらこの制度を  
つくらせていただいたわけでございます。すなわち  
も、先ほど来国税庁の御説明もございましてよう

に、逐年私どもはこのタックスヘイブン税制の効  
果が開始しておるといふふうな私どもなりに考え  
ておるわけでございます。ただ、これは当時租税  
特別措置をお願いいたしましたのは、国際取引は  
いろいろ進展してまいりておるわけでございませ  
うものは、いましばらくこの制度の活用がたい  
見ながらということ、当時租税特別措置でお願い  
したような経緯もございまして、この税制の  
執行状況をいましばらく見まして、さらに適正な  
制度的な手当てを要する部分があれば今後とも検  
討してまいりたい、そういうふうな考えておるわ  
けでございます。

午後一時開会

○委員長(伊江朝雄君) 本件に対する本日の質疑  
はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたしま  
す。

午後一時開会

○委員長(伊江朝雄君) ただいまから大蔵委員会  
を再開いたします。

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置  
法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改  
正する法律案及び石油税法の一部を改正する法律  
案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。質  
疑のある方は順次御発言を願います。

○丸谷金保君 農水省米でおりますか。——実は  
この間自動火災報知機の問題を御質問申し上げま  
したんですが、その後これについては措置をして  
いただいていると思ひますんで御報告願ひたいと  
思ひます。

○説明員(香川庄一君) お答えいたします。  
先般御質問がございました後、私どももいたし  
まして、千平米以上の畜舎につきましては、消防  
法の規定に基づきまして火災報知機の設置が義務  
づけられておるわけでございますが、畜舎の位置  
とか構造の状況等によりましては、同法の施行令  
第三十二条の規定によりまして、地元消防機関の

認定を受けた場合には火災報知機の設置義務が免除されるということがございますので、私もこれを積極的に活用するということで、地元消防機関と協議しつつその免除措置を受けるようにいうことで指導徹底を図ることから、本年の三月五日付をもちまして県等に通達を出しております。

○丸谷金保君 二月の二十三日、本委員会で質問したのに対して、三月の五日にそれぞれ都道府県に連絡を出した。極めて対応が早いので、実は私は、こういう問題も大蔵委員会ですぐに反応があるんだなということ、農水省が素早く対応してくれたことに大変評価すると同時に、あわせて本委員会というものは大したものだなということを感じました。なかなかこう早くはちよつと普通じやないかいます。

このときの質問の今度は記録の中に入つてあれしたいんですが、このとき農水省の説明員は「消防法に規定がございまして、火災報知機を設置するという義務づけがございまして。ただ、これは畜舎の大きさによりまして、千平米以上の畜舎についてそういう義務づけがなされているということ、そのために、補助事業とか、それらにかかわりませうというところになっておるわけでございます」と。これを読みますと、後でこの記録を見たんですが、何か補助事業にかかわりなく自動火災報知機をつけている、こういうふうにとられるような答弁をしておるんです。これはそんなことはあり得ないんで、補助事業でつくった畜舎の中の火災報知機は同じに入札して同じ業者がつけるはずで、配線から何から全部あるんだから、かわりある——かわりなしと言つておるんです。かわりがあるやつがつけておるんだと思ふんですが、これはお間違ひでないですか。

○説明員(香川一君) 御説明が不十分だったかと思ひますが、私が申し上げましたのは、この千平米以上の畜舎につきまして義務づけられているというところは、補助事業でつくったもの、あるいは補助事業でなくて、融資とかあるいは自己資金

でつくった場合でも、千平米以上のものにつきましては、火災報知機の設置が義務づけられているという意味で申し上げたわけがございまして、補助事業でつくりました場合、火災報知機の設置が必要である場合には、当然その場合にはつけておるわけがございまして。

○丸谷金保君 そういうことなはずなんです。それで、平澤政府委員いらしていただけますか。

○政府委員(的場順三君) 平澤のかわりに的場が来ております。

○丸谷金保君 どちらも次長さんですね。これは答弁した御本人が出てきてくれていると一番いいんですがね。まあいいでしょう。

今度、大蔵の政府委員の方では、その答弁を受けて、今の農水省の答弁を私と同じように聞き取ったんだと思ひます。「この補助金そのものとは関係がないのではないかと、そういうふうな考へております」と、こういうことと突つて突つてねられておるんです。これは関係あるんですからね。このことについて改めてまた答弁のし直しをしていただきたいと思います。

○政府委員(的場順三君) 二月の二十三日の平澤次長の答弁は十分勉強しております、農水省の御答弁を受けて、若干言葉が足らなかつたんだと思ひますが、ただいま農水省の香川説明員の方から答弁したとおりでございます。補助事業である補助事業でないにかかわらず設置をするという場合には設置が必要になる。しかし補助事業の場合には当然補助金の中にその部分は含まれるということでございます。

○丸谷金保君 これは補助金の中に含まれておると含まれてないで意味が全く違つてくるんです。私は、実はこの委員会でも——これまたおいでになつてないのか、発言した方が、歳出に切り込むというところは大変難しいし、評論家ならでさるけれど、なかなかそう簡単でない、こういう御発言がこの委員会ではありました。しかし、これは小さい例ですが一例です。これをつけなくてもいいということになれば、その分だけ歳

出は減りますわね。どうですか。

○政府委員(的場順三君) ほかの要件に変わりがなければ、当然理論的には減ることになります。ただし、この場合の補助金の交付の仕方がどういふ交付の仕方になっているかというところで実態は変わつてくると思ひますが、ただ、御指摘を踏まえまして農水省の方で迅速に手を打たれたのだと思ひますし、今後ともそういう点については、財政当局としては、こういう財政状況でございますから、できるだけ歳出の節減合理化に資するように執行面の方でもよく相談をしていきたいと思つております。

○丸谷金保君 この間、平澤主計局次長は、これは消防法で決まつているから、いいですか、つけなきゃならないから補助金を出したんだと、こう言つておるんですよ。私はそんなことはないだろうというのに対して、いや、自動報知機というのは補助金に関係ないからということと突つて突つた答弁をされたわけ。

それで申し上げるんですが、この分だけ歳出が減るんでないですか。そんな面倒なことは言わなくてください。この事業はもう終わつておるんですよ、これ。終わつておる事業で、補助事業の一環としてこれをやつておる。この分だけ減らせば面倒なこと要らないでしよう。この分だけ減らせば面倒なことで、要らなかつたことすれば。

○政府委員(的場順三君) 補助金の交付要綱がどういふ形になっているか、定額制になっているか、あるいは定率制になっているか、そういうことと違つてくると思ひますが、他の条件において変わりが無いといふとおつしやるとおりでございます。

○丸谷金保君 この補助金で、これは定額制ですか。農水省、こんなところであれしたくなかつたんですが、そういう御答弁をいただいたんで、これは定額か定率か。

○説明員(香川一君) この前御指摘のありましたケースにつきましては定率補助でございます。

○丸谷金保君 どつちかということないでしょ

う。どうなんです、補助金が減りますか、減らないですか。

○政府委員(的場順三君) 定率制でございましたら減ります。

○丸谷金保君 さつさと言つてくれれば余り絡まぬつもりだったんだけど、過ち認めればそれでいいと思つたの。だけれども、あなたの今のようないふ答弁。わかり切つておるでしょう、補助金減ることは、こういう事業が定額であるはずないでしよう。主計局の方が、この種事業を定率だか定額だかというふうなその程度のこと、御記憶ないはずないと思ふんですよ。それをそういう答弁される。

いいですか、主計局、予算の査定をするときに消防法の除外規定をちゃんと勉強していれば、これはおかしいじゃないかと、予算査定で歳出を切れたんですよ。どうなんです。歳出を切れました。

○政府委員(的場順三君) おつしやるとおりでございます。大変申しわけございません。私も農業担当の主計官を三年やつておりました、その前に主査を二年やつておりましたので、本件はちゃんと覚えておるはずでございますが、ただ最近、制度を見直しております、現在はその農業補助金を担当していらつたもので、もし間違つてはいかぬということと答弁が不手際になりました、大変申しわけないと思つております。

○丸谷金保君 それだから人がかわると困ると思ふの。

というのは、的場さんが農業を担当していらつたころ、やそのころの事案なんです。

大臣、歳出を切れないということないんです。ちよつと気を切れば、歳出を切れるところもあるんです。だから、減税するためには何でも増税だけしなきゃならぬということない。特に農業だけめつておつて歳出を切れないんじやないですよ。こういうことはまだまだ予算の査定段階で至るところに、もう少し気を配ればあるんでないかという気もいたします。ですから、歳出はもう

とても切れないんだ、そんなことを言うのは評論家だなんて思わないで、歳出についても査定段階からの目配り、こういうことは常に御留意をいたさだかなきやならぬと思うんですが、一罰百戒の意味でこれの一つ出しましたので、御注意願いたいと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 確かに査定という立場あるいは原局との予算を調整する立場とでも申しますが、制度・施策の根源にさかのぼってというところのみでなく、具体的な問題の中になお一層努力しなければならぬ点はあるかと思えますので、その精神で対応していきたいと思います。

○丸谷金保君 次に、昨日の質問の続きで厚生省にお尋ねいたします。

ワインに添加されている酸化防止剤やそれから防腐剤等について昨日お尋ねいたしましたときに、ソルビン酸の表示義務が、義務はあるけれども「当分の間」云々というのがあるのでやっていないんでないかという質問に対して、それはみんなやっていきますという御答弁が、きのうは私は二回くらいそれを聞いたんですが、はつきりという御答弁をきのうしております。

私の記憶に間違いがあつたらと思つて、ゆうべ調べました、そんなところを。そうしましたら、シャトーイケム——これはボルドーの酒です。これがソルビン酸が、後で調べてみますと、百五十でなくて、許容量が二百ミリグラムパーということになつておるのでございますけれども、オーバーしているということで、一遍だけ返されたという事実も実は昨日わかりました。これは税関の段階でオーバーがわかつて返したんです。ソルビン酸の入っているワインというのはヨーロッパからたくさん入つてきております。しかし、私がきのうときようと——ここへ本当は持ち込もうと思つたんですが、持ち込むためには買わなきゃならぬので、調査だけしてやめましたけれども、二つのデパートにある外国のワインは、ソルビン酸が必ず入っているはずだと思ふメーカーのものもみんな表示していません。一体これはどういうこと

なんですか。

○説明員（市川和孝君） 答え申し上げます。

昨日私がお答え申し上げたわけですが、昨日のお答えに若干正確さを欠く点があったかと思いますが、ソルビン酸等につきましては、従来からソルビン酸または合成保存料という表示義務がかぶせられてきたわけでございます。それが、昨年の八月二十七日に規則が改正されました、今後はこのソルビン酸につきましては、ソルビン酸という表示と、それから合成保存料という表示を両方するように規則を改正いたしました。しかしながら、この改正されました規則は、現在のところ、なお当分の間その施行を猶予するということになっております関係上、現状、販売されておりますものにつきましては、ソルビン酸という表示が行われるか、または合成保存料という表示が行われるか、いずれかの表示があればよろしいということになっているわけでございます。

以上でございます。  
正確さを欠きました点につきましてはおわび申し上げます。

○丸谷金保君 私はきのう、当分の間というのはいつごろまでなんだと聞いたんですよ、最初。だから、間違っていたということでしょう。妙に持つて回らないで、間違つたら間違つてたと認めなさいよ。今のような持つて回る答弁をされると、非常に僕は遺憾なんだな。私はきのう、この当分の間というのはいつまでかというのを最初に聞いた。そしたら、そんなことないと言つたでしょう、あなたは。きのうは。全部表示しますと。

僕は実際の表示だつてほとんどしてませんと言つたら、いや、そんなこと絶対にございませんと。それで、私もゆうべからけさにかけて、きょう昼も調べたんです。それでますます驚くべきことがわかった。

当分の間どっちか表示するというふうに去年の八月に変わった。じゃ、今ワインでやっているのありますか。僕はここへ持つてこなかったけれど

も、ちゃんと表示義務どおりに表示してあるワインを見つけれなかったんです、きょう。どこどここの輸入している大手ありますよ。こういう場所ですから名前を言いませんが、大手の輸入業者の輸入しているワイン、全然してないです。どういうことになっているんですか。現にきょう十時から十二時までの間に調べたんですから、きょう現在だってやってませんよ。保存料もソルビン酸もどっちも書いてないでしょう。書いてた連中も、みんなやってないんだから、今度やめることにしましたという返事が返ってきました。どうなんですか、あなたやっていると言うけれど。

○説明員(市川和孝君) 初めに、当分の間ということですが、現在食品衛生法では六十八の添加物につきまして表示義務を課しているわけでございますが、今後この表示義務添加物の範囲をさらに拡大するために、厚生省に食品添加物の表示の關係の検討会を設けて、添加物表示の範圍を拡大することを検討しております。将来におきましては、食品に使用されました食品添加物は原則として個別の名称をもって表示するという方向で検討を進めているわけでございます。既に表示義務がかぶせられている食品添加物につきましても、同時に施行することが混乱が少なくて円滑にいくのではないかとという観点から、現在これを猶予しているものでございます。

その次に、合成保存料あるいはソルビン酸をもし使っておるにもかかわらず合成保存料なり、あるいはソルビン酸なりの表示がないとすれば、これは明らかに表示の違反になるわけでございます。

○丸谷金保君 表示制度、去年十一品目を認めたときにいろいろわんわんと世論も上がってきたものだから、今度はもう少し細かくさらに七十八品目の表示義務をふやしていくという方向で、しかも従来よりもきめ細かい名称もきちっと入れていくと、こういう方向であることはわかりますよ。

ただ、現在のそういう表示義務のあるのでさえも守られていない。なぜ守られていないか。一つは

罰則ないでしよう、これ。それからもう一つ、検査する機能が非常に悪い。ワインの場合のソルビン酸の問題なんか、輸入してきたときに、向こうから入るあれの中にはちゃんと書いてあるんです、ソルビン酸何ミリグラム入ってますというやつは。だから含有されていることはわかっているのにみんな表示してないんだよ。

それでも、あなた、まだ表示義務があるからや  
つてますと言うんなら、きょうこれから一緒に歩  
いてみましょうか。どうします。やってないでし  
よう。それとも、まだやっていると言うの。みん  
な表示してないんだよ、そんなの、ソルビン酸  
も合成保存料も。何力所も業界に電話できょう聞  
いてみた。みんなやってないと言うんだよ。輸入  
元がやってないと言うのに、あなた、どうしても  
頑張る、それでもまだやってると言つて。

○説明員(市川和孝君) ソルビン酸の使用ということについて、もし使っているにもかかわらず、使用されているにもかかわらず、現実に表示がされていないということでございますれば、これは先ほど申し上げましたように法違反となるわけでございますから、私どもとしてもできるだけ速やかに実情を調べたいと存じます。

○丸谷金保君 向こうから結局、今税関での検査を非常に緩和しましたね、取り扱いを。輸出国で公の証明がついていればなるだけ認めるということになった。しかしその中にちゃんと入ってるんです、みんな。それをこっちへ輸入して表示してないわけよ。それは調べるというのなら調べてもらわなきゃならぬけれども、入っているというところだけは言いなさんな、入ってないんだから。表示義務で中へ入れたらやっぱり商品イメージ悪くなるからね。よそもやってないからうちもやってませんと、私きょう電話かけたら、みんなそう言うんだよ。調べる何ももないの。というのは、そういう状態なんだよ。全部調べてみてください、書いてないんだから。デパート歩いたらわかりますよ、すぐ。ほとんど向こうの方から来るものは入っているものが、こちらでは輸入業界は表示し

ていない。これが実態です、きよう現在の。

きのうのあなたの言ったことは間違いだ、それは。あなたはそれでいてと思っているかしらぬけれども、そういう検査機能もない。それは検査機能もないからやむを得ないと思えます。思いますけれども、間違いの答弁を国会でやっちゃいかぬよ。それでその日だけ終わればいいというふうな。すぐ後からこういうふうにかつちやうんだから。それはできないんですよ、今の検査体制の中では。別にできないからあなたたちがけしからぬというのを、僕は特別にお酒の問題に關係のあるこの委員会の皆さんにはまず覚えてもらわなきゃならぬと思つたから、きのう質問したんだけれども、あると言ふものだから時間がかつちやうんです。そこまでしておきましよう。これだけやったら日暮れちやう。

結局、大蔵大臣は、先日の御答弁の中で、業界を中心にして表示義務をちゃんと進めるようにやらせておきます、これからもやりますということを言つておるんですね。「酒類業組合法に基づく表示のほかに云々」というところで、「適正な表示を指導しておるところでございます」と言つておるんです。ところが、これは、やっぱり適正な表示というのが、なかなか行われていない一例なんです。だから、業界にだけ任しておいたのでは、大臣のおっしゃるような方向には行かないんですよ。このことは一例としてこれも御理解いただけたと思うんですが、大臣いかがですか。

○國務大臣(竹下登君) 問題の所在は、私なりに理解させていただいたような気がしております。○丸谷金保君 それで、実は私は、この表示義務の問題、非常にうるさく言いましたが、一つにはまだワインやブランドへの表示、これは業界で三年もかかっているけれどもまだならないんです。

それで、大蔵省の方ではこれはなるだけ公正取引委員会と相談してやつてもらふと。ここで特に私が御質問申し上げたいのは、その表示義務自体

が非常に緩やかなものなんです、すべてにおいて。これは税をいただく側の大蔵省として、もう少し品質という面で表示義務の問題を考えていたかなきゃならぬ時期に来たんじゃないかなろうかと、こういうふうなふうに思ふんです。例えばヨーロッパではワインというのはブドウなりその他のジュースを搾つたものです。ところが、今日日本で表示しようという表示義務は、それに何%アルコールを入れたものまではワインとして認めるとか、アルコール添加ということも表示しないでも認めるというふうな議論なんです。だから、国民によりいいものをという形のような方向に行つてないんです。少しづつは行つていきますけれどもなかなか行かない。これは既に表示をしておるところにいても同じようなことなんで、業界に任しておいたんではなかなかいい方に行かないんで、これはいい方に行くようにしていただかなきゃならぬという点が一点。

それからもう一つ、外国と日本との違いの中でワイン、今問題にしておりますのを例にとつてみましても、なぜ酸化防止剤プラス保存料を入れて日本にボトルワインを送らなきゃならぬか。赤道を通過するからなんです。腐つてしまします。変質します。そういうことを防いで、安価に輸送コストを下げてこつちへ送り届けるためには、

我々が日本国内で日本産のワインをつくるのの相当量多い合成保存料を使う。合成保存料は日本のワインはほとんど使つてないと思ひます、その必要ありませんから。それからまた酸化防止剤などにしても余計入れてこなきゃならぬ。味だつて当然落ちるんです。その土地その土地で、ヨーロッパへ行つて飲んだ同じ銘柄の同じ土地のワインと薬がたくさん入つて来たものが味が同じであるうはずがないんです。ですから、私はそういう点で酒というのは、また文化論に戻りますけれども、それぞれの地域性、社会性、歴史性というふうなものの中から生まれてきたんで、一番おいしいのは、日本酒だつて蔵で飲むものと言われている。こういう特性もあることをこれらの酒の間

題の中では十分考えていただかなきゃならないんじゃないかと思ひます。

ところが、この表示の關係も非常に難しい。それと薬の入つた酒しかいろいろな形の中で飲むことができない。こういう状態にあるということをまづ申し上げておきます。

ワインやブランドへの表示についてはどうなさるつもりですか。

○政府委員(山本昭市君) ただいまのワイン、ブランド等につきましては表示の問題でございますが、酒類が財政物資でありますとともに国民の大事な飲料でございますので、十二分にそういった健康面の配慮が必要でございます。その点は十分に理解をいたしておるわけでございますが、酒類一般につきまして、そういった消費者保護の見地から公正取引規約、あるいはそのまですりません場合には業界の自主基準という形でそういう表示が行われている場合がございます。例えばビール、ウイスキーにつきましては規約がございます。清酒につきましては自主基準があるわけでございます。そういった観点から、ブランドであるいはワインにつきましても、私も産業界の立場から関係官庁と連絡いたしまして、そういう表示が実現する方向で十二分に努力をさせていただきますと考へております。

○丸谷金保君 あと自家醸造と憲法十三条の問題、非常に大事な問題があるんですが、これに入つていくと時間をとりますので、その前に一つ。税率の問題の中でしようちゅうの甲、乙の關係ですね。これは特級、一級、二級と同じように、

甲と乙という區別も非常に今問題だらう。何か甲といへばよくて乙の方が悪いんでないかというのが一般の世間の常識なんです。ところが實際にはこの場合には何も關係ありません。それとスピリッツの關係ですけれども、しようちゅうとスピリッツとどう違うんですか。しようちゅうと同じスピリッツもあるでしょう。

○政府委員(梅澤節男君) 今の酒税法におきましては、蒸留酒をしようちゅう、スピリッツ類、ウ

イスキー類に分類いたしまして、それぞれ材料、製法を定義しておるわけでございますけれども、しようちゅうとスピリッツの境界で問題になりますのは、ただいま委員が御指摘になりましたしようちゅう甲類とスピリッツの境界をどこに置くかという問題でございます。

現在の酒税法では、これは三十七年の酒税法改正以前はそうではなかったわけでございますけれども三十七年の改正のときに、しようちゅう甲類につきましては、アルコール度数三十五度以下というところで境界が引かれたわけでございます。その基本的な考え方と申しますのは、三十六度を超えますと、代表的なスピリッツとしてはウオツカに非常に似たような種類のものになつてくる。それから製法も大した差がないという問題がございます。そういった点で、スピリッツとしてようちゅうにそもそもの酒類の質が違ふということ

で種類を分け、税率を区分して税負担を求めるという酒税法の建前からいいますと、似たようなものにそれぞれ種類が別であるとして異なつた税率を適用するというのは、酒類全般に対する税負担のバランスという点で問題がある。かたがた、そういうことは当然供給側と申しますが、生産者側でも、スピリッツのメーカー、しようちゅう甲類のメーカーというのは、当然それぞれの業界分野を形成しているわけでございますので、そういった業界の分野調整という観点も考慮に入れますと、現在のような分け方を三十七年の酒税法の改正で行つたという経緯でございます。

○丸谷金保君 結局、これは製法としては、連続式の蒸留機を使うか単発のを使うかによつて甲と乙と分けていますね。ところが、例えばパレイシヨならパレイシヨを原料にして連続式でつたししようちゅう、實際は連続式でつたアルコールというのは七十度ないし八十度というふうな非常に度の高いやつですね。これに例えば二十五度のウオツカという名前をつければスピリッツですわね。これに二十五度のしようちゅうという名

前をつければ、しょうちゅうになりませんか。

○政府委員(梅澤節男君) 今の例示でいきますと、ウオツカと称するためには、これは酒税法に定義があるわけでございますけれども、それは「しらかばの炭」でございまして、製法がございまして、そこで区分されるということになると思ひます。

○丸谷金保君 私の場合がどうかともしませんが、ウオツカでなくともいいんです。甲類しょうちゅうと同様のアルコールを使つて度数を下げて別な名前をつけてもいいものたくさんあります。たくさんございまして、それが三十七度以下で別な名前をつけた場合どうなんでしょうか。それはリキールになるんですか。

○政府委員(梅澤節男君) 連続式蒸留機で蒸留される限りにおきまして、三十五度未満ということになれば、しょうちゅう甲類になるわけでございます。

で、酒税法にいろいろな定義がございまして、先ほどのウオツカでございまして、「しらかばの炭」でございまして、あるいは発芽させた穀類または果実を原料の一部としたものとか、いろいろ定義がございまして、そういったものに入りますと、しょうちゅうではなくてスピリッツになる、あるいはまた場合によつてはウイスキー類になる場合もあるということでございます。

○丸谷金保君 そうすると、リキール類という場合としょうちゅうという場合には全く異質のものだということにお考えになつてゐるんですか。

○政府委員(梅澤節男君) 繰り返してなつて恐縮でございますけれども、今の酒税法の酒類の立て方といつたしますと、まず連続式蒸留機で蒸留したものがございまして、それでまず何も手を加えないということにいたしますと、三十五度以下のものがしょうちゅう甲類、以上が乙類になるわけでございますが、そのほかに例えば「しらかばの炭」でございまして、ウオツカになりますし、それからそのほかラムとかジンとか、いろいろそれに手を加えました場合にそれぞれスピリッツになると

いうふうになるわけでございます。

○丸谷金保君 そうしますと、この中の性状がウイスキー類のもの、アルコール分三十七度というやつ、これはどういふものなんでしょうか。

○政府委員(梅澤節男君) 連続式蒸留機で蒸留したもので三十五度を超過四十五度未満のものということ、これはスピリッツということでございます。

○丸谷金保君 そうすると、結局しょうちゅうとスピリッツその他の違いというのは、三十五度未満か以上かという、それでは少し税額が違い過ぎませんか。大体度数で区別する程度のことなんでしょうか、ウイスキーでも。

○政府委員(梅澤節男君) これは先ほど申しましたように三十七年当時の酒税法の改正で、当時の何と申しますか、酒類の商品市場なり業界の情勢、状況を見まして三十五度で一応線を引くということ、先ほど申しましたように一面、現在、業界の業務分野の調整と申しますか、そうした機能も働いておるわけでございます。現実に、御指摘のとおり、例えば三十五度の代表的なしょうちゅう甲の製品とスピリッツで見ますと、税額が大体倍ぐらゐになつております。ただし、小売価格はほとんど変わりがございません。したが、いまして、ある意味では現在の境界点というのはそれなりの業務分野、業界調整の役割を果たしておる。スピリッツの方が若干高うございまして、けれども、ほとんど三十五度物でございまして小売価格が同じであるという点でバランスがとれておるといふことでございます。

○丸谷金保君 もう少ししょうちゅうの問題も、例えば甲類、乙類の問題等含めて論議を深めたいんですが、いかんせん審議時間が短過ぎて、せっかく国民の負託にこたえてできるだけこういう機会に酒の問題を説明したいと思つても、飛び飛びにならざるを得ないのは非常に残念なんです。飛び飛びになつて、もう時間がございせんので、実は品質の問題、それからお酒の原価の問題、さらにまた級別制度、いろいろ出ておりましたけれど、

ど、もう少し突っ込んでみたい問題、特に自家醸造——外国との比較で自家醸造を認めていない国はほとんどない、特に生産者に。こういう問題等もあります。

それから残念ながら今の酒類全体について言えることは、蔵元で地酒を飲むような仕組みにはない。そうすると、これは一番おいしい酒を我々が飲む機会を奪われておるわけなんです。そういう面から、一方でそういう一番おいしい、地元で自分の酒を火入れもしない、添加物もないものを飲めるような仕組みができていない中で、自家醸造を認めないというのは、明らかに憲法十三条の幸福追求の権利をそこで抑え込んでゐるというふうな問題等も私はあるかと思ひます。それらの議論もそうでないという御意見もあるから、こういうところをできるだけ深めて、国民の幸福、そういうものを守るために論議をいたしたいと思つておるんですけれど、それらの問題等もできませ

それからまたビールの税金が高いと、確かに高いけれど、これらが原価からいって、寡占体制の中でこれだけの量があればこういうところに税収を求めなければならぬ。ある意味では大蔵省もお気の毒だと思ふのです。こういうところへ求めなければ、大きく税収を上げられないというふうな現行の仕組みですから、払えないところから取るわけにはいかない。寡占体制の中で大きな利益を上げてゐるところには、各国と比較して高いと言われてもやはりそういうところに税収を求めなきゃならぬというふうな問題、こういう酒類別の課税の基準を変えざるを得ないというふうな問題、これはそういう酒税懇談会ですか、そういうところの中でも、産業保護政策的な立場と純粋な税の理論の立場とのかみ合わせの中で決めていかなければならない今の酒税法の持つ矛盾、悩み、いろいろ深く掘り下げなければならぬ問題がたくさんあります。

ら、ここで私は質問を終わらなきゃならないということを大変遺憾に思ひながら、質問を終わります。

○委員長(伊江朝雄君) 答弁を求めていただきますか。

○丸谷金保君 大蔵大臣から一言、遺憾に思つてゐるんで。

○国務大臣(竹下登君) 丸谷委員の心境を私も深く察知いたしております。

○磯山篤君 大蔵大臣にお伺いをしますが、きのう一日この三つの税金についての議論がされたわけなんです。一言で言いますと、酒の場合にも酒類間の不公平というふうなものが代表的に指摘をされました。それから物品税につきましても、課税対象品目についての物差し、基準というものが必ずしも明確ではないということも明らかにいたしました。あるいは、石油税につきましても、税収展望について不確実といひますか、不安定さも指摘をされたわけなんです。もちろん、大蔵当局としては全面的にそれらを認めたわけではありませんが、部分的には我々と共鳴してゐる部分もかなりあるわけなんです。

そこで、大蔵大臣に、これらの特に今回提案をされておりますものを取り上げてみましても、税率の面でも、あるいは水準、内容の面でも再検討しなければならぬ、こういうふうな委員会全体の雰囲気としてはなつてゐると私は認識をしてゐるわけなんです。その点について、大臣どういふふうにお考えになつて、これからどうなさるか、その点をひとつ伺ひをしておきます。

○国務大臣(竹下登君) まず、現行酒税法についての御指摘、確かにそういう御指摘が最も多くあつたことは事実でございます。これは課税方式あるいは級別制度等々、いわゆる消費者の方に大きな影響を与えるものでありまして、非常に慎重な配慮を要するものだけに、今回の改正までにきちんとした成案が得られなかったというふうなものに對しても、率直に御指摘を受け、率直に認めたところでございます。

それから物品税というものも、これはいつの御

審議の際にも指摘されることでございますが、物品の消費支出に着目して課税する間接消費税の一つでありまして、言ってみれば、奢侈品ないし比較的高価な便益品、趣味娯楽品、そういうものに絞られたものが、今日便益性を加味されながら、一つの大きな性格が通ってきたではないか、こういう御指摘も私もそのとおりと考えております。

石油税等につきましては、これは確かに御指摘のように、言ってみれば従価税でございますし、それからこれからの輸入量等によって差が出る問題でございます。それだけに、絶えず歳出そのものに對して、特定財源とはいえず、イージーにならないような配慮をしなければならぬ課題がそこに残っております。したがって、本委員会の審議を通じて、結局、言ってみれば、答弁の中にも、税体系上非常に画一的でわかりやすいというようなことではなかったと私も理解をいたしております。

で、そこに公平感、不公平感というものが出てくるわけでございますので、昨年十一月ちようだいたした税制調査会の中期答申においても、社会経済情勢の変化に對して、税制をより公平かつ適正なものとするよう見直しを行うことがそれ自体として必要であるという御指摘を受けておるところでございますので、私もいたしましては、できるだけこのような税が国民の中に不公平感をもたらないような形で定着するため、この検討、これは抜本的検討とでも申しませうか、それらのことを念頭に置きながら、絶えず検討を続けていかなければならない課題であるというふうな認識をいたしておるところであります。

○磯山篤君 時間の関係で簡単にお願いをしたいんですが、毎国会、自動車関係諸税の問題は議論がされて、衆参両院とも附帯決議が必ずついているわけですね。きのう私も石油税に関連して、この自動車関係諸税というものを取り上げたわけですが、目的税としての役割というのは、よく意味はわ

かりますけれども、財政再建中に政策的なものに相当今切り込んでいくわけですね。そういうさなかにおきますこの自動車関係諸税というものは、体系の上でももう少し整理整頓をしようというということ、財政再建中におきますこれらの目的税のあり方の問題について、もはや再検討しなければならぬ時期にきていると思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) これは毎国会で話題となっておるとおっしゃいましたが、まさにそのとおりでございます。ただ、いわゆる石油諸税、なかんずく特定財源としての道路財源、こういうものが今日までの道路整備等、あるいは大きく言えば社会資本の整備等について、大きな役割を果たしたという事実もあらうかと思ひますし、現状において私は、それはそれなりの目的税としての成果を上げておるのではないかと認識に立ちつつも、本来、この目的税というものの色は国民のニーズに對してバランスをとりながら富の再配分を行っていくという予算のあり方からすれば、必ずしも好ましいものではないにしても、今日は機能しておる目的税であるというふうな考えでおるところであります。したがって、それと財政再建との結びつき等は、これはまさに重要なポイントとして検討させていただきなやならぬ課題であるというふうな考えであります。

○磯山篤君 それから税制報告の中で、広告に對する課税問題というのが毎回毎回、引き続き検討というところで記録が残されているわけですが、その報告書を見ますと、広告税といいますが、この課税問題が交際費課税と同次元で議論をされている。これは税の性格から考えてみまして、私は適当ではないというふうな思ふんです。もちろん、広告の中にも、意見広告というものもあれば、告知のようないふふの広告もあれば、あるいは営業を主体にした広告、いろんなものがあるわけですね。それらのことを考えてみれば、交際費課税と一緒に議論をすることは適当でない、別の角度か

ら議論して結論を急ぐべきではないかというふうな考慮をわけですが、その点いかがでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 確かに、御指摘になりますように、広告費課税ということになりますと、我が国の言論界あるいはマスコミ等々を對象にし、そしてそれがまた交際費課税という形、営業そのものの実績をより多くあらしめるための媒体としての認識からとらわれがちであることは事実でございます。

この問題については確かにいろいろ議論がなされておるところでございます。交際費課税とのバランス以外にもいわゆる過剰広告の抑制とか、中小企業対策、物価対策などの点からの指摘もございまして、その点につきましてはいつでも、だから磯山さんの御指摘の一つのあらわれとして、例えば今後の税制のあり方についての答申の中にも、交際費課税及び広告費課税、どうしてもそういう角度から取り上げられがちな問題でございまして、したがって、これらは言論の自由との問題とかいろいろ議論もございしますが、私も似たように感じて、そういう交際費とのバランスという問題のみでなく、別の観点でこの実施を検討すべき課題であるというふうな理解をさせていただいております。

○磯山篤君 最後です。私は前国会の大蔵委員会で、昭和五十九年度以降大蔵省が提案をいたしました財政運営に関する法律案を全部整理整頓しまして、いうところの財政基盤強化のための法案は何かということ議論いたしました。結局、その長期的な意味の財政基盤強化の法案というのは何一つなかったわけですね。その年の予算のつじつまを合わせるというものであったわけですね。今回の酒税、物品税、石油税につきましても、その意味では全く同じ性格だといふふうな言わなければなりませんし、かけやすいものに増税をしたと、こういうふうに見ても差し支えないと思ふんです。

最後に決意だけ何っておきますが、もうこれからは、個々の問題についても重要でありますけれども、財政基盤全体をどうやって構造的に強くしていくか、そういうものについてのきちつとした政策というものを提示するようにぜひ注文しておきたいと思ふ。金はないからつじつまを合わせるために増税をするというふうな単純な発想では財政再建はできない。私はそういうふうな思ひますので、最後に大蔵大臣の決意、認識を伺って終わりたいと思ふんです。

○国務大臣(竹下登君) 可能なことならば、非常に極言すれば、財政再建法というふうなものを御審議いただいて、それを基盤にして、その年度ごとの国民のニーズに對する歳入歳出面から議論をいただいて対応していくことが私も好ましい一つの姿だと思ひます。しかしながら、歳入歳出面にわたってある種の枠組みをつくって、初めから国民の皆さん方にその中で議論していただくということについても、私もまた別の観点から、そのときどきの経済情勢と国民全体のコンセンサスがどこにあるかということを見定めながら対応していくということについては、いささかスピード感とか、あるいはわかりにくいとか、そういう点があるかと私も常日ごろ反省しておるところでございます。そして、単年度予算主義であります我が国において、その単年度の歳入歳出を考えますときに、決して既存の税目の中で増収措置を図るという傾向に走りがちなこと自戒をいたしておるところであります。

したがって、私も今日お示しいたしております財政改革の進め方についてという点については、もとより歳入削減も当然のことでございますが、歳入歳出面にわたって幅広い検討をこの国会の議論を通じてながら見定めなければならぬ。いさか回り道のような感じがいたしますものの、国民のコンセンサスというものを定めながらこれに對していかなければならない課題ではなからうか、このような考え方に立つておるところであります。

○鈴木一弘君 物品税についてお伺いをしたいと思います。

〔委員長退席、理事藤井孝男君着席〕

物品税の我が国における始まりは、昭和十二年の八月十二日法律第六十六号北支事件特別税法というこの法律から始まり、そしてそれを入れて戦争中に八回の改正がされておりますけれども、明らかにいわれる支那事変と言われる、現在で言えば日中戦争と言われる規模の大きな戦だということがわかってまいりましたが、その戦費調達に目的で煙草、貴金屬製品など五品目を第一種の物品として小売課税をし、写真機、蓄音機など五品目を第二種として製造場移出課税として二〇%の税率で始まっております。課税品目から見ますと、奢侈性、娯楽性、それから有益性の強いものへの課税であつたわけであります。今の御答弁等でも若干出ておりましたけれども、しかしこの十二年のときから後になりますと、今言つた奢侈性とか、娯楽性とか、便益性というものがだんだん移つてきて、支那事変、第二次世界大戦へと大きくなる中で、ぜいたく品への重課税では税収が足りないうこと、課税対象品目が非常に拡大されて、その中には果物から、愛玩用の動物から割りばしまでが入つて、最高税率一〇%というときもありました。こういうように戦時下で戦費調達の目的で物品税が創設された。

酒についての税金も同じであります、その酒の税金も物品税の中に入つていたわけですから、そういう奢侈品的な課税と消費課税というものと、これは意味が違ふだろうというふうに私は思ふんです。当時奢侈品から始まつて消費課税にまで下がつていったということは、大変拡大されたということ、それがそのまま受け継がれたのでは大変でございますが、この点についての基本的な考え方をまず伺いたいと思ひます。

○國務大臣 竹下登君 確かに、その歴史から見ても、物品税というものは、今度の改正の根幹はかつての考え方に基いておられますが、時代の推移とともにその性格が異なつてきた、いわば奢侈品から高度な便益性の方に担税力を求めるという傾向に移つてきておるといふこと

は、私も、性格的にはそういう方へ移行しておるようには認識をいたしております。したがつて、これからの問題というのは、今鈴木委員おつしやいましたが、消費一般にかかる物品税、一般にかけような抜き方というものは、一つの物品税のあり方としてかつて存在した考え方ではないでしょうか。そうしてもう一つは、奢侈、嗜好というところから徐々にいわゆる便益性というものの中心に移行してゐる。したがつて、私どもは、これからは消費一般にかかる税制の中で消化するというよりも、便益性の面においてかなり幅広く検討していく方向に移つていくではないか、こういうような考え方を持っております。

これはいささか何と申しますか、素人論議のような認識であつてお答えしたわけでございます。○鈴木一弘君 今の便益性の面で幅広くというお話がございました。戦前戦中ずっと通して、奢侈品とか娯楽品とか、こういうことは、国民生活を極度に強い耐乏生活に耐えさせようということから、もう一つは戦費調達という二つの立場からぜいたく品というところで最初は重税を考へたんだらうと思ふんです。我々がさんざん子供のとき言われたのは、ぜいたくは敵であるとかいうことですから、当時の価値観からすれば、ぜいたくは敵ということから物品税法が創設された。それが何かその次に出てきた改正中に、消費は悪であるというふうな、物を消費することそれ自体が悪というふうになつてきて日常生活までやつてきた。そういうことで、何か二つの性格は、本来ぜいたくをするということと消費をするということとは別な性格のもので、今の大蔵のお話だと、便益性の面でという、若干消費的な、そして利便のあるということもございいますから、

〔理事藤井孝男君退席、委員長着席〕

そういう面も考えられるんですけれども、この二つのぜいたくと消費、それから今の便益と、この三つの問題についてどう回つていくものなのか、その辺の考え方を聞かしていただきたいんです。

○政府委員 〔梅澤節男君〕 物品税のこれまでの制度の変遷なり物の考え方、先ほど来委員並びに大臣の質疑応答の中で明らかにされたとおりであるわけでございますが、先ほど委員が御指摘になりましたように、現在の物品税法は、昭和十二年の時限法から昭和十五年の物品税法で現在の物品税のいわば基礎ができたわけでございますが、当時の法律制定の立法趣旨として説明されてゐるころによりますと、奢侈の性質を有すると認められる物品のほかに、その消費が負担力を示す、担税力を示すと認められる物品に課税するという考え方が述べられておりました。現実の運用といたしましては、戦費の調達なり当時の消費の抑制というふうな観点も加わりまして、戦争末期には最小限の生活必需品を除くほとんどの物品が課税の対象になつたという歴史をたどつたことは事実でございます。

奢侈品とそうでないものとの境界といひますか、頭の整理をどういふようにするかということ、いろいろ議論のあるところでございますけれども、これまでの物品税の歴史等から見ましても、あるいは消費税一般に対する物の考え方からいたしましても、少なくとも基礎的な生活必需品と申しますか、生存を維持するに直接結びつくような基礎的な生活必需品という理論的な概念でございますけれども、そういう分野がまずございまして、それから奢侈品等に典型的に示されますように、そういう基礎的な消費から非常に距離の離れたところに、奢侈品なり、高価な、高級な便益品なり、あるいは趣味娯楽品なり装飾品なり身回り品なりといったものがございまして、恐らくその中間にいろいろな物品が、その中間的な消費態様のものがあるといふふうに一応区分けして考えました場合に、戦後の我が国の物品税、今日までの立法政策上の動きを見ますと、戦争末期のそういうものから、典型的には昭和二十五年のシャウプ勧告を境といたしまして、むしろ私が二番目に申しました基礎的なものから一番距離の離れたところへ漸次物品税の課税範囲を絞つていくという

形で、これまで物品税の制度の変遷が戦後あつたと考へるわけでございます。

今日の時点では、高度成長における所得水準の上昇なり所得の平準化を通じて、消費の態様が非常に変わつてまいつておるわけでございます。これは先ほど大臣の答弁にもございまして、昨年の十一月の政府税調の答申の今後における物品税に関する考え方、基本的な背景にありましますものは、そういう消費態様の变化という今日の事態の中で物品税を考へた場合に、先ほど申しました基礎的な生活必需品と奢侈品に典型的にあらわれているような、そういう基礎的な生活消費から一番距離の離れたその中間的なところにあるような新しい消費態様に対して今後どういふふうな消費税制を考へていくか。その中で物品税の課税範囲に対する物の考え方、これまでの戦後の限られた、限定された考え方から少し枠組みを広げて検討すべきではないか。そういう局面にあるのではないかと、いふに私どもは考へておるわけでございます。

○鈴木一弘君 今の答弁である程度わかりました。確かに昭和二十四年、二十五年と、このシャウプ勧告で物品税のあり方が今言われたような日常生活物資というか、基礎的な消費物資から奢侈性、娯楽性、便益性、嗜好性という方に動いたことは、それはわかります。今言われた何かグレイゾーンみたいなやつですね、そうでないけれども、奢侈性があるようであつてかかつてないものがあつたり、奢侈性というよりもむしろ基礎的な消費に非常に近いようなものについてかかつてみたりという点で、何かはつきりしないような感じが私はするんです。

シャウプ勧告の主な趣旨は、言われたような日常生活物資等にはかけないという大きな趣旨だろふと思ふんですが、そういうことを基礎に始まつてきていますけれども、今言つたようなことから見ると、私は、もう少し奢侈性や娯楽性というようなものからかける物品課税、これも購入者の担税力というものを認めて課税するというふうな

○鈴木一弘君　これは疑問が出たんでちよつと伺いたいんですけれども、自動車とかあいうのもは一体どこでかけているんですか。製造場というのと製造工場のところなんです、それともディーラーですか、サブディーラーなんですか。

○政府委員（梅澤節男君）　課税標準の算定そのものは、いろんな手法が税制上認められておるわけでございますけれども、基本的な考え方は製造場

を移出する段階で課税されるのが二種物品税でございます。

○鈴木一弘君 私は自分が自動車の工場にいたから言はんやありませんけれども、つくっているところは一番もうからなくて、ディーラーの方は大変な率をかけて利益を上げていらっしゃる。そういう点から考えると、何か先ほどの話と矛盾して、一種の方をおつくりになっている感覚とちよつと矛盾しているような感じがしてならないわけです。非常に高率にさらに付加価値をくっつけて売っているからというお話だと、そんならディーラーもサブディーラーもつとだなど、ふつとこう思つたんです。その辺の矛盾がどうも感じられます。

○政府委員(梅澤節男君) これは先ほど申しましたのは、現在一種物品に掲名されているような物品につきましては、むしろ流通マージンが非常に高くなる性格の商品である。仰せのとおり、例えば自動車のような大メーカーの規格的な工業製品につきましては、おのずから流通マージンというのはある安定した配分になるのでございまして、けれども、こういった一品ごとの高価なものといひますのは、流通マージンが非常に高いというのが実情じゃないかと思うわけで、これは物品の種類によつて異なってくるというふうに考えるべきではないかと考えられるわけでございます。

○鈴木一弘君 まあ、いいです、整合性がちよつとないようだけれども。

○政府委員(梅澤節男君) 御指摘のように、施行令の別表におきまして、各課税物品ごとに課税最低限の金額と申しますか、いわゆる免税点を設定している物品があるわけでございます。今お引きになりました一個につき三万七千五百円というのは、貴石それから貴金属製品等の免税点であらう

かと思うわけでございます。

ここで一般論でございますが、物品税における免税点と申しますのは、それぞれ課税物品を掲名しているわけでございまして、その課税物品すべてを課税対象とはしていないわけでございます。まして、一つは、そういった同じような課税物品として掲名されたものの中の価格体系の中で比較的値段の安いものにつきましては、課税されてない物品の消費とのバランスを考えまして、そういったものにつきましては、一定の課税最低限、免税点を設けている場合とか、あるいは貴金属以外の使われ方をするような場合、例えば貴金属の製品のようなものにございまして、理化学用に使われるようなものにつきましては規格で非課税にしておる、いろんな手当がしてあるわけでございまして。

そこで、ただいまの免税点につきましては、そういったことで、その物品の価格体系の中で比較的安いものでしか課税されてない物品とのバランス上ここまで課税するのはいかかというところで、価格で線が引いてあるものがあるわけでございまして。それが免税点でございまして、今おっしゃいました例え三万七千五百円の貴金属類の免税点というのは、例えばいわば標準的な結婚指輪と申しますか、金のフォーマル指輪を非課税とするといったような考え方で設定するというふうにされておるわけでございます。

各種の免税点についても、それぞれの製品、物品に応じまして、例えばじゅうたんでございますと、平米当たり九千円が非課税ということになっておりますが、この考え方になりますものは、一般の家庭で使っているようなじゅうたんは課税物品にならない。例えばホテル等にありますが豪華なふかふかしたようなじゅうたんを課税にすることといったような考え方で免税点がしかれておることでございます。

ちなみに、現在の免税点は、基本的には昭和四十九年の狂乱物価の段階で見直したものの水準で

そのままだまできてゐるわけでございます。部分的には手直ししたのもございすけれども、昭和四十九年の時点の免税点で現在推移してきてゐるということでございます。

○鈴木一弘君 それは別表にあるとおり貴石、半貴石、あるいは真珠、貴金属製品、べつこう、こういったところが三万七千五百円となつてゐます。そうすると、今の話だと、三万七千五百円までは先ほどのからいくと、第一種は何かぜいたく品といふことのように、第二種は何かぜいたく品といふことのように、三万七千五百円を超えるものはぜいたく品である。こういうことになるんですか。

○政府委員(梅澤節男君) なかなか難しい御質問のされ方なんでしょうけれども、免税点以下のものは課税になつてない物品に対する消費とのバランスから見て課税するのは適当でないといふことでございまして、たまたまその物品、例えば貴金属製品は奢侈性といふことに着目して担税力を認めておるということになりますれば、その免税点以下のものについては、奢侈性なしとしてあえて課税を認めないという考え方に立つておるといふふうに説明することになるかと思ひます。

○鈴木一弘君 これは聞く方が難しい変なことを聞いているのかもしれないけれども、一組で三万五千円、これは買つても三万七千五百円の免税点だから一個でも税金がかからない。しかし、一個で七万円になるとこれは税金がかかってくる。三万五千円のもので二個買つても七万円だけれども税金はかからないで、七万円のもので一個買つとかかる。どうもよくわからないですね。これは奢侈品として値打ちは異なるんでしょうか。ルビーならルビーの指輪を三万七千五百円のを二個買つても税金はかからない。それじゃ一個七万円のを買つたら、これはかかってくる。二個分と一個分、一個分の方が奢侈であり、二個分の方が奢侈でないみたいになるわけだ。よくわからないです、僕は。

○政府委員(梅澤節男君) 恐らく、今例示になつたケースで考えますと、そういうことになるわけ

でございます。つまり、七万円のもので一個であれば課税になる、一つずつだと免税点以下でございまして課税にならない。

その場合に、この物品税法の背後にある考え方は、これは文字どおり物税でございまして、一個の商品に向けられる消費の背後に担税力を認めるというところでございまして、あえて言いますと、一個三万五千円のもので、あえて言いますと、の方が上等である、こういうことになるわけでございますが、それでは二個買う人と一個買う人、つまり一個七万円のもので買う人が担税力がある、一個ずつばらして買う人が担税力がないのかといふことになりまして、その担税力という概念を非常に広くとりまして、そういうことを言うのは非常に危険なことになると思ひますけれども、少なくともその物品の購買といふことにあらわれている観点から言へば、そこに一個七万円の高価なものを購入するに担税力ありと想定しておるといふことにならうと思ひます。

○鈴木一弘君 これは、私は宝好きですからいつもよく見るんですけど、下がホワイトゴールドのもの、プラチナのものは、同じ石で値段が全然違ふんですね。こういう点で何か非常な矛盾を感じてしまうときがあります。これは将来、いろいろ価格の点、免税点等については、これは考えていく必要があるんじゃないかと思ひます。

いろんなものがありますが、もう一つ聞きたいんです。毛皮製品の課税最低限は、毛皮製の衣服類で一個または一組で二万五千円になつております。帽子、襟巻き等では一個につき一万七千円、繊維製の調度品でじゅうたん等のものでは一平米で九千円、こういうふうな施行令にございまして、どんな場合には一平方メートル二千円、こうなつておりますが、この課税最低限の金額の設定の根拠は何でしょうか。

○政府委員(梅澤節男君) じゅうたんの場合は、先ほど申し上げたかと思ひますけれども、考え方は、一般の家庭用に使われるようなじゅうたん

は課税の対象にしない。少し上等のものというところで、現在の免税点があるものでございますから、実際にじゅうたんまで課税になっておりますのは、およそ全体の一割と云われております。

それから毛皮製品の免税点の場合の考え方は、これは襪巻等が一万七千円、衣服類が二万五千円ということになっておりまして、この毛皮製品の課税の根拠というのは、奢侈品の一つの部類に入るかと思いますが、奢侈品と申しますか、むしろ装飾品という観点から課税を求めているわけでございます。その装飾性の低いもの、つまり着飾るためでないような毛皮製品は課税にしないという観点でこの免税点が認められておるわけでございます。したがって、これはじゅうたんの場合と違ひまして、現在、毛皮製品というのは、ほとんどはある程度着飾るというために着用されるものが多うございますので、この免税点で非課税となつてゐるものは、割合は割合に少ない。かえつてそういふ安いものは売れないという面もございまして、毛皮製品については、かなりのものが課税範囲の対象になつておるということでございます。

○鈴木一弘君 毛皮製品の中でも、ウサギまたは羊の皮でつくつたものは非課税扱いになつておりますね。これはどうしてですか。

○政府委員(梅澤節男君) ただいま申しましたように、毛皮製品は装飾性ということで課税を求めているわけでございますが、毛皮製品の中でも、仰せのとおり、ウサギまたは羊、羊の中でも「ペルシャ羊、アストラカン羊その他これらに類する羊を除く。」ということになつておるわけでございまして、こういう羊を除く普通の羊とウサギの毛皮の製品は課税対象になつていない。

それは一つは、高価な装飾品というものが、ウサギとか普通の羊の毛皮ではそういった製品がでないという観点の一つ。もう一つは、これはかつて課税になつておつたわけでございまして、昭和三十一年に現在のウサギまたは羊の毛皮は非課税とされたわけでございますが、もう一つの背景

といたしましては、日本の畜産農家の産業保護というふうな観点もございましてウサギと羊が外されたといった経緯がございまして。

○鈴木一弘君 いま一つは、毛皮の襪のついたコートでも襪の取り外しができれば課税をされて、襪が固定されていれば非課税である、そういう話があるんですが、それは本当ですか。

○政府委員(山本昭市君) 御指摘のように取り外せるものとそうでないものがございますが、毛皮をホック等によりまして取り外せす場合には、外した状態のものも課税をされるということになるわけでございまして。

○鈴木一弘君 何かわけがわからぬです、私は、毛皮というのは大変ぜいたく品であるという御認識だつたんですが、ついでにいいという話になります、今度全部くつつけて取り外しができないようにすれば、これはコートにくつつけてもよろしいということでは非課税になつていつちやう。どうにも何かよくわからない面があります。

私が申し上げたいのは、第一種対象品目の課税率、じゅうたん、だん通、こういうものは一〇%以外一五%というふうな——それが一〇%になつてゐますか。あとは全部一五%ぐらゐかかつてゐると思ひましたが、だから、ぜいたく品購入者はそれだけ担税力があるというのであれば、一律の課税というのとはおかしな感じがする。つまり一個四万円の宝石を買う人と一個何百万円の宝石を買う人と担税力は同じなんでしょうかね。

私は異なると思うんです。今のよう多くの矛盾が、何か聞いているだけでも笑ひ話になるような矛盾があるんです。それだけに何か担税力そのものを考えとちよつとそういう点が考えられるんですが、いかがでございましてか。

○政府委員(梅澤節男君) 物品の消費の背後にある担税力の議論は、これは先ほど委員がおっしゃいました免税点との絡みで、一個七万円のものを買ふ場合と一個三万五千円のものを買ふ場合と似たような話があるわけでございまして。基本的には個別消費税でございまして、文字どおり物税

でございまして、そのものの消費の背後にある担税力というのは、例えば同じ七万円を買う人の担税力は皆一緒であるというふうには言えないわけでございます。ただ、七万円のものを買う人に担税力を推定してそこに一定の税率で負担を求めると、これは比例税率とならざるを得ないわけでございます。つまり担税力に応じた税負担を求めるといふことは、基本的には消費税の累進構造を持つた税制ということに行きつくわけでございまして、個人の担税力が総合された段階でないとなかなか累進税率というのは難しい。したがって、委員がおっしゃいますような考え方として、学説で支出税という考え方がございまして、つまりこの考え方は、個人なら個人の消費全体を全部つかまへまして、それに累進税をかけるという考え方でございます。それはそれとして一つの意味があるわけでございまして、個別消費税の一品一品となりまして、それに累進税率をかけるというこれはいかんせん個別消費税の体系としては無理があると考えざるを得ないということでございます。

○鈴木一弘君 次は、第二種での課税対象品目について、以前は娯楽性とか便益性、嗜好性、こういうことで高い品目に物品税を課税していた、こう考えられておりました。私はそう思つてゐたのですが、現在の品目を見ると、単に娯楽性、便益性、嗜好性という点ではなくて、国民の消費に対して課税するという消費税の性格が出てゐるんじゃないかというふうな感じがするんですが、どうですか。

○政府委員(梅澤節男君) 物品税の課税になつております対象品目は現在八十品目ございまして。今この法案をお認め願ひますと、さらに五品目十八品目が追加するわけでございまして、奢侈品、趣味娯楽品、便益品、それから嗜好飲料、装飾品も含めまして社会的身回り品といったふうに一応は大別できるわけでございまして、委員の御指摘の意味が、今言いましたような五つの区分からはみ出るようなものを課税対象としておるのではな

いかという御指摘であるとすれば、私も、現在の物品税の課税範囲というのは、ただいま申しました区分に一応分けられるというふうな考えでおるわけでございまして。

○鈴木一弘君 例えばコーヒー、ココア、ウーロン茶、こういったものは、これは五%でしたか、かかつてゐるだらうと思ひました。こういうやつや炭酸飲料なんというものは、これは消費的な税金というふうな考えざるを得ないわけですね。私はそういうふうに思へてならないんですが、その点はどう思ひますか。

○政府委員(梅澤節男君) 今おっしゃいましたようなものは、いわゆる嗜好品として課税の根拠としておるわけでございまして。嗜好品課税といたしましては、現在御審議いただいております酒税のほかに、たばこがございまして、そのほかの嗜好品で課税の対象とするものはこの物品税に大体掲名されておるわけでございまして。

で、ただいまおっしゃいましたようなものは、なるほど課税の対象にしておるわけでございまして、これもなかなか議論のあるところでございまして、例えば緑茶等は一時課税の対象にしておりまして、例えども、今外れております。そういった、現在の物品税法の説明の仕方といたしましては、コーヒーとかココアは我が国の消費生活の中で緑茶よりは嗜好性が高いということに課税の根拠が求められるのであろうと考えるわけでございまして。つまり、いわゆる主要食品と違ひまして、生活必需品ではないという意味での嗜好性という意味で申し上げておるわけでございまして。この辺のものになりますと、なかなかその課税の根拠なり議論のあるところでございます。この辺の物品につきましては一番低い税率の五%が適用されておるわけでございまして。

○鈴木一弘君 今の話で、例えば朝必ずトーストでコーヒーという人は、コーヒーは嗜好品であつて、生活必需品の日常のお茶のように飲む物ではないというふうな議論のあるところだと言われれば本当にそれとおりですね、これは。私なんかど

う考えたって、なぜかけるのかという理由について、はわからなくなってしまう、これは。これは幾ら御説明いたしても見当がつかないと思いますね。もういろいろ考え直しをするときに来ているのではない。消費税的なものというのであれば、もつと本当に考えなければいけないでしょうし、今のような嗜好性とかあるいは便益性とか、いろいろなこと物を言うんであれば、そういうことだけに徹底していかなければならぬだろうと思ひますし、何か説明が難しい。戦争中に始まった物品税の残滓が残っているような感じがしてならないので、その点は要望でありますけれども、十分改めるといふか、検討し直しをしていただきたいと思ひます。

次に、自動車類等の物品税対象品目は大変細かく規定して、内容によって税率が違い、品物によって非課税のものもありますね。どうしてこれほど細かく施行令でやらなきゃならぬのか。これは製造業者の理由などもあると思うんですけども、何か物品税を複雑にして税の体系を難しくするだけで、余り好ましいものじゃないんじゃないか。

○政府委員(梅澤節男君) 自動車につきましては、大型自動車、それから普通乗用車、それから小型乗用車、それから自動車の中でも貨客兼用のいわゆるライトバンと言われているもの、ライトバンと言われているものについても普通のライトバンと軽ライトバン、いろいろあるわけでございますが、それぞれの便益性なり価格等に着目をして、それぞれ税率を区分しておるといふことでございます。

○鈴木一弘君 その税率が異なる理由とか非課税にしてある理由についてどうなんですかということなんです。それを聞きたいわけです。なぜそうなるのか。

○政府委員(梅澤節男君) まず、税率を異にしておりますのは、端的に申し上げますと便益性であろうと思ひます。大型車と小型車の場合、それから普通の乗用車と貨客兼用のライトバンというの

は、おのずから便益性が違うわけでございまして、特に貨客兼用になりますと、貨物というものは通常これは業務用に使つてございまして、一般の便益性といふと、消費に担税力を求めるという観点からいいますと、この種のものにつきますと、通常の乗用車に課しております税率より低くするという考え方によるものでございまして。

それから規格非課税についているものも決められておるわけでございまして、例えば施行令の自動車用の冷房装置につきまして、これは車体のほか自動車用の冷房装置については別に掲名——掲名といふんです、政令で品目を挙げておるわけでございまして、これにつきまして、いわゆる規格非課税として、毎時八千キロカロリー以上の冷房用装置は非課税となっておりますが、これは非常に大きいものでございまして、バスに取りつけられるような冷房装置でございまして、バスにつきましては、これはもちろん大衆用の冷房装置というところ、大勢の人がバスに乗つて利用するわけでございまして、この冷房装置はそういった観点から非課税にしておる。こういったものがそれぞれ品目について規格非課税として決められておるものがあるわけでございまして。

○鈴木一弘君 なぜ税率が違うのか大體の見当はついたんですけれども、もう少し詳しく本当は知りたいたいと思つたんですが、きょうはまあいいでしょう。

その次に、今オフィスレディーであるとか若いサラリーマン、収入はそうありません。そんな高額の所得者と思われぬ人であっても、税金のかかるような、物品税のかかる高額な物品を購入することがある。なぜできるかといふと、いわゆる割賦販売によつて買つていくわけでございまして、逆にいえば、金融システムがそれだけ発達してきておりますから、消費者金融、そういうことから買つていくことになるわけなんです。そうすると、私は、それは年間通して何年も何年も二十回、三十六回払いということではや

く払える。担税力あるのかといふと、それほどの収入はないはずだ。担税力がないのに高いもので物品税を取られる。何かその辺がよくわからないような感じがするんです。高価なものだから当然物品税はかけなきゃならぬだろうし、一方にいうてはそういうような割賦でやつておりますから、毎回は少ないけれども長い間にはかなりの金額になつて、本人としては担税力がないのに担税力があるような扱いを事実上受ける。この点何か私も割り切れないような矛盾を感じるんですが、いかがお考えですか。

○政府委員(梅澤節男君) 消費者信用が非常に発達してまいりまして、割賦販売を利用する人が、即担税力がそれだけ減殺されておる人のあらわれであるといふふうに見えるのかどうかという問題があるかと思ひます。例えばテレビを割賦販売で買つ人は現金で買つ人に比べて担税力があるのかないのかといふのは、一概に言えないというわけでございまして、物品税法の考え方といたしましては、テレビを購入することに担税力ありと想定をいたしまして、このテレビは二種物品でございまして、当然のことではございまして、製造場から移出されるに際にも課税になつておるわけで、メーカーは税金を納めておるわけでございまして、それから流通段階に入りまして、後、それがどういふふうな買われ方をするかというところを現在の蔵出し課税の制度と直接結びつけて考えるといふのはなかなか難しいし、むしろそういう割賦販売の観点と物品税法の現在の建前を結びつけて考えるのは、適当ではないのではないかと、いふふうには私も考えるわけでございまして。

○鈴木一弘君 まあそうですね。ただ、實際消費者金融で借りるとなると、中には二五%、四〇%という年間の金利を払わなきゃいけないというふうになるわけでありまして、これは何かそういう点で両面私もこれ研究をしなきゃいけないことだと思ひますが、担税力だけでは考えられないけれども、何か考えていかないと、金融シ

ステムそれ自体をちよつと改める必要があるんじゃないかという感じがします。

○政府委員(梅澤節男君) 現在の物品税は、二種物品を例にして申し上げますと、一五%の税率のところから軸になつておまして、上に三段階、下に二段階、六段階の税率構造になつております。奢侈品については、ほとんどこれは一種物品が多いうわけでございまして、二種物品の三〇%に該当するものが、大體一種物品は一五%ということではございまして、それぞれ奢侈品については、大體一種物品でございまして、一五%、二種物品でございまして、三〇%のところは張りつけてございまして、便益品でございまして、三〇%から最低五%まで、それぞれの物品の便益性というもののにかんがみまして税率の張りつけが行われておるわけでございまして。

したが、いま一つ、一つの物品を課税対象として取り上げる場合に、今おっしゃるようなそういう物品税の考え方以外の圧力が働いて例えば税率が左右されるといふふうな体系になつておるわけなんです。それは説明のつかない体系になるわけでございますから、私どもの実際の作業としてそういうことはないといふふうに申し上げなければならぬと思ひます。

それから具体的な例としてよく言われます、桐製とか漆塗りの家具が昭和四十一年に非課税にな

つたわけでございますけれども、そのときの考え方というのは、これは一品一品が非常に職人芸で零細な業者がつくっておられるという背景が一つと、同時に伝統技術を保存するというふうな政策的観点も加味されて廃止されたわけでござい

す。

○鈴木一弘君 最近、何というんですか、量産でなくて伝統技術と言われましたけれども、嫁入り衣装のたすや何かを見ますと、すごい伝統的な感じのするようなものがいっぱいありますよ、手づくりのような感じのね。同じような品物でしかも材料が違うというだけで税金が変わって来るといふのは、何か割り切れないものがありますよ。それは一方だつてこれは手づくりでございましてと宣伝していますよ。そういう点はどうかお考えですか。

○政府委員(梅澤節男君) これは個々の物品につきまして今課税範囲の対象に取り上げていくのかどうかというところをお答えする用意が、率直に言つてないわけでございます。ただ、個別物品税の体系をとります以上は、その境界線のようなところであるという問題が出て来るとは事実でござい

かれています物品を新たに加える場合は、どういう基準をもつてやっていくんですか。

○政府委員(梅澤節男君) 五十九年度の物品税法の改正作業に当たりまして、いわゆる汎用性の高い事務用機器について、物品税の課税対象に取り入れることについて具体的に検討をいたしましたことは事実でございます。今回その成果が得られませんでしたのは、一つは、所得税の減税財源というところで今回も物品税の見直しをお願いしてあるわけでございまして、税負担の増加を伴いますようなものはなるべく範囲を縮減するという努力をしたということが一つ。

それから従来、事務用機器は、先ほど申し上げましたシャープ以前は事務用機器で課税対象になつておつたものでございまして、あれを境にいたしました現在までのところ、事務用機器は物品税の課税対象になじまないということから、今これを踏み切ることにして相当の時間なり国民的な御理解も得なければならぬという点もござい

ました。

それからもう一つは、今回検討の対象にいたしましたものの中には、例えば電子機器関連のものが非常にございまして、こういうものは最近ではシステム物が非常に多いわけでございまして、ところが、一つの物品として掲名してその範囲がはつきりしませんと物品税の課税対象として取り入れられない、あるいは制度としてつくりましても執行上のいろいろトラブルが生じるというふうな、そういうシステムに対してどういうふうな今後考えていくかというふうな技術的な問題もござい

したがいまして私どもは、こういったものについては、今後の検討課題として勉強させていただきまして、結論を得られるものについては早急に結論を得て対処しなければならぬというふうな考えでおるわけでございます。

○鈴木一弘君 私は本会議で、自動車関係諸税について諸外国と比較して大変高いということで指

摘をいたしましたし、またこの委員会でも申し上げました。千六百ccの乗用車を小売価格百十六万八千円で購入したという場合、税負担が物品税、自動車取得税、自動車税、自動車重量税、この合計で二十三万七千七百円になります。燃料課税で年間六万四千五百六十円、合算すると、私が本会議で指摘しましたように、一年間十四万三千四百二十八円、六年間の減価償却を見て、アメリカが四万幾ら、四万二千二百三十六円というのから見ると大変高いわけですね。アメリカの場合を見ると、小売売上税で十一万七千三百三十三円、それと登録税の三千九百四十四円だけです。そういう点、日本とアメリカでは異なる。道路事情も違うし、交通事情も違うからとおっしゃるかも知れませんが、それでも、ちょっと余りにも高過ぎるような気がするんです。いかがですか。

○政府委員(梅澤節男君) これはアメリカと比較いたしますと、まさにそういうことになるわけでございまして、今おっしゃいましたように、アメリカはまず車体課税につきまして、もともと連邦税で一般的であるいは個別的な消費税を持つてない国でございまして、州の小売売上税だけしかかからないというところがございます。それから燃料課税はアメリカは非常に石油資源の豊富な国でございまして、石油課税の負担水準が我が国はもとよりヨーロッパ等と比べても非常に低いということの結果といたしまして、車体課税とそれから燃料課税のトータルの間の税負担が我が国の大体三分の一以下の水準にあるわけでございます。

ただ、ヨーロッパの国と比較をいたしますと、いつかこの委員会でも御説明申し上げたわけでございまして、現在、改正後におきまして、イギリス、フランスよりは我が方の負担水準はやや下回ります。ドイツよりも若干上回るといふこととでございます。

ただいま御審議をいたしております車体の部分の消費税、いわゆる物品税だけを比較いたしますと、今回の税率引き上げ後、小型の場合に小売価格に占める割合は一二%弱でございますので、

これはヨーロッパの付加価値税等の水準よりはかなり下にあるということでございます。

○鈴木一弘君 私はこの辺で自動車に対する物品税というものは下げるべきじゃないか、この納税金額を見まして、物品税の中の最高は常に自動車ですよ。そうでしょう。そういうところへもつてきて、また引き上げるとかいろいろということになると、私はどうもその辺が納得がいかない感じがします。いわゆる取得税課税というのは日本だけでございまして、重量税なんていうのは日本だけでもありますし、それならそれで今までやってきたものをぼんとやめてしまえとは言えぬでしょうから、物品税だけでも私はこれは引き下げべきじゃないかと言ふんですが、どうですか。

○政府委員(梅澤節男君) 今回自動車について税率の引き上げをお願いしておりますわけでござい

ます。これは若干経緯を申し上げますと、昭和五十六年に一度物品税の引き上げをお願いいたしましたので、小型乗用車で申しますと現行の税率が一七・五%でございます。今回それを一%の引き上げをお願いしておりますわけでございまして、五十六年の改正以前は一五%でございました。そのときの基本的な考え方は、一五%の直近の上の税率のところ、つまり二〇%のところの物品で見ますと、例えば大型テレビとかあるいは大型冷蔵庫等の品物があるわけでございます。こういった物品の便益性なり一品の価格と小型乗用車の価格、便益性を比べてみた場合に、むしろ小型乗用車で申し上げますならば、この一五%という税負担の水準はむしろ二〇%に近い方向で税負担を求める方がバランスするのではないかと考えてございまして、結局、軒差曲折を経まして、五十六年の物品税法の改正におきましては、一五%と二〇%のちょうど中間、現行の一七・五%というところにとりあえず負担の引き上げをお願いしたわけでござい

するという観点から一%の引き上げを最小限お願いしておるということでございます。

○鈴木一弘君 これは大臣いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 五十九年度税制改正に関する答申をちょうどいたしたときに、いわゆる中期答申におきまして、「物品税の課税対象については、現行の考え方のように狭い範囲に限定することなく、消費のもつ担税力に着目して課税するという物品税の基本的性格に立ち返り、「消費の実態等を踏まえ」「検討する必要がある。」というふうな言われ、課税物品相互間のバランスから見ると負担の増加を求める余地があると認められる乗用車等については、若干の税率引き上げを行うことが適当である。これも長い議論をされて出た結論でございます。

で、私自身考えてみますと、いわゆる道路財源とする目的税、自動車重量税は厳密な意味における目的税ではございませんけれども、答弁の中で既に目的税という位置づけがされておるわけでありまして、そういう問題は別として、ちょうど私どもが国会へ出しましたときの自動車の生産台数が年間五万四千台、それから自動車の普及率が四十世帯に一台、今は一世帯に一台以上というようなところからすれば、私もどちらの方を判断すべきものだろうか、それほど事ほどさように国民に担税力ができたと判断すべきか、あるいは便益性というよりも、まさに生活必需品の点からこれをとらえるべきか、にわかに私自身も判断するだけの自信がございません。したがって、これは今後の課題として検討させていただくべき問題ではなからうかな。業界の方々等からいろいろな意見を聞くときにも、私自身画然たる判断を持ち得ないというのが現状でございます。

○多田省吾君 私は、石油税法の一部を改正する法律案について若干質問したいと思つてます。

今回の石油税の改正について、改正を必要とする理由と、その改正点を簡単に述べたい。あわせて、改正後における税収の見込みはどうなっているかお聞きしたい。

○政府委員(川崎弘君) お答えいたします。

日本のエネルギーの供給構造、これはエネルギー対策を含めて官民一致した努力で次第によくなつてはおりますけれども、なお非常に脆弱だ、もういふふうな状況でございます。一方において、エネルギーの関心の対象というものは相当リードタイムも必要とする、つまり中長期的な観点から今後とも計画的かつ着実に推進する必要があると思います。

こうした状況にエネルギー対策はあるわけでございまして、一方、この財源となつております石特会計、これは石油税収が昨年三月の原油価格の引き下げ等の理由によりまして大幅な減収が必至という状況でございます。したがって、こういう状況のままで今後のエネルギー対策の推進上極めて深刻な事態に直面するおそれがございます。私ももといたしましては、安定的な財源を確保して、今後ともエネルギー対策を着実、計画的に推進するために歳出面におきまして合理化あるいは節減、それから歳入面におきましては、石油税収の一般会計留保額の最大限の取り崩しをお願いするということを前提といたしまして、なおかつ不足いたします財源について必要最小限の財源措置をお願いしたところでございます。

財源措置の内容といたしましては、エネルギー対策財源の望ましい受益者負担のあり方とか、あるいはエネルギー政策上の見地等を総合的に勘案いたしまして、現行の石油の税率を一・二%引き上げていただきますとともに、石油系エネルギーでございまして LPG、LNG につきまして課税の対象の追加をお願いした次第でございます。

どの程度の税収見込みになるかということでございますが、五十九年度の石油税収見込みは、総額といたしまして三千七百三十億円、このうちの増収額は六百七十億円と相なっております。

○多田省吾君 今、若干説明いただいたわけでございますが、改正の理由としては私は納得できないものが多々ございます。

この石油税というものは従価税体系をとつてい

るわけでございます。これは原油の値上がりを実現した税体系であると思つてます。石油価格が低下した、あるいは円高基調にある、省エネルギーの推進がある程度成功している、また代替エネルギーの開発が進められていく。そうすると、輸入量が少なくて済むようになっていくわけですが、これは歓迎すべき状況でありますけれども、この状況が税収を減らしているということで、増税をせざるを得ないと大変矛盾した姿になっております。国のエネルギー政策が好転したことによって、かつて増税の必要性が生じてきたということでございます。

これは税制の根本的な問題であると思うのでございまして。ですから、私は、税体系としては原油の値下がりというふうな姿のときには、むしろ従量税の方が税体系として合うんじゃないかと考へられますし、それを私は主張するつもりはありませぬけれども、この従価税と従量税の問題、また原油の値下がりによって生じた今回の増税の問題、この辺の関係を政府はどうとらえていくのか。根本的な問題でございまして、はつきりとした御見解を伺いたいと思つてます。

○政府委員(川崎弘君) 確かに、先生御指摘のとおり、現在の石油税というのは従価税の方式をとつております。従価税の方式というのは、石油の価格であるとか、あるいは為替レートであるとか、そういったものに影響を受けるということとは否定できないところでございまして。しかしながら、課税の適正な負担水準を求めるということになりまして、実はこの石油の場合には、現在日本国内に入つております石油の種類、これは七十種類ぐらひございまして、一番安いものはバレル当たり二十ドル、高いものは三十ドルというふうな幅を持っております。こういうふうな非常に品種が分かれていくというふうなものにつきましては、適正な負担水準を求める、つまり高便益性のもの、これは油の中で申しますと非常に品質のいいものでございまして、これが高いという状況にございまして、そういうものに対しては比較的高

い税をいただく、品質の悪いものには安い税というふうになりますと、やはり従価税の方が適当ではないかというふうに我々としては現在考えております。

それから原油の値下がり問題でございますが、確かに現在石油の需給というのは緩和しておりますし、現行の基準以下のアラビアン・ライト二十九ドルという数字でございまして、これがしばらくは続いていくという見通しは一般的でございまして、しかしながら国際的ないろいろな権威ある機関あるいは産油国の見通しあるいは主要な諸国の見通しによりまして、油の値段というものは中長期的には需給が逼迫して上がっていくだろうということがございまして。それからもう一つは、中東情勢の不安定ということもございまして、我々もいたしましては、できる限り石油への過度の依存を避けるような方向でエネルギー対策を今後とも着実かつ計画的に進めてまいりたい。その意味におきましての財源としての石油税の値上げ拡充をお願いしているところでございまして、ぜひともこのあたりを御理解いただきたいと思います。

○多田省吾君 昭和五十八年施行以来、一般会計の留保分が昭和五十八年度補正後で四千三百二十億円もあるわけであります。この税の目的から考えましたならば、四千三百二十億円の留保分がなくなるまで増税の必要はないのではないかと。このように考えられますけれども、いかがですか。

○政府委員(川崎弘君) 先ほど申し上げた触れまじりけれども、エネルギー対策、これは相当なリードタイムを必要といたします。したがって、この着実な推進を図っていくというためには、中長期的に安定的な財源の確保が不可欠だと我々は考えております。しかしながら、その財源でございまして石油税収の方は大幅な減収が必至でございまして、我々もいたしましては、中長期的にも現在のエネルギー対策、この最大限の効率化あるいは節減という努力をするつもりでございまして、けれども、さらに現在先生御指摘の四千三百二十億

ざいます。石特会計繰り入れ未済額、これを全額取り崩したといたしましても、なお相当の財源不足が見込まれる状況にございます。そういうことになりまして、中長期的な見地から施策の円滑な推進が困難となっております。私どももいたしましては、一般会計の状況が非常に厳しい財政状況にあることは重々承知しておりますけれども、この石特会計の繰り入れ未済額の最大限の取り崩しを行っていただくということを前提といたしまして、必要最小限の財源措置として今回の石油税の拡充をお願いしたものでございます。

○多田省吾君 それでは石特会計法第四条の二に照らしまして、多額の留保分を、条文に言っております「繰り入れないことができる」、この理由はどのようなものでございましょうか。

○政府委員(的場順三君) 御指摘のとおり、石特繰り入れにつきましては、石特会計法第四条の二の規定によりまして、石油税の繰り入れ財源、過去の繰り入れ未済額と当該年度の石油税収の合計額でございまして、これについて当年度の石油及び石油代替エネルギー対策に要する費用に照らし、必要な額を石特会計に繰り入れる、必要でない額は繰り入れないことができる仕組みになっております。したがって、五十九年度予算におきまして、石特会計の歳出の見直しを行いつつ石油及び石油代替エネルギー対策に必要な財源はこれを石特会計に繰り入れることとしている次第でございまして、

○多田省吾君 今お答えがありましたけれども、この石特会計法第四条の二のただし書き以降にはつきり、「当該年度においては、当該一部の金額につき繰り入れないことができる」と、このようにあります。この「一部」がそのうち全部ということになるんじゃないですか。また今後の留保分の見直し、年度ごとの具体的な見直しというものを伺いたいと思います。

○政府委員(的場順三君) 当該年度の石油税収の全部を留保するというふうなことは現段階ではとてならないのではないかと我々は考えております。

ます。

それからこの繰り入れ未済額を計画的に繰り入れていく、そのために各年度ごとの計画を示せと、こういう御指摘でございますが、まず第一点は、繰り入れ未済額は確かに五十八年度補正後で先ほどのとおり四千三百二十億でございます。それから五十九年度の税収が予定どおりということになりますと、五十九年度にも過去の繰り入れ未済額を六百七十億繰り入れております関係で三千六百五十億になるわけでございますが、これは計算上繰り入れ未済額があるというものでございまして、積立金とかあるいは現金という形で金が存在しているわけではございません。

それから今後の石特会計の歳出につきましては、全体の財政状況の中で歳入歳出全般にわたってまして厳しい見直しを行う、それから他の施策とのバランスを考えるという中で決めていくべき性格のものでございますので、特定の石特繰り入れだけについて長期的に計画的にこういうふうに戻していくということとを具体的に示すことは困難でございまして、

○多田省吾君 先ほどお答えはありませんでしたけれども、今回の改正では、初年度で六百七十億円の増収、平年度では千三百四十億円の増収と聞いておりますが、そうしますと、平年度を見ますと、現在の税収の三割を超す額になるわけですか。これは一般会計の留保分をふやす一方で、これは単なる財源確保のみをねらったものと見られても仕方がない。石油税の目的とは関係なく、一般財源の確保のみをねらったものではないかと、このように言われても仕方ないんじゃないですか。

○政府委員(的場順三君) 石特会計の歳出につきましては、先ほど資源エネルギー庁の方からもお答えがございましたように、最近のエネルギー需給の緩和や厳しい財源事情等踏まえましてその見直しを行い、極力歳出削減に努めるとして、今後の石油備蓄の必要性、あるいは代替エネルギーの対策の推進、もろもろのエネルギー対策の推進に伴いましてある程度着実な増加が要請さ

れるものではないかというふうに考えております。したがって、今回の石油税の税率引き上げを行いますことは、石油税の大幅減収という事態を踏まえて、中長期的な観点に立ったエネルギー対策の着実な推進に必要な財源を確保するという観点から行っているものでございまして、御指摘のようなことを目的としているわけではございません。

○多田省吾君 そうしますと、将来原油の値上がり等が急激に起こった場合、これはない方がいいわけではございませんけれども、もし原油の値上げ等が大幅に行われたような場合、相当黒字分が多く出まして、一般会計に相当繰り入れられて、取られる一方になるわけですか。そういうときには、税率を下げるとか、課税対象品目を減らすとか、そういうことは考えられるわけですか。

○政府委員(川崎弘君) ただいま先生御指摘のような事態が起こった場合にどうするかということでございますが、そのときのエネルギー情勢に応じてましてエネルギー対策をどういうふうに進めていくか、あるいはエネルギーの分野におきまして税の負担の状況がどうなっているか、そういういろいろな要素を加味してその段階で適切に判断をすべき問題だろうと考えております。

一般論といたしましては、今申ししたほかにも、例えば為替レートの問題等の見直しなんかもございまして、現時点でどうするかお答えするのは甚だ困難だということに考えております。

○多田省吾君 これはそのときになってみなければわからないという逃げ口上でございます。恐らく私は、残念ながら、税率を下げるとか課税対象品目を減らすというようなことはなく、どんな一般会計に繰り入れられればならない、一方ではないか、このように危惧するわけでございまして、そして少しでも赤字傾向になりますと、税率を引き上げる、あるいは課税対象を広げる、こういうことは国民もまた業界の方々も納得できない問題だ、このように思っています。この増税分というものが結局消費者の負担とな

って、ガソリン、灯油及びプロパンガスとか、いろいろな石油製品の値上げにつながることは目に見えております。この改正によってどの程度の物価上昇を考えているのか、この見直しと、消費者、国民の負担増になるという結果、これをどう考えているのか、あわせて伺いたい。

○政府委員(川崎弘君) 今回の石油税の拡充の措置をとっていただきました場合に、実際にどの程度物価に影響を与えるかというのは、実は石油の各種製品等の需給の状況等の経済情勢に左右されますために、ここで一概に申し上げることは困難かと思えます。ただ、これは大変大胆な仮説でございまして、増税分がそっくり製品価格に転嫁される、そういうことで一種の理論計算を行ってみますと、五十九年度におきましては、総合消費者物価指数で〇・〇一％弱程度上昇すると試算できます。そういう意味におきまして、物価に与える影響は軽微なものじゃないかというふうに判断いたしております。

したがって、消費者の方々に過大な負担を求めているものではないかと考えておりますけれども、我々としては、今後のエネルギー対策の展開におきましては、施策の重点化、効率化を進めて、歳出をできる限り削減していく、そういうふうな努力をいたしたい。そして御負担願うところを必要最小限の範囲にとどめたいというふうな考えでおります。

○多田省吾君 私は、そんな御答弁のような簡単なものじゃないと思うんです。酒税の今回の引き上げによっても、一世帯当たり約八千六百円、消費者物価を〇・一八％以上押し上げるだろうというところでございまして、そのほか今、同僚議員が質問しました物品税の問題でも相当の国民的な負担になります。また、このたびの石油税の増税であるいは対象品目の拡大等によって、私は全部合わせればこれは国民生活に相当の影響を及ぼすだろう、このように言わざるを得ないのでございまして、また今、御答弁があった以上の波及効果が及んで物価高につながるのではないかと、こういう危

惧を一層持たざるを得ないのでございます。

次に、私はコスト軽減の問題について伺いたいと思いますが、昨年十一月十六日の総合エネルギー調査会の中間報告、「長期エネルギー需給見通し」によりまして、エネルギーコストの低減の積極的な取り組みが図られておりますが、その趣旨はどのようなことか伺いたい。

○政府委員(川崎弘君) 昨年十一月、総合エネルギー調査会で長期エネルギー需給見通しの御答申をいただいたいたしました。その前に八月の段階でもこの総合エネルギー政策の総点検ということで中間的な御答申をいただいておりますが、これは第二次石油危機以降エネルギーコストが非常に上昇いたしましたけれども、基礎素材産業を初めといたしまして、このエネルギーコストの上昇というのは非常に大きな影響を、また甚大な影響を及ぼしたということがございます。

そういうことで、今後のエネルギー政策を展開するに当たりましては、エネルギーコストを低減する、できるだけ低位安定させるという努力をする、これが国民経済上の大きな課題であるということ、今般の総合エネルギー調の答申の中では、もちろんエネルギーにおけるセキユリティーの確保、これは基本として時代の要請であるエネルギーコストの低減にも配慮して、両者のバランスのとれたエネルギー需給構造を実現するように努力しろ、そういうふうな提言をちょうだいいたしております。

○多田省吾君 そうしますと、今回の石油税の改正というものが今の報告と大変矛盾することになると思ひます。特に石油ガスなどを課税対象に加えるということになりますと、エネルギーコストの上昇となりまして、これが商品に転嫁されますと、先ほど申しましたように、物価高につながる。同時に国際競争力の低下にもつながるおそれがあると思ひます。これはエネルギー政策という重要な問題でございまして、こういう政府の姿勢というものは一貫性が無いと、このように言わざるを得ないのではありませんか、これはい

がですか。

○政府委員(川崎弘君) 先ほど申しましたような、エネルギーコストとセキユリティーのバランスをとった需給構造を実現するよう努力しろという御提言の中で私もいたしております。これは、したがって、今後のエネルギーの供給シエアの中では経済性のすぐれたエネルギーをふやしていくように努力しろというふうに言われております。

そういう意味におきましては、例えば石炭であるとか原子力発電であるとか、そういったものに重点を置く。それから今後大いに努力すべき例えば太陽光発電であるとか、そういった新エネルギーの分野におきまして、中長期的に見て経済性の高いものを選んで常に評価を加えつつ重点的に開発していけることを言われております。

今回のこの増税をお願いしておりますエネルギー対策財源は、こうした中長期的な観点に立脚いたしまして、エネルギーの価格あるいは量的安定を目的として行うものでございます。したがって、中長期的にはエネルギーコストの低減に役立てる、そういう意味でエネルギー対策を推進してまいりたい。そのための貴重な財源として活用させていただきたいというふうに考えております。

○多田省吾君 次に歳出の面から伺いたいと思ひます。

石油特会のうち石油及び石油代替エネルギー勘定にこの石油税収入は受け入れさせると思ひますけれども、主な歳出はどうなっておりますか。

○政府委員(川崎弘君) 石油対策と代エネ勘定、分けて御答弁させていただきたいと思ひますが、石油対策の方は石油産業の構造改善、それから石油、石油ガス、つまりLPGでございまして、そのための備蓄の推進、石油開発の推進、それから石油流通対策の充実、こういったところが主要項目になっております。総額で三千九百六十一億円、前年度の予算に比しますと一・二%増となっております。

内訳で申しますと、今の四千億弱の金額の中

で、石油開発関係が千三百八十五億円、これは前年度予算比五%の減でございまして、この中で石油公団に対する探鉱投資事業出資金千四百億円、それから国内の天然ガスの基礎調査費八十六億円、それから天然ガス探鉱補助金三十三億円といったところがございまして。

それから備蓄関係でございまして、総額二千三百九十一億円でございます。前年度予算比五・一%の増加となっております。主要な歳出項目は、国家備蓄の増強対策費千七百七十九億円、それから民間の石油備蓄あるいはLPG備蓄助成費が四百五十四億円ということになっております。そのほか技術開発、流通対策関係では百八十五億円でございます。主要な歳出項目は、重質油対策の技術研究、新燃料油の研究開発と、こういったところでございまして。

一方の代替エネルギー対策でございまして、けれども、五十九年度の予算といたしましては、海外炭のプロジェクトの厳選等によりまして最大限の歳出削減努力を図りました。その結果、前年度比四・九%減の五百二十九億円となっております。主な歳出項目は、石炭資源開発、これはNEEDOを通じて海外炭の探鉱融資、開発債務保証等やっておりますけれども、これは二九・六%減の四十四億にいたしております。

それから代替エネルギーの導入促進対策でございまして、これは石炭転換あるいはソーラーシステムの普及促進関係でございまして、前年度比三・三%減の百四十一・二億円、三番目が技術開発でございまして、石炭液化の技術開発につきましまして褐炭液化を現在国際協力プロジェクトとしてオーストラリアでやっておりますが、これの本格化、それから歴青炭の液化につきましても、従来三方式ありましたのを一本化するということもございまして、合わせて百七十九億円を計上いたしております。

そのほかエネルギーの関係の項目として我々が重視をしておりますのは、基礎素材産業におきまして代替エネルギーの導入とその活性化を図ると

いうことで、共通基盤型代エネ技術開発費補助、これは研究が本格化したものですから、これは三十三・四億円というのを確保したいということで計上をいたしております。

○多田省吾君 今最も歳出の多いのが備蓄事業費であろうと思ひます。現在石油備蓄の状況はどうなっておりますか。

○政府委員(川崎弘君) 我が国の石油備蓄は、石油備蓄法に基づきまして義務づけられております。民間の備蓄、これは九十日でございますが、九十日備蓄と、その上に上乗せして行われます国家備蓄の二本立てになっておりますが、五十九年二月末現在の備蓄水準は、民間備蓄が約九十五日、国家備蓄が約二十六日、百二十一日分となっております。キロリッターで申しますと、製品換算で六千五百七十五万キロリッターということになっております。

○多田省吾君 そこで伺ひますが、備蓄というのは前暦年の一日当たりの内需量を分母にして備蓄日数を算出されるわけでありますけれども、この一日当たりの内需量はどのように推移しておりますか。特に増加の傾向にあるのか減少の傾向にあるのか、その辺もあわせて御報告いただきたい。

○政府委員(川崎弘君) ただいま先生御指摘のとおり、備蓄基準は前暦年の一日当たりの内需量を基礎として計算しております。この数字は最近の石油の消費の低下に伴いまして減少傾向にございます。ちなみに五十八年の数量は約五十四万キロリッターということになっております。

○多田省吾君 そうしますと、今日当たりの内需量というものは減少傾向にあるということでございます。歳出面で一番大きい備蓄事業費というものが、もし備蓄目標が変わらなければコストの面で今後節約できるということになりますか、どうですか。それから備蓄目標の変更、改定の見通しはありますか。その点をお伺ひしたい。

○政府委員(川崎弘君) 先ほど減少傾向にあると

いうことを申し上げましたけれども、五十八年の五十四万キロリッター以降どんどん減っていくかという点につきましては、昨年の十一月に総合エネルギー調査会が長期エネルギー需給見通しをつくっていただきましたが、この見通しによりまして、中長期的には石油事情は、現在の水準とほぼ同水準あるいは若干の増加傾向になると見込んでおります。つまり五十七年度水準の二億四千万キロリッター、これが六十五年度でも大体その程度の水準になるであろう、七十年にはそれが二億五千万ぐらいになるんじゃないかというふうな見通しになっております。

それからもう一つは、この備蓄の目標なり水準の問題でございますけれども、確かに現在、石油の需給の情勢は緩和基調で推移しておりますけれども、我が国の石油の輸入、これは全体のエネルギーの需要の中でまだ六二％という高い石油依存度を占めております。それに加えて、この石油の中の三分の二は中東から入っております。その中東情勢が非常に不安であるということは御高承のとおりでございます。

こうした状況で、昨年のエネルギー調査会でも、一体この備蓄をどう考えるんだということで真剣な議論が行われたわけでございますが、先ほど申しましたようなエネルギー供給に占めます石油のウエートの大きさ、あるいは中東依存度の高さ、国際的に見ました備蓄の増加努力、その水準、こういったところを総合的に勘案されまして、引き続き現行の備蓄目標、これは国家備蓄三千万キロリッターでございますが、そこは維持しようという趣意を述べたところでございます。したがって、我々としては、現行の民間九十日備蓄を維持する、それとともに国家備蓄の方は三千万キロリッターというのを引き続き着実に維持達成してまいりたいというふうに考えております。

で、そういった点においては資金的な面では増加要因が出てくるということでございます。

○多田省吾君 昭和六十三年で国家備蓄目標は達成されますか。

○政府委員(川崎弘君) 国家備蓄につきましては、現在我々としてはできるだけ歳出削減、節減の努力をしたいということで、備蓄基地の建設そのものは後ろ倒しにいたしまして、六十五年度に完成したいというふうに考えておりますけれども、中身の、つまり備蓄の油自体はぜひとも六十三年度までに三千万キロリッターの目標を達成したいというふうに考えております。

○多田省吾君 そうしますと、三千万キロリットル昭和六十三年で達成できたとしたら、大体これは何日分になりますか。民間備蓄と合わせて大体備蓄は何日分になりますか。

○政府委員(川崎弘君) 民間備蓄九十日と合計いたしますと、大体百四十三日ないし四日分ということに相なるかと思っております。

○多田省吾君 そうしますと、昭和六十三年で百四十三日ないし四日ぐらいの民間及び国家備蓄目標が達成できたとしたら、この備蓄事業費というものはますます少なくて済むといえますか、そんなに歳出面で大きく必要になるということはないんじゃないんですか。

○政府委員(川崎弘君) ただいま申し上げましたように、今後備蓄に要する費用といたしましては、ただいま申し上げました国家備蓄、これは毎年二百五十万ないし三百万キロリッター積み増ししていく必要がございますけれども、その積み増しの費用、それから国家備蓄基地の建設の進捗に伴いまして、その費用ということで増大する予測でございます。

一体どんなふうになるかという点は、これは具体的な進捗状況にかんによりまして所要資金は変動いたしますので、現時点で正確な見通しを申し上げることは困難でございますけれども、それではその六十三年度に国家備蓄三千万キロリッターが達成された場合にはその後は減るかという御質問

間だと思えますけれども、実は国家備蓄三千万キロリッター達成いたしましたも、その中に入れたておく油、これは現在市中から買入れまして、それに対して金利を補給して基地の中に入れていくわけでございますが、この借入金に関する金利、それから備蓄基地の利用料、これは減価償却費等でございますが、その利用料、こういったものが必要になってまいります。

ただ、建設資金の借入れにしましては、その借入れに際する金利、これは少しずつ借入金の返済に充てまして減少していきますので、その段階になりますと備蓄費用は減少していくものと見込まれます。ただ、先ほど申し上げましたように、備蓄基地の完成が昭和六十五年でございまして、今申しましたような備蓄費用が具体的に減っていくというのは相当先のことになるんじゃないかというふうに考えております。

○多田省吾君 大分予防線を張られているようでありまして、昭和六十三年の国家備蓄目標達成とか、六十五年度の基地建設達成とか、その後もお金がかかるようなことをおっしゃっておりますが、この石油税というものは、備蓄を中心にしてその財源として考えられたものでございまして、今後この歳出がもし削減されていくようなことになりましたら、この石油税というものが減税の方向に進むのか、あるいは石油代替エネルギー対策費なんかの方に重点配分されていくのか、その辺はちよつと将来のことではあります。どうお考えですか、その見通しをお伺いします。

○政府委員(川崎弘君) 確かに、この時点で今御質問のようなことを想定いたしますのは非常に難しいと思えます。備蓄基地の建設自体が六十五年というふうに予定をいたしておりますので、その先の石特会計の歳出入見通しを出すというのは大変難しいことではございますが、一般論として申し上げますと、その時点においては、国際情勢を含めまして、エネルギーの状況がどういうことになっているだろうか、あるいは石油代替、代替エネルギー対策をどういうふうに進めるべきか、ある

いはその必要性があるのか、それに対しての歳出の裏づけ、それから石油税収がどういうふうになっているかという見通し、こういった要素を慎重に見きわめて対処することになるんじゃないだろうかというふうに考えております。

○多田省吾君 次に、石油代替エネルギー対策について簡明にお答えいただきたい。

○政府委員(川崎弘君) 石油代替エネルギー対策、これは石油にかわります石炭、原子力、LNG、あるいは日本の国産のエネルギーでございますが、水力、地熱、それから石炭液化であるとか、太陽光であるとか、オイルシェールであるとか、そういった新エネルギー、こういった代替エネルギーの開発、導入を図ることによりまして、石油の過度の依存度を低下して日本のエネルギー供給構造の体質強化を図る。これが我々の代替エネルギー対策の目標でございます。

○多田省吾君 そうしますと、この石油税を納める方は、国産原油の採取者、あるいは原油、石油製品を保稅地域から引き取る輸入業者、こういった方々が石油税を納めるわけですか。それが石油にかわる代替エネルギーの開発、研究に今御答弁あったように使われるわけですか。その結果、ますます石油が少なくて済むようになるわけですか。当然税収は減ります。そうしますと、今回のようにまた増税しなければならぬと云うことになります。そうすると、この業者の方が税金を納めれば納めるだけますます増税になる、増税に拍車がかかる、そういう性質の石油税というものは税制自体がおかしいことになりませんか。

○政府委員(川崎弘君) 確かに先生御指摘のとおり、この石特会計で講じられております対策、これは石油対策、それから石油代替エネルギー対策、全体として広くエネルギーの安定供給に役立っている、そういった施策に使われているものでございます。そういう意味では、本来その財源負担というのは、受益を受けるエネルギーの消費者の方々が広く負担していただくことが、あるいは究極的には望ましいあり方であるのかもわからない

いというふうな考えでおります。

そういう見地もございまして、今回の石油税の拡充の中には、石油と同様に便益性も高い、あるいは石油と精製、粗製とも非常によく似ているという石油系燃料でございましてLNG、LPGを対象範囲に加えていただく、そういうふうなお願いをしておるということでございます。

○多田省吾君 後でも質問しますが、このLNG、LPGに二・二%対象品目として増税したということ自体がまた私は新たな問題になっているのではないかと、このように思います。

それはそれとしまして、石油税のような従価税の場合は、価格が下がれば実質負担率が下がる、だから税率を上げて増税にはつながらない、このように政府は考えておられるのかどうか、その辺はつきりした御答弁をお願いしたい。

○政府委員(梅澤節男君) 先ほど来御議論がございまして、石油税創設当時の御議論がございまして、油種が非常に多いというふうなこともかんがみまして従価税として構成されておるわけでございまして、今回、税負担の引き上げをお願いしておるわけでございまして、それは石特会計を通じてエネルギー対策の財源確保という観点でございまして、私も税率を引き上げというふうなことは、形式的には税負担の引き上げというふうな観念すべきであらうと考えております。

ただ、実際問題といたしましては、従価税で、原油価格が下がっておりますから、今回の引き上げをお願いいたしました部分、五十七年当時のリッター当たりでもキロリッター当たりでもよろしゅうございまして、税額と、今回の税率引き上げを認めていただきました後の税額、若干実質上負担額が上がっております。ただ、小売価格全体、税込みの末端価格全体というのでは下がっておりますわけでございまして、その実質的な税額部分だけ引き上げしております部分はやはり実質的な増税であると観念すべきであると思っております。

○多田省吾君 このたび石油税に対する課税枠が

拡大されたわけでございます。ガス状炭化水素への課税をどううとされているわけでございまして、このような課税対象の枠を広げることは、今後ますます広げられていくというおそれがありますけれども、そういうことは今後ないと確約できるのかどうか。

○政府委員(川崎弘君) 先ほどもちよつと触れましたけれども、現在の石特会計で講じられている対策の中心は、エネルギー全体の安定供給に寄与する、そういう施策に活用されているということから考えますと、その財源負担というのは本来受益を受けるエネルギーの消費者が広く負担することが望ましいものだというふうに、そういうふうにも考えられるんじゃないかと思っております。

こうした見地から考えますと、実は例えば石炭についてどうだろうかということがあられるわけでございまして、この石炭につきましては、国内の石炭産業の現状あるいは海外の産炭国との関係、こういったところから見ますと、実際上現段階での課税というのは適当ではないんじゃないかと、そういうふうにも考えられます。あと電力関係等もいろいろございまして、ウラン等はこれは二次エネルギーで利用されておる、つまり電力として利用されておるわけで、こちらの方は電源特会で対応が図られておりますので、むしろこちらの方にゆだねるべき問題ではなからうか、こんなふうな考えております。

○多田省吾君 一昨年ですね、昭和五十七年四月二十一日ですか、「長期エネルギー需給見通し」というものが発表されました。しかしこの二年間いろいろな問題があったと思えます。この二年間の推移で、一昨年に発表されたこの「長期エネルギー需給見通し」で変更されなければならないような点があるのかどうか、その点をお伺いしたい。

○政府委員(川崎弘君) 実は、五十七年の四月に「長期エネルギー需給見通し」を策定いたしました、その後一年たった五十八年の十一月にまた「長期エネルギー需給見通し」というのが改定さ

れたわけでございますけれども、そのわずか二年の中でなぜそこを変えなきゃいけなかったかという理由、五十七年の見通し、前回の見通しと現実との間の乖離が顕著になってまいったと、そういうことが最大の原因でございまして、これがなぜそうだったのかという点につきまして、先ほども申し上げましたように、第二次オイルショック以降のエネルギーコストの上昇というのが、単に産業界のみならず国民経済のいろんな分野において大きな影響をもたらした。それがエネルギーの需要の伸びに非常に響いたと、そういうことがございまして、今回の見直し改定に相なったわけでございまして、したがって、今回の見通しの改定におきましての将来のエネルギー需給見通しの視角と申しますか視座と申しますか、そういった点が、先ほど申し上げましたような、もちろんエネルギーのセキュリティの確保は重要であるけれども、それとともにエネルギーコストの低減に努めて両者のベストミックスを考へるというふうな、そういった形のエネルギーの需給構造をつくることを目標にしたということでございまして。

○多田省吾君 これは詳しくお聞きしたいのでありますが、時間もありませんので、次に、ガス状炭化水素への課税について今回図られました、このLNG及びLPGなどガス状炭化水素を対象に入れた分だけの増収分は初年度と平年度でどうなりますか。

○政府委員(川崎弘君) 五十九年度、これは初年度でございまして、初年度の石油税の増収分は六百七十億円、そのうちガス状炭化水素にかかわる増収分は約四百四十億円、したがって平年度ではその倍の二百九十億円ということになります。

○多田省吾君 この新しくガス状炭化水素に対して課税されたということではいろいろな影響が考えられるわけですが、現在、我が国の全世帯のうち、このプロパンガスを使用している世帯はどのくらいあると推定されておりますか。あわせて、今後の需要の見直しをお伺いしたいと思います。

○政府委員(川崎弘君) 我が国のLPGの使用世帯数でございまして、世帯員が二人以上の普通世帯、これでは約六割に相当いたします。千八百萬世帯、それから独身世帯のLPG使用世帯を合わせますと約二千萬世帯、ちなみに総世帯数が三千八百萬世帯でございまして、三千八百萬の中の約二千萬ということでございます。

それから今後のLPGの見直しでございましてけれども、五十八年度の石油供給計画でございまして、その五十八年度の石油供給計画によりまして、昭和六十二年の需要、これは千七百七十七トンと見込まれておまして、そのうちの約三分の一の五百九十九万トン、これが家庭、業務用でございまして。

○多田省吾君 これだけ需要のあるものに新たに課税されるわけでありまして、これが民生用、業務用を問わず消費者に与える影響、特にプロパンガスを、単体だけでなく、これを利用しての飲食業等を通じて物価へのはね返りというものが相当あると考えられますけれども、国民生活を守るためにどのような対策をおとりになろうとしておりますか伺いたい。

○政府委員(川崎弘君) 今回のこの石油税の課税によりましてLPG価格への影響でございまして、現在の輸入価格を前提に試算いたしますと、おおむね十キログラム当たり八円程度でございまして、また家庭用のLPGの小売価格、これに対する割合は〇・三%程度、こういうことに相なっております。

それからどういふことを重点に家庭用のエネルギーに対して対策を講ずるかという点でございまして、まず第一は何といひましてもLPGの備蓄の充実でございまして、六十三年度まで五十日分というのを目標に現在LPGの備蓄の積み増しを進めておりますが、この計画を着実に進めるということが第一点でございまして、それから第二

点は、LPGはその大半が海外から輸入されておりますけれども、その輸入先というものが中東が中心でございまして、中東依存度が非常に高い。したがって、できるだけこの供給ソースを多角化する、これについても所要の支援を行ってまいりたいと考えております。それから第三点は、流通段階での近代化、これがLPGの安定供給の上で重要な要素でございまして、このための構造改善事業あるいは流通の合理化、近代化の推進、こういったところに今後の石油対策、石特会計各対策を活用いたしまして施策を展開してまいりたい、そういうふうに考えております。

○多田省吾君 それからLNGについては、輸入促進ということで関税暫定措置法で税率が二〇%の適用を免除されております。一方で免税、それで一方で新規課税では不合理ではないかと思っておりますが、その点どう考えておりますか。

○政府委員(川崎弘君) 確かにエネルギーの多様化という見地では、LNGは原子力、石炭、そういったものと並んで石油代替の柱として今後とも推進を図っていくべきものではございません。しかしながら、先ほども申し上げましたように、石特会計の予算が広くエネルギーの安定供給のために活用されているという見地から、今回LNGにつきましても課税範囲に加えていただくようお願いいたします。たわけでございますけれども、しかしながら、先ほど申しましたLNGの持つというそういう多様化のために推進すべきという性格にもかんがみまして、一つはLNGと従来の石油との間に税率の格差を設けたということがございます。さらに今後このLNGの需要の推進拡大のために、この石特会計を活用いたしまして安定的なLNGの供給を図ってまいりたいというふうに考えております。

○多田省吾君 石油に関しても種々な税制がありますけれども、項目だけで結構ですから、石油に関する税制をちよつと列挙してみてください。

○政府委員(梅澤節男君) 内国消費税だけに限定して申し上げますと、ただいま御審議の対象にな

っております石油税のほかに、石油製品の一つでございます揮発油を課税対象にいたします揮発油税がございまして。それから地方の道路財源として分与されます部分は地方道路税と別の税目になっておりますが、いずれにいたしまして、これは揮発油税を対象にしたものでございまして。それから自動車用の石油ガスにつきまして石油ガス税。それから地方税でございまして、軽油を課税対象にいたしました軽油引取税、それから国税でございまして、航空機燃料を対象にいたしました航空機燃料税がございまして。

○多田省吾君 このように石油関係諸税というものは大変複雑になっております。政府は今行政改革を進めておられますけれども、石油諸税についての税制改革をやる考えはありますか。

○政府委員(梅澤節男君) ただいま申し上げました石油諸税は、いずれもいわば特定財源と申します。受給者負担的な構成の税目でございます。それぞれの税の性格によりまして課税段階、引き取り段階、あるいは製造段階、流通段階、それから航空機への積み込みの段階といったふうな、それぞれの税の性格によりまして、それなりに整理された体系になっておるというふうに私どもは考えておるわけでございまして、これは当委員会でも従来から御議論がございまして、これらの税目は現在の特定財源という建前といたしまし、受給者負担的な構成と密接不可分の関係にございまして。

したがって、全体として今後どう考えるかという大きな問題でございまして、税制の面だけの整理という観点から見ますと、現在はそれなりの整理した体系はなっておりますが、これは、将来これを全体としてどう考えるかというのは、より大きな課題として中長期的な検討の課題であるというところは否定できないところでございます。

○多田省吾君 最後に大臣にお伺いしますけれども、今回の酒税、物品税、石油税の増税は租税負担率も引き上げますし、総理の増税はしないとい

う公約にも反するわけです。せっかくの多少の所得税減税もそれで相殺されてしまつて国民に負担がかり、また景気回復にも大きな影を及ぼしてあります。こういった面でも私どもは不公平税制の改正あるいは歳出削減を中心とすべきであつて、このような国民に及ぼす増税はすべきではない、このように思っています。こういう増税案はここで撤回すべきだ、このように思いますが、いかがでござい

○国務大臣(竹下登君) 確かに増減税チャラというふうな考え方からいたしましたとしても、今回この御審議いただいている予算そのものからいたしまして、寄与度という面はゼロでございまして、プラス・マイナス・ゼロということになっておるわけであります。しかしながら、それにいたしまして、一応見込んでおります四・一%という経済成長の下支えの役割は果たしておるではないかと、このこと、そしてそのためには減税が行われ、それに見合う物品税、法人税等の引き上げというものがぎりぎりの御理解をいただくべき限界である、こういうふうなことを承知いたしておるわけであります。また、御審議いただいた石油税の問題につきましても、よつて立つ特定財源として将来にわたつて安定的財源を得るという意味で、これまた御理解をいただく必要はないという立場からお願ひをしたわけであります。

で、御意見として申し述べられたように、今後なお歳出削減ということにその制度・施策の根源にさかのぼつて対応しなければならぬと同時に、またいわゆる歳入歳出面にわたつての合理的な見直しということに対しては絶えず検討を続けていかなければならぬ。そういう意味におきまして、ぎりぎりの選択をお願いしておる立場にござい

ますので、今これを撤回するという考えについては、残念ながら見解を異にせざるを得ないという立場であります。

○近藤忠孝君 きょう、私は石油問題を中心に質問いたしました。もし時間が余れば酒税に関して

きのうの続きを質問したい、こう思っております。ですから、石油に関して要領よく答えてもらえば酒まで行くということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、大蔵大臣に総論的に伺ひします。石油業界が国内国外とも極めて厳しい変化にさらされておるということは、御承知のとおりであります。そこで石油業界は生き残るための手段の模索の段階にある。メジャーにも、また我が国の独占と言われる石油大企業にも長期の展望は全くない。現状を見ても、これは、この後具体的に指摘いたしますが、盲目的な弱肉強食の原理が野方図に行われているという状況で、その犠牲が弱小業者であるガソリンスタンドに負わされている、またしわ寄せが一般国民に向けられているという、こういう状況であります。

そこで大臣、お伺ひしたいのは、今回の増税が、現在でもこういう弱者の大変な状況、そういう弱者の犠牲を一層拡大するんじゃないか。これは当然考えられますが、それについて大臣の所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 石油税そのものについて仮に申しますならば、いろいろ議論がございまして、たけれども、税率引き上げ幅は一・二%、その幅といたしましては小幅なものでありまして、増税後の石油税込み価格は、原油価格の低下前に比べてなお低い水準にあるということが言えると思うのであります。ただ、値上げ、いわゆる税率を上げなかつたらとの比較ならば、当然幾らか低さの加減は違ふという論理はまた存在するでござい

しょう。また、今回の改正が厳しい財政事情のもとでエネルギーの安定的な供給を確保するという

確保するという意味からすれば、私はやむを得ない措置であつて、そしてそういう政策が着実に実行されることによつて中長期的には国民生活に望ましい影響を与える基礎になるものではないか、こういうふうに私は考えておるものであります。

○近藤忠孝君 そんなやむを得ないと言つておられるかどうかについて具体的に判断してもらつたために、私は具体的な事実を提示したいと思つて、そこでエネルギー庁にお伺いしますが、ガソリンの販売についてガソリンスタンドが扱つてゐる割合、これは大体どれぐらいですか。

○政府委員(松尾邦彦君) ただいまお尋ねのガソリン販売をガソリンスタンド経由で売つてゐるものの比率というもののついて、極めて確たる統計数値がそろつてゐるわけではございませんけれども、おおむねのところということで御了解賜りますと、大体スタンドを通さない部分というのはせいぜい一割前後です。したがつて、ほとんど大半がスタンド経由ということになるかと思つてます。

○近藤忠孝君 ですから、石油税を具体的に確保するといふ点では、これはきのうも問題にしまして、酒税確保の便宜、効率のための酒造、酒販の免許といふことで議論しましたけれども、私はある意味では同じような問題があると思ふんです。ね。ここですっかり売らなければ、またそこがつぶれたりなんかしておつたらば、これは税収確保の面でいろいろな問題が起きてくるんじゃないだろうか、こう思ふんです。しかし、これもきのうの問題にいたしました特に酒販業者あるいは酒造業者以上に大変深刻な状況にあることは、これはエネルギー庁からもらった資料でも明らかであります。

例えば営業利益率、あるいは経常利益率ともに、これは減少をずっと続けてまいりまして、五十七年の段階で黒字幅一〇%以下が二・一、赤字は四四・〇。私はこれは実際はもっと多いんじゃないかと思ふんです。これは大変深刻な状況で、この経営悪化の原因は一体何だと思ふでしよう

か。

○政府委員(松尾邦彦君) 確かに今先生も御指摘のとおり、ガソリンスタンド業界の経営は大変苦しいといふことでございすけれども、その背景を見ますと、末端におけるガソリンの販売価格も一昨年の秋ごろは百七十七円ぐらゐで販売しておりましたのが、最近の時点で見ますと、百五十円ぐらゐになつております。これはもちろん全国的に場所によりいろいろな販売条件の差があるかと思ひますけれども、この間五ドルの原油価格の引き下げがございまして、元売会社といつたしましては、一昨年の秋の水準に比へまして十二円程度の仕切り価格の値下げを打ち出したということではございすけれども、それを上回るかに上回る末端価格の下落が生じてゐる。

その理由といつたしましては、元売業界、それからスタンド業界のそれぞれの過当競争がもたらしたものでないかと存じてゐるわけではございまして、そのような意味からも過当競争体質で経営体質をいたつたに脆弱化をさせておるといふのが実情ではないかと思つております。

○近藤忠孝君 その問題は次にお聞きしますが、大変深刻な状況で、ここ一年間にスタンドの数は減つてはおりませんけれども、業者で言つと三百三十社減少したと言われております。そして業界紙によりまして、七年先には給油所は淘汰されて一万箇所減るんじゃないかという予測もされておりますが、この辺は通産省はどう見ておりますか。

○政府委員(松尾邦彦君) 我が国のガソリンスタンドの数は現在五万九千ほどございすけれども、私も私どももいたしまして、ガソリン需要の停滞の中で果たしてこれだけのスタンド業界が今後とも経営の安定を確保していけるかどうかといふことにつきましては、今私ども先行きについて大変気にいたしておるところでございす。先般も欧米に石油の流通産業の調査団を派遣いたしました、海外の流通産業の実態について調査をいたしてまいつたところでございすますが、それによりま

すと、欧米諸国におきましてはかなりガソリンスタンドの数を減らしてゐる、あるいは残つたスタンドもいろいろ合理化、多角化を推進してゐる。そのようなことで欧米におきまして販売業界は厳しい対応をしつゝあるわけではございす。

さて、私どもの我が国で果たしてそれではどのような方向に今後進むべきか、数は今先生仰せのとおり何軒減るのかといふようなことにつきましては、私も私どもはとりあえず今答えを持つてゐるわけではございせん。この点につきましては、欧米の対応の仕方につきましても、それが果たして適切なものであつたかどうかについては、なお評價に時間のかかる面もあるように現地の声を聞いていたしてあります。したがつて、今後私どももいたしましては、関係各界の意見を十分参考にしたして今後のあるべき姿を考えてまいりたい。そのために石油審議会等で御議論いただいてゐるところでございす。

○近藤忠孝君 過当競争に原因があるということなんです、実際は値崩れを起こしてゐるところに問題があると思ふんです。それがガソリンスタンドの経営困難の原因だと思ふんです。それは何れ一部はみ出し業者の問題に矮小化してはいかぬのではないかと、もつと根源的なところに問題があると思ひます。

また、念のために申し上げますと、私は何も石油の価格が下がることに異を唱へるものではなくて、石油の値段も下がつて国民が安く買へる、しかも一生懸命売つてゐる零細業者がちゃんと経営していけるということ、両方成り立つことが一番望ましいと思ふし、私はこれから申し上げる通りその可能性はあると思ふんです。

そこで、現在ガソリンスタンドの仕切りは大体百四十円ぐらゐと聞いておりますが、そのとおりですか。

○政府委員(松尾邦彦君) ガソリンなど、これに限りませんが、石油製品の元売仕切り価格につきましては、申すまでもないことでございすますが、企業ごとにあるいは取引の形態によりまして異な

つてゐるわけではございまして、私どももいたしましてこれを一義的に正確に把握してゐるわけではございせん。ただ、例えば経済新聞の商品市況欄等によりまして、最近の特約店の卸価格は大体百三十六円五十銭といふような数字が報道されておりますので、先生仰せのような水準も一つの目安にならうかと存じます。

○近藤忠孝君 これは普通どの程度のマージンが保証されるなら大体やつてゐるんでしようか。

○政府委員(松尾邦彦君) その適正なマージンあるいは採算点、そういうことにつきましては、スタンドの経営の実態、量販店型でいくのかそうでないのか、いろいろな経営の実態によりましては相当異なつておるうかと思ひますし、それぞれ販売業者がみずからの経営の中で本来判断すべき問題かと思ひますので、政府といたしまして一概にこのぐらゐだと申し上げることはなかなか難しいわけではございす。

ただ、ガソリンスタンドの経営におきましてマージンの実態はどうなつてゐるかといふことにつきましては、私どもの方で給油所の経営実態報告といふのを徴してありますので、これによつて見てみますと、昨年三月時点でございす、揮発油販売業者の平均でリットル当たり十三円程度のマージンを上げていたといふ報告になつております。その後、調査時点以降、先ほどお話に出ましたように、厳しい価格競争を行つてゐるというような事情を背景として考えてみますと、先ほど申し上げたリットル当たり十三円というマージンよりもさらに厳しいものになつてゐることがうかがえるんじゃないかと思ひます。

○近藤忠孝君 私は、問題を正確に議論するためにはちよつと前に戻りますが、昨年の十月段階で、そちらからもらった資料で、東京都支部の店頭現金売りの価格が大体百五十五円、そのころの仕切りが大体百四十円、大体そうだったと思ふんです。マージンは大体一〇%ぐらゐみんな欲しいと、こう言つてゐます。ところが問題は、昨年十月に店頭現金売り百五十五円のとときに高速道路内

の販売店が百五十三円にした、それが業界あるいは小さい業者にとっては大変ショックだったようでありませう。

そこで、建設省おいでになっていると思いますけれども、要するに道路施設協会が間に入ると思ふんですが、高速道路における石油の購入とその販売、あるいは価格の決定の仕方、それはどうなっているのでしょうか。

○説明員(平戸孝君) 高速道路上でのガソリンスタンドは、現在、五十九年三月九日現在でございませうが、百二十五カ所ございませう。

それで、道路施設協会、これが高速道路の利用施設の占有を全部やっておりますので、施設協会が石油の元売業者十三社と入札で営業所を決めまして、それで元売業者はその系列の特約店に実務を代行させているということが現在のやり方でございます。

それから価格につきましては、施設協会は契約の条件といたしまして、価格は承認にかかわりしめる、それからその価格が適正でないときは協会が指示をして契約を変更すると、こういう条件で契約をしております。価格については以上のような決め方です。

○近藤忠孝君 これもあなたの方の説明によると、最高価格で一応抑えているということですね。そして、その場合、まず道路施設協会は営業者から手数料、あなたの方に言わせると営業料というんですね、これを徴取することになっていますが、これは大体何%ぐらいですか。

○説明員(平戸孝君) 営業料金につきましては、これはガソリンスタンドに限らず、レストラン等もやっておりますが、これは業者と協会の相互関係上、商売の機微に属するということで一切公表されておられませんので、私も存じておりません。

○近藤忠孝君 これはわからないはずなんです、言うとも都合悪いから言わないだけの話なんです、これは私の調査でも大体九%か一〇%、業界紙によっても大体九%ということなんです。

まず、先ほど申し上げた販売価格、昨年十月段階で百五十三円から九%を引くんですね。ただ、その後また下がりまして百四十七円、それから九%を引きますとその営業料率が大体十三円二十三銭、ですから百三十三円七十七銭なんですね。しかし仕切り価格はもっと低いんです。さらに今度は業者の手数料、業者のいわばマージンがありませう、それが大体、これも調査してみますと、十%ぐらいになってます。そうすると大体百二十三円七十七銭が仕切り価格でありまして、となりまして一般特約店よりも大幅に大安売りということになるんですが、その辺の実情を御存じですか。

○説明員(平戸孝君) まず営業料でございますが、これは高速道路という特殊な状況の中でのいわば独占的に営業するということが一つ、それからもう一つ、高速道路上のあつち利用施設につきましては施設協会が全部施設を設置します、それをただで使ってもらうと、こういう二つの特性があるわけですね。この二つのことから出てくる超過利益を営業料として協会がいただく、こういう形でございます。

それから仕切り価格でございますが、これは先ほど申し上げましたように、協会は元売業者と営業契約を締結しているわけでございまして、元売とそれから実務代行者の間の問題でございまして仕切り価格につきましては、公団も施設協会もいづれも把握してないというふう聞いております。

○近藤忠孝君 だから、今言われたとおり営業料率をとっていることは間違いない。ただ、その率については言えないけれども、私が大体九%か一〇%と言った、それを否定する根拠はないんです。よ、もっと低いんですか。大ざっぱでいいです。

○説明員(平戸孝君) 私の方に資料がありませんので、何とも申し上げようがありませんが、一けただといふことは聞いております。

○近藤忠孝君 はい、よろしいです。要するに一けたの上の方なんです。これはもう業界紙に

も出ているんだから間違いないことなんです。そこで、エネルギー庁にお伺いしますが、こういう計算が出てきまして、百二十三円七十七銭、この仕切りは出血仕切りでしょうか。

○政府委員(松尾邦彦君) 出血仕切りということはお言葉でございませうけれども、出血とは何かという定義がなかなか難しいんじゃないかと存するわけでございませう。と申しますのは、ガソリンを初めとする石油製品のコストというものにつきましては、先生も御高承のとおり、連産品ということの特性を持っていますから、なかなか製品ごとコストを一義的に決めることには困難なことがございませう。

(理事大坪健一郎君退席、委員長着席)

加えて、本場に幾らで元売仕切りが高速道路向けに仕切っているか私もわかりませんが、いづれにいたしまして、元売企業といたしましては、営業の形態、あるいは取引量の多い少ない、個々の取引の実情に応じて商業上の判断を加えて、値段を決めているんだらうと考えられますので、それぞれの取引の特徴に応じて販売価格が形成されるということについては、石油製品だけではないうと存じますが、石油製品につきましても当然あり得ることではないかというふうに考えております。

○近藤忠孝君 今の答弁は出血で仕切ることもある得るということですか。それは重大なことじゃないですか。

○政府委員(松尾邦彦君) 私、先ほど申し上げました趣旨は、出血かどうかということにつきましては概念規定が、石油の場合には連産品であつて非常に難しいというのを申し上げる趣旨であつたわけでございまして、後段に申し上げました趣旨は、価格の値決めの仕方が取引形態によつて違ふことがあるということを確信的に申し上げた趣旨でございませう。

○近藤忠孝君 それから今申し上げた百二十三円七十七銭というのは、これは聞けばわかるわけですよ、業者から。その辺はまだ調べてないんで

すか、調べればわかるんじゃないでしょうか。

○政府委員(松尾邦彦君) 私どももいたしましては、特別、現在、本件について業界から聴取はいたしておりますが、先ほど申し上げましたように、取引の形態が通常のものとは量的な面におきましても、その他の面におきましても違ふ点がございますので、違つた値決めが行われることがあるであらう、こういうふうな理解しているところでございます。

○近藤忠孝君 要するに、大量に扱うから安くしているんだということで、決してこれは出血じゃないと思ふんですね、赤字じゃないと思ふんですね、赤字じゃないと思ふんですね。

そこで、通産省にお伺いしますが、通産省は大体幾らでガソリンは入れているんですか。通産省が入れている価格。

○政府委員(松尾邦彦君) 通産省のガソリンの購入価格につきましては、担当部署によりまして、現在リットル当たり百三十九円で購入しているというふうな承知しております。

○近藤忠孝君 もちろん、これは途中に業者が介つて、元売から直接じゃないから、業者のマージンも含まれているんですね。

○政府委員(松尾邦彦君) 通産省の購入先は、おっしゃいますように、いわゆる特約店のようなどころから購入しておりますので、特約店としましてのそれなりの経営判断の上で値決めをしているものと存じます。

○近藤忠孝君 大臣、大蔵省は幾らでガソリンを入れているか御存じでしょうか。

○政府委員(渡邊敬之君) お答えいたします。大蔵省では、ただいまリットル当たり百四十円七十七銭でございます。

○近藤忠孝君 私は、各省庁全部調べてみたんです。参議院も調べてみたんですけれどもね。総理官邸と総理府が同じで、これは昨年の八月段階で百三十九円、それから建設省が百三十六円、運輸省は百三十七円六十二銭、それから参議院、参議院は一番大量にやっておりますが、昨年の九月

段階で百三十円です。随分安く仕入れているので、私は感心だと思ふだけども、ことに入ってからで百三十三円九十銭、いずれもこれは途中のマージンも含まれておるんですね。官庁だから大量とはいえ、大体ずつとこであつた仕切りが大体百四十円なんですね。それより安く仕切りができるという事実です。

そこで私は、国民のためにも、これはせつかく税金で買うんだから、安く買うこと、これは私は褒めるべきだと思ふんですね。そして、これは同時に自分のところだけ安く買うんじゃないで、安く買えるんだから、一般の石油の販売のスタンドも同様に安く買えるように指導すべきだと思ふし、そしてそれは原価が明らかになれば、これはできるんですよ。

そこで私は、先ほど申し上げた百二十三円七十七銭、これが赤字かどうか、出血かどうか、これはエネルギー庁としては大いにそこを明確にし、そして、それでも利益があると思ふんだが、そこに既に利益があり、利益があるからこそ大量に売っているんですね。かつ、その上に百二十三円で売れるところを一般に百四十円で売っている。そこでまず二重の大幅な上げをしている。だからガソリンスタンドは苦しいんですよ。その中でまた過当競争があつて、余計これは苦しくなっていくんですね。

そういう点では原価はわかっているんですよ。一体、原価は幾らなんですか。

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほど申し上げたわけでございますけれども、石油会社におきます石油製品の原価計算というのにつきましましては、それぞれ、当然のことでございますけれども、原油調達のコストあるいは精製コストなどが異なっておりますし、先ほど申し上げましたように石油製品がいわゆる連産品ということで、大麥特殊な性格の製品である、またかつ、この連産品たる各石油製品を各石油会社がどのような製品構成で製造するか販売するかという点もまちまちでございますまして、なかなか一律に論ずることは難し

いわけでございます。

私どももいたしましては、製品価格の問題は、基本は市場メカニズムを通じて形成されること基本だと考えているわけでございます。各石油会社がそれぞれの経営状況、需給状況等を総合的に勘案して、みずからのコストを見きわめて、自主的な判断のもとに価格の形成を図るべきものと考えておりますので、特に製品の原価につきましても私どもで把握しているわけではございませんが、最近の石油精製元売会社の企業収益状況などを見ましても、大変厳しい状況が続いておることは御案内のとおりでございますが、例えば五十六年度におきましては、三千五百億円の経常赤字を出しておりますし、五十七年度は二千億ほど赤字になりまして、その赤字の一部分を補つたわけではございますけれども、現在までにわかつております五十八年度の上期の段階ではさらにまた赤字を計上いたしております。石油会社の収益状況は大変厳しいということからいたしまして、なかなか所要のコストを十分賄ひ切れていないというふうな理解されるわけでございます。

○近藤忠孝君 経常利益についてはそういう赤字のところもありますが、例えばエッソ・モービルグループ、これはずっと利益を上げています。日石グループも利益を上げています。そういう点では確かに差があると思ふんですが、私は原価がそんなにリットル当たり十円も十五円も違うはずはない、せいぜいこれは二、三円の違いだと思ふんです。

そこで、これも勉強いたしまして、ガソリン原価をひとつ出してみたいですね。私にできるのだから、エネルギー庁でできないはずはないんですよ。まあ、今までの答弁でそういうことは明らかにならないんだが、計算の仕方は答弁していいでしょう。

まず、計算の仕方として、私は計算の前提として、原油CIF価格一バレル二十九ドルから二十九・五ドル、それから円為替レートを一ドル二百二十六円から二百三十円ということをも前提に計算

をしてみました。そうしますと、まず計算の一つのAとして、原油CIF価格、これは四十一円二十二銭から四十二円六十七銭、一リットル当たり。そして精製コストなど、リットル当たり十二円二十銭。その計算の根拠は、これはキロリットル当たりの単位計算ですが、インタンク料二百円、精製コスト三千円、販売経費四千円、精製ロス二千五百円、備蓄防災コスト、これは保安管理も含めて千円、金利千五百円、金利まで考えているのだから、これはかなりその立場に立つた考えで、小計一万二千二百円になります。今の、精製コストはBとします。Cとして、バージあるいはローリーの運賃平均リットル当たり三円五十銭。Dとして、元売経費、これはリットル当たり十円。この元売経費というのは利潤なんです。まづここでもうリットル当たり十円見ているんです。そして、今申し上げたA足すB足すC足すDで六十六円九十二銭から六十八円三十七銭、それに石油課税五十三円八十銭。となりますと、これ百二十円七十二銭から百二十二円七十七銭。ちょうど先ほど言った高速道路に卸している価格とびつたりするんですよ。

確かに高速道路、でかいし大量に仕入れるし強いから、そういう意味じゃ気の毒ですね。元売各社本当にお気の毒だと思ふんです、こんなに低く抑えられちゃつてね。しかし、それだつて今申し上げたリットル十円の利潤があるんですよ。私は申し上げたんです。先ほど申し上げた各官庁、税金を使っているというんで安く買ひ入れている。これもできるんですよ。だとしたら、どうして今本当につぶれるかどうかというたぐさの零細業者、ガソリンスタンドにこの段階で百四十円なんというところじゃなくて、もつとも安くする。そうすればちゃんとマージンも保証され、かつ一般利用者に対してももつと安くこれは売れるんですよ。物価も下がるんですね。私は、まさにエネルギー庁というのはそういうためにあるんじゃないか。ましてはできないんじゃないか。また、私の計算、これは間違っているんじゃないか。

間違っていたら、どこが間違っているか言ってください。

○政府委員(松尾邦彦君) 原価の計算の例をお示しになられました、今数字を伺ったばかりでございますので、個々の費目の数字のよしあしについて、にわかに私どもの方で申し上げる準備はございませんけれども、いずれにいたしまして、先ほど申し上げましたように、石油製品は連産品としての制約があるわけでございますから、先ほどの計算が行われた全油種平均のコストではないかと理解いたしますけれども、全油種平均のコストをそれぞれの連産品たるガソリンから重油に至る各油種でどのようにコスト還元を図っていくかということになりますと、この点は個々の石油製品の需給、価格等々によつて市場価格が形成されてまいりますので、全体としてコストを回収するというのは石油会社の経営の実情でもございますので、そういう意味では全体のコストを各石油製品にどのように割り掛けてコストの回収を図っていくか、これは企業の考え方では一義的に決められない、マーケットによつて決まってくる面があるわけでございます。

いずれにいたしまして、そういうわけではなかなかガソリンのコストが幾らかというのを的確に計算することは難しいわけでございますが、私どももいたしましては、もちろん国民には大事な基礎エネルギーでございますから、できるだけ低廉な価格で供給を図つていかなければならないという考え方においては先生の仰せのとおりでございます。一方におきまして、大事な基礎エネルギーでございますがゆえに、安定的な供給が確保されるような供給基盤の構築もまた必要だろつと思ひます。そのためには、先ほど申し上げたような石油企業の収益動向を前提にいたしまして、なかなかその安定供給基盤の確保という一方の要請が満たされないという面があるわけでございます。そのようなことを考えまして、私どももいたしましては安定供給基盤を確保しつつ、しかしできるだけ安い価格で製品の供給ができるよ

うに、石油産業の構造改善に努めることを通じて、その目的の達成を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○近藤忠孝君 これは前から言われているとおり、C重油など、これらをコスト割れで生産し、かつ売っている。その犠牲がガソリンや灯油に來ている。これはもう前から指摘されておるので、きょう私は繰り返しません。ただ、私のこの計算は、先ほどの高速道路に売っている仕切り価格は、先ほど一致したんですね。しかも、そこにさらに十円の利潤があるということがわかったわけ、ひとつこれ、きょうは急だったから答弁無理だと思ふんですが、私の計算がもし間違っていたら、どこが間違っているのか、そうならば私も一度計算し直します、それは訂正もしますけれども、ひとつそういう議論をしてほしいと思うんですね。その辺は御回答いただけますか、きょう以外でいいですか。

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほど申し上げましたように、私どもの立場といたしましては、石油の価格形成というのは、マーケットメカニズムを通じて形成されるのが基本であるべきだと考えております。そういう意味におきまして、私どもは政府の立場で石油製品のコストはいかいかである、したがって価格はいかいかであるべきであるというようなことを示唆するようなことは慎みたくて考えているわけでございます。と申しますのは、過去に苦い経験もあるいはあったのではないかと存じますけれども、ある価格水準というもののについて政府が、こゝまでは当然コストがあるんだから、価格は維持されてしかるべきであるといううようなことになりまして、かえって一種の市場に対するお墨つきを与えたという形になってしまふおそれもないわけではございません。そういう意味では、何と申しまして、「見えざる手」と申しますか、市場メカニズムが最も適正な価格形成を図っていく手だてではないかと考えているわけでございます。コストは幾らであるがゆえをもつて価格は幾らであるということを人為的にやる

ことについては大変慎重であらねばならないと考えている次第であります。

○近藤忠孝君 まあ官僚としてはそうでしょうけれども、これは閣僚として大臣、先ほど御紹介したとおり、大蔵省も結構安く買っているんですからね。それは褒めてあげてください。自分たちが安く買っている。それは大量に買っているということはあると思うんですよ。しかしガソリンスタンド業者が本当に苦しんでおるときに、もう少し政治として面倒が見られないものでしょうか。

それで、先ほどいろいろ石油全体の話があったんですが、日本の石油政策として、例えばC重油などはコスト以下、しかもそれはあの高度成長のときに大量につくりまくり、設備投資もして、まさにその犠牲が起きているわけですね。今、その犠牲を今度また再び零細業者や国民に負わせるのは、これはちよつと政治としては好ましくないんじゃないか。そういう点では、この問題もうちよつと何か打開の道はないでしょうか。そうでないと、業界は本当にだめになっちゃうんですね。だから、官僚の答弁はよろしいんで、これは政治家たる、将来間もなく総理大臣になるかもしれない竹下さんのひとつ見解としてお聞きしたいです。

○政府委員(松尾邦彦君) 大臣のお答えの前に、一言恐縮でございますけれども、私どももいたしましては、今後とも石油価格の動向については十分注意をもつて見守りたいと存じますし、片や大事な基礎エネルギーを供給する石油産業の安定供給を確保するべき国民経済的な要請についても十分満たされるよう配慮してまいりたいと存じます。

○国務大臣(竹下登君) 今、通産省、いい答弁されたなと思つて感心しております。(笑聲)

○近藤忠孝君 最後に、お酒の問題一問だけ質問させてもらいたいと思ひます。

この「世界の酒典」、これは大変権威のある本のようなのですが、そこにウイスキーの定義が書いてあるんですね。とにかくウイスキーというのは、「麦芽を糖化し、発酵させ、蒸留してつくられる蒸

留酒」ということなわけです。そして「原料別分類」としましては、モルトウイスキーとグレーンウイスキー、そのほかにないんですよ。ところが、御承知のとおり、我が酒税法によりまして、イ、ロ、ハとありましてね、もう時間ないんで省略します。ロとハはこれ以外の酒なんです。それはもう御承知のとおりです。これはずつと先ほど来各議員が指摘しているのとおり、国民に対してごまかしているんじゃないか、酒でないものをね。世界に通用するウイスキーというのはここに書いてあるとおりなんです。そういう点でその点の是正はすべきじゃないか。

そこで、私が指摘したいのは、これもきのう指摘しましたけれども、清酒などの中小メーカーは、いい酒をつくらうということで大変な苦勞をしておるんですが、ただ、なかなかそれがうまくいかない。きのう指摘した白ぬか糖化液問題などはその一例、足を引っ張る動きにつながつておるんです。しかし大メーカーの酒づくりは、現に幾つかの大メーカー、これは寡占ですが、それが實際つくっているものを、むしろ法律が後追いついて追認していることになりやしないか。だから、こんな世界の酒とは全然水準の違うものが堂々と酒税法のウイスキーの定義の中に入っているんだ、なかなうかと思うんです。私は、それは酒税確保がまず先にあつて、要するに税金を取れりやいいや、少し間違つた酒であつてもいいことで酒の質が犠牲にされている結果ではないか。こう思うんですが、大臣いかがですか。

○政府委員(山本昭市君) 制度にかかわる御質問でございますが、実態を御説明申し上げますことが御理解を深めると思ひまして、国税庁の方からまず実態につきまして御説明申し上げます。

ただいま先生御指摘のように、酒税法三条九号にウイスキー原酒の定義がございまして、その九号のイ、これが発芽させた穀類、すなわちモルトを一〇〇%使つたものでございまして、これをモルトウイスキー原酒と申しております。これはイの前段でございます。それからイの後段につきま

して、そういったモルトと穀類を加えて、これで一〇〇%のウイスキー、これをグレーンウイスキー原酒というふうに申しております。

この九号のイがそれぞれそういったことで非常にわかりやすい原酒でございまして、ただいま先生お尋ねのロが内容がいかかという御疑問があるようでございます。

確かに、ロの定義によりまして、「発芽させた穀類を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したもの」という規定でございまして、本来的なものが非常に少ないのではないかと、うような御懸念かと思つたわけでございますが、実態を申し上げますと、まず、制度的にこのモルトの量は二〇%以上必要だということでございます。ただ、留出時のアルコール分が九十四度未満であります場合には、ウイスキー成分が出ておりますので二〇%なくてもいいと、こういう規定になってござい

ます。実は、現実にはどのようなものがつくられてるかということでございますけれども、このモルトのほかに使われているのは、主としてトウモロコシでございまして、イの後段とほとんど全く変わらぬわけでありまして。ただ、ロのものにつきましては、一%未満の酵素剤を使ひまして糖化を促進するということでウイスキーをつくるわけでございますが、そういったことで、このロにつきましてもウイスキー原酒というふうになつておるわけでございます。実態は、したがひまして、イの後段のグレーンウイスキー原酒とロのグレーンウイスキー原酒につきましては、ほとんどモルトの自身は同じでございます。実際、ロとイの後段はほとんど同じものであるというふうな御理解を賜つてよろしいかと思つたわけでございます。

なお、全体として見まして、我が国におきましては、大部分がこのイでございまして、ロというのは非常にまれでございます。

なお、そういうことによりましてつくられましたこのウイスキー原酒を一定の割合、例えば三〇%以上混和いたしましたものがウイスキーというこ

とでございして、現実には、特級は平均的に申し上げまして、このウイスキー原酒が九〇%以上混和されているわけでございします。実態は、先生のたゞいまの御疑問よりはるかに質的に充実した内容のウイスキーが出ていふというふうな御理解賜わりたいと思ひます。

○近藤忠孝君 私は酒の定義のことを言つたわけですね。

もう一つだけ指摘して、私は答弁を要りませんが、質問を終わりたいと思ふんですが、この權威ある事典によりまして、「スコットランドにおける規定」で一般的にウイスキーの定義がなされておるんですが、それによりまして、これは一九一五年には強制熟成期間を二年、翌年には三年に延長すると、こういうぐあいに法律自身できちつと決めているということは大変大事だと思うので、私は定義の問題として申し上げました。答弁を要りません。

○栗林卓司君 これは既に述べた議論かもしれませんが、重複したお話しをいたしたいんですが、きのうの酒税の質問に続いて、きょうは大蔵の御見解を承りたいと思ふんです。

現在、日本酒の場合、特級、一級、二級とありまして、言葉からいいますと上、中、下、特級というものは最も良質な日本酒の質が保存されているものと、こう理解するところなんですが、現在、特級は特級にして特級ならず、二級は二級にして二級にあらず、等級別格付と実態が非常に乖離してきています。

その理由は何かといひますと、一つは最近の我々日本人が味に対して鈍感になつたということもあるいはあるかもしれせん。もう一つの有力な理由が、酒税の税率構造、そしてたゞ重なる増税にあつたこともこれら否定はできません。

そこで、等級別格付と実態が乖離して、しかもどんどん進んでいくというところを見越していいか。これは見過ごしていい問題ではございません。そうなりますと、酒税の問題、特に清酒としてとらえてみると、ここはひとつ立ちどまりな

がら、一体どういう税率構造の酒税を考えたいいんであるのか。抜本的な見直しをするのは実は今の問題である。既に問題があることに気がついていふ今の酒税をそのままにして、しかも等級別格付に沿つた税率構造のまま増税をするということは、かえつて混乱を倍加させないか。そう考へてまいりますと、財政物資なるがゆえの悲哀を今清酒はかこつていふわけですが、今度の増税というものは、果たして本当に清酒の立場に立つてみてよかつたんだらうか。もし、これを今度あえて増税をされるということになりますと、等級別格付と実態の乖離はさらに進むものと見なければいけないわけですが、その場合にどういう対策を引き續いてお考へになる御予定ですか。まず、この点伺ひます。

○政府委員(梅澤節男君) これは昨日も同じ御指摘があつたわけでございます。等級別制度、特に現在の清酒の等級別制度については、既に五十六年にできました酒税問題懇談会でも問題が指摘されております。そこでの問題は、等級別制度の見直しの場合に、一つは等級別制度のあり方の基本にまでさかのぼりまして、もし等級別を存続するとするならば、今のような等級別の区分でいいのかどうか、これを明確化するといふ問題がございします。それを段階的に三段階がいいのか、二段階がいいのか、あるいは等級別の存続そのものまで議論の対象になるであろうといふこととございしますし、客観的基準を設けるということになりますと、いろんなアルコールの添加の割合とか、あるいは精白の度合いとか、いろいろな考へ方があるわけでございます。こういった問題も含めまして、まず等級別制度を一体どうするかといふことと、それとの関連で、現在の等級別間の税負担の格差がいかに大きいといふ問題もございします。それから税負担格差の問題等の関連におきまして、現在、清酒につきましては特級だけに従価税が適用されておるわけでございますけれども、清酒全体につきまして従量税なり従価税の組み合わせをどういふふうにかつていくのかといふたやうないろいろな

問題があるわけでございます。

五十九年度の今回の酒税法の改正に当たりまして、そういった問題についてきちんとした結論、成案が得られないままに税負担の引き上げを現在御審議を願つておるといふことは事実でございますが、その場合におきまして、今回税負担の引き上げに当たりまして清酒の特殊事情を勘案いたしますと同時に、今回の引き上げ幅、特級の引き上げ幅が一番大きいわけではございませんけれども、特級、一級、二級の引き上げ幅につきましても、従来の改正時のような手法に比べますと、この引き上げ幅も縮小しておりますし、それからまた基準アルコール分につきましても、これを十五度以下に統一するといふふうなところで、私どもが清酒の現在の等級別なり税負担のあり方についての将来にわたつての問題意識を持ちながら、現時点でできる限りでの改正の努力を續けて、現在御提案申し上げていふわけでございます。

ただ、御指摘になつております点につきましても、今後早急にそのあり方について基本的な検討を要する問題であるといふことは、私どももそのように考へておるわけでございます。

○委員長(伊江朝雄君) 大蔵大臣、御答弁ありますか。

○國務大臣(竹下登君) この問題は、今清酒の場合、官能審査をやっております。そこで、等級別格差というものがもう四十年も続いておりますので、ある程度世間に定着してあるといふこととから、端的に言つて、なかなか名案が出なかつたといふことにならうかと思ひます。若干の手直しは今御説明のとおりありましたが、したがつてこれはもう一遍、今までの経過をも踏まえながら改めて議論をして引き続き検討しなければならぬ課題だ。

私自身がさきやかな酒造業者でございますので、たとえ官能審査で一級になりましたとしても、私のうちの酒なんか二級でしか売れません。実際に、その辺いつも矛盾を感じながらも、なかなか米の精選の度合いとか、そういうことでも実際きちん

とした等級格差といふのを判定するのは難しゅうございしますので、本当に引き続き勉強していくしかこれはないという感じがしております。

○栗林卓司君 では物品税について伺ひます。

従来よく政府は、既存税制の枠組みの中で見直しを行い増収を図るという言い方をなさいますけれども、物品税の枠組みの中で見直しと置きかえて言ひますと、物品税ですから物品に課税すること、これは間違ひない。ではどこに課税するのかといひますと別表に掲げたところ。別表は幾らでも追加できるわけですが、物品税の枠組みの中で見直しを図り、増収を図るというのは意味をなさな

いんです。あらゆる個別新税の集積が物品税なんです。そう考へてみますと、本当は厳密に言つて、今度新しく課税対象に追加をされた個別物品に関する物品税適用も新しい税金をつくつたと、そう見た方が本当は正確かもしれない。として考へてまいりますと、別表に掲げたものといふのはどこまで広がっていくんだらうか。シャープ勧告のころは奢侈品といふことが一つの概念になつて物品税のあの枠組みをつくつてきた、そのみんな理解してきた。最近になると、それは薄れてきてよくわからなくなつてきた。さて、それで物品税の別表といふのはどこまで広がっていくんだらうか、今の物品税の枠組みといふのはどう考へたらいいんだらうかといふ点をまずお尋ねします。

○政府委員(梅澤節男君) 現行の物品税の基礎ができましたのは戦前の昭和十五年でございます。そのときの立法の趣旨は、奢侈的な消費のほかに担税力を求めることのできる消費、かなり広い概念でこの物品税ができておるとは事実でございます。現実には戦争直後までそういったことでかなり課税範囲も広がつておつたわけでございます。ただいまお触れになりました戦後のシャープの勧告、それに伴います二十五年度の税制以降、あの辺を境にいたしまして奢侈的な消費に担税力を求める、あるいは高級な便益品に担税力を求めるという格好で、いわば物品税の課税の負担を軽減

するという方向で四十年代までたどつてまいつたわけでございます。

そこで、物品税の基本的な性格は一体何かというところは、これは法律そのものに明文で書いてあるわけではございません。したがって、今、粟林委員のおっしゃいましたような問題提起はそれなりの意味はあるというふうに私も考えます。ただ、そういった物品税の経緯なり、従来からのこの制度をめぐりまするような沿革なり変遷等をたどりまして、少なくともこれが個別消費税であるというところは、実定法の背後にあります基本的な考え方と申しますか、理念としてあるわけでございます。昨年十一月の政府の税制調査会の答申では、その点につきまして従来のような奢侈品とか高級便益品という狭い範囲に限らずに、広く消費に担税力を求めるという物品税本来の考え方に立ち返るんだというふうな答申の文章がございます。が、それは恐らくその辺の事情を考へての物の考え方があらわれているわけでござい

ます。私も、そういうふうな考へておるわけでございまして、そこで、物品税の課税範囲として、現行の個別消費税としての物品税の課税範囲として、一体どういう考へ方を具体的に枠組みとして持つのか、課税範囲が広がっていく場合どこで一線が画されるのかということでございますが、少なくとも申し上げられることは二つあると思うんでございます。

一つは、これは消費税一般の考へ方でございますから、少なくとも生活必需品、厳密な意味での生活必需品は、少なくとも幾ら課税範囲の拡大を考へる場合においても、今の個別消費税の考へ方からすれば、そこまで広がるということは一つ問題があるか。これは立法政策上の運用の限界だと思ひます。それから制度本来の考へ方といったしましては、これはあくまで消費税でございますので、例えば生産段階そのものにかかつてくるようなもの、例えば端の言へば原料課税のようなものでござい

ますが、そういうことは、現在の物品税法では問題があるだろうということでございます。

ただ、今後、税制調査会の答申でも述べられておりますように、今後の消費の態様に即応して課税対象のあるいは拡大を図っていく場合に、従来課税対象になつておつたものを、一たん廃止されたものを拾ひ上げてくるといったものほかに、新たに新規で課税をお願いするといったようなものもあるいは出てくるかも知れないわけでございまして、それらを新税というふうな問題でございませうか、これは新税の言葉の使い方の問題でございませうけれども、私どもとしては、物品税の性格を要するといふものでない限り、あるいは性格を要するといふものは、個別掲名といへども、先ほどの原料課税のようなものはできないと私どもは考へますから、物品税法の現在の枠内で個別掲名が許される範囲におきましては、新税というよりは課税範囲の拡大というふうな観念で御理解を賜りたいというふうな考へるわけでござい

ます。○栗林卓司君 先ほどの奢侈性、娯楽性にかつて個別消費税なんだという概念がはつきり出ますと、それはそれで一つの枠組みに私はなると思ひます。ただ、生活必需品に課税するのはまずかろうというお話は、もう少し正確に言ひますと、ペーシック・ヒューマン・ニーズというみないなもので、課税するのはまずいだろうという意味であつて、電気洗濯機は生活必需品なんだけれども、それに対する課税は辞するものではないというのは、正確な意味でさうね。そうすると、どこまで広がるのか。

議論は、今の課税最低限といふのはあの水準でいいんだらうかという問題にも本当は触れてくるんでさうね。従来は、奢侈品、高額品、したがってここまでは課税最低限と言つてきた、個別消費税です、ペーシック・ヒューマン・ニーズといふところまでは課税しないけれども、相当思い切つたところまで負担を求めても個別消費税の性格をゆがめるものではない。すると、課税最低限だつて

見直しの対象になる。

税率はどうか。税率になりますと、一五％を基準にして上位幾つか持つておられますけれども、これが奢侈品といふことで考へますと、奢侈性が強いものは税率が高い、反対側が低い。これくらいの整理をするんだけれども、個別消費税といふことになる、そういう奢侈性、娯楽性、あるいは装飾性という概念だけであの税率が説明できるんだらうか、またあの税率でいいんだらうかという議論も当然生まれてまいります。したがつて、なし崩しに個別消費税の方向にいくといふのは私は一番いかぬと思うんです。物品税の性格を要するのだつたら、こう変へます、したがつて税率も課税最低限も、課税対象についても、こういった概念でいきますといふことはきちんとしてから取りかかつていただかないと、なし崩しにこられますと、わけのわからない物品税になる。その意味では私は、物品税にとつても今必要なのは立ちどまつて考え直す時期ではないか。その点について大臣の御所見はいかがですか。

○國務大臣(竹下登君) 私はその考へを否定する気持ちは毛頭ございませぬ。総理も恐らく概念的に自分の頭の中で整理されたと思ひます。いわゆる大型間接税とは何ぞやと。それから税網をかけるように消費一般に対してかけて、かけないものをむしろそこから抜き出していつて、それが多段階だ。こういう概念的にはわかりませんが、それと今の栗林さんの一つの正確な角度からの議論とで整理するといふのは、私は大変難しい問題だと思つております。

したがつて、今度の物品税というものの位置づけを、私どももこれを勉強する段階に考へてみましたが、いわゆる奢侈品のといふ基準はまだ持つておると思うんです、今度の改正は、しかしながら当初と性格はかなり変化してゐる。この奢侈性とか便益性とかといふものをどう調和させていくかといふと、とことん議論すると、今度はいよいよ消費の段階に担税力を求めるか、所得の段階に担税力を求めるかという議論になると、論理性の

中では一般消費税の方がより公平じゃないか、こういう議論も出てまいります。その中で今、総理の概念的にあるものから、また一方、税調の中でこの課税ベースの拡大とでも申しましようか、個別消費税の、そういうことから、両者からせめぎ合いをやつた場合にその境界といふのが一体どこだらうかといふことなど、本式にこれは勉強しなきゃいかぬことだな。あるいは、仮にもある機会に物品税といふものが本格議論される場合、かつての奢侈、嗜好というところからのベースがかわつてくる場合とあり得るんじゃないか、こういう感じもいたしますので、これこそ引き続き今度のこれを契機に検討を続けていかなきゃならぬ課題だという理解を私もしております。

それから奢侈性についての税率というふうなもの、結局、考へようによれば比較対照しれないんじゃないか、現状における比較対照。それと今おっしゃつたペーシック・ヒューマン・ニーズといふのは、これまた大変変化してまいりますし、それらのことを考へると本当に、学問的にももちろんでございますが、それと実態とをどう調和さすかといふのは大変な議論のあるところだと。勉強は、引き続き検討をすべき課題だといふふうな理解をしております。

○栗林卓司君 税率の点で引き続いてお尋ねしたいんですが、一五％を基準にして、二〇％の方は多少奢侈性が高いというふうな趣旨の御答弁が先ほどの同僚議員の質問に際してございまして、さういふ見方といふのは一体何なんだらう。たゞさんの人が持つてないもの、そう読みかえまして、普及度の低いもの。それは高くても、普及度の低いものについて、もし仮に所得水準が上がつて普及度が高まつてきたら、それをみんな奢侈品と言ひようか。言わねえんです。それはもう国民の生活必需品だとみんな言うんです。例えば大型冷蔵庫を私、取り上げて言ひますと、大型冷蔵庫は税率二〇％なんです。だけど、

もしこの大型冷蔵庫がやがて普及度が高まって五割、六割となってきた場合には、二〇％ではなくて基準の一五％に落とすのが本当ではないだろうか。高額商品はどうか。高額商品は税額はたくさん納めるんです。税率は関係ないんです。

そこで、自動車を考えてみますと、自動車の今の普及度合いから見て、基本税率は一五％なんだろうかと二〇％なんだろうか。今やこれは間違いなく生活必需品。しかも小型乗用車に関してはむしろ便益性に託して課税すると説明するしかないような状態。とはいってももの高いことは高い。どの辺がいいんだろうか。従来は一五と二〇の真ん中の一七・五だった。それをあえて一％あるいは〇・五％積む理由が一体どこにあったのか。一五に近づけるのがこれから個別消費税を目指すんですしたら本当の態度ではなかったんだらうか。この点いかがですか。

○政府委員(梅澤節男君) この点も大変議論のあるところでございますが、難しい問題を含んでおるわけでございまして、現在の物品税の税率構造を眺めまして、その考え方なるものを摘出いたしてみますと、一番高い税率のところは二種物品で三〇％でございます。これは一種物品の最高税率である一五％に対応するというふうに従来説明されておるわけでございますが、この中に入りますます物品はいわゆる奢侈品ということで、大部分が第一種物品でございまして、貴石とか貴金属製品、毛皮製品等が入っているわけでございます。しかしこの三〇％の一番最高税率のところは奢侈品だけではございませんで、従来の区分で申しますと、高級な趣味娯楽品、例えば具体的な品名で申し上げますと、大型のモーターボートとか大型のヨット、それからゴルフ用品、こういったものが格付けされておるわけでございます。

その次の下の、今御議論になりました二〇％のところで見ますと、同じく趣味娯楽品ではございますけれども、先ほどの三〇％にランクづけられております大型モーターボートとかヨットとの関係で見ますと、二〇％のところには、趣味娯楽

品でございまして、ゴルフに対応するものとして例えばスロットマシンとかボウリングの用具というふうなものも格付けされております。それから便益品がこの段階から入ってくるわけでございまして、大型テレビとか大型冷蔵庫、ルームクーラーのたぐいでございまして。

その下の段階が実は一五％の段階で、先ほど申しました趣味娯楽品で言いますと中型モーターボート、それから大型テレビに対応いたします小型テレビというのが一五％のところに入っております。自動車の方は、実は五十六年度の改正まではこの一五％でございましたけれども、私どもの考え方としては、むしろ物品の価格とか便益性からいえば、栗林委員の発想とは全く逆の発想でございまして、二〇％の方に近い物品であつてしかるべきではないかということで、五十六年度に半ランク上げていただいている。今度さらに一％上げていただくということになっておるわけでござい

ます。この個別消費税、特に物品税のような体系で、しかも税率が大段階というふうなことになりますと、同じような種類のものより奢侈性が高いとか、より趣味性が高い、より便益性が高いということは、かなり相対的な議論になるということは否定できないところでございます。

それともう一つ、私どもが今回の作業なり昨年十一月からの税制調査会の作業を通じて率直に痛感しておりますことは、これだけ所得水準が上がると、所得が平準化し、したがって生活水準も上がる、消費の態様も非常に変わってきているという段階で、ある消費を奢侈性とか、同じ便益性でもより高級であるとかというその色分けが実は難しくなつてきておるといふのがむしろ実態だろうと思ふわけでございます。

そういう局面の中でこういう議論をするものでございまして、議論が盾の両面のような感じにいつもなるわけでございますけれども、その意味で今後の物品税の課税対象なり税率体系をどうするかとか、それから先ほど委員が触れられました

免税点をどうするか、非常にいろいろな問題をばらんとおると思ふます。

基本的に解決するためには、個別消費税の体系の枠組みを変えようというのが税制上のオーソドックスな行き方かも知れませんが、これは一租税政策だけの問題ではございませんので、もう少し大きな政治的問題もございまして、私もこれ以上答弁の範囲を超える問題でござい

ますけれども、税制プロパールの議論としても、この個別消費税、物品税の体系は課税範囲の対象とか税率体系、免税点も含めて、非常に難しい局面に來ておることは事実でございまして、事実ではござい

ますけれども、現時点におきましては、私ども自動車の税率の位置づけというのは、いまの物品税の税率体系から見ますと、その二〇％により近づけていただくということはそれなりの根拠があるし、財源事情もあるわけでございまして、何とぞ御理解を賜りたいと思ふわけでござい

ます。○栗林卓司君 その議論で奢侈性、どの品物が奢侈性があるのかという議論が最近しづらくなつてきたというのは全く同感なんです。何となく感じで物を言っている部分があるんですね。自動車についても、なぜ二〇％かという、明快な説明は案外あるようでないんです。あんな高いものだからと、これが一言で言う説明なんです。しかし、高いというのは、税額が多くなる、税率を上げるという説明にはならないんです。したがって、便益性という面での程度の普及率になつておるのか、それが大体全世帯一台あるいはそれを上回るというふうなことになるかと、それは一五でいいじゃないか。税率というのは奢侈品課税の残

滓を今でも引きずっている癖みたいな気がするんです。そこで、今この法案でまた一％もしくは〇・五％増しになつたんですけれども、いざまた来年、どうせ厳しい財政事情の中でまた議論をしな

に座わつていたときの方が本当ではなかったんだらうか。この点について、大臣の御所見は、私も迷つておりますということですから、今お尋ねはいたしません。これは私の主張だけにいたします。

次に、石油税に移りたいんですが、通産だけで結構ですから、大臣は衆議院の方においてなつて結構です。

石油税について一つお尋ねをしたいのは、石油価格が当初の見込みに比べて下落、横ばい安定という格好になりましたね。これがひとつのようになつたという外国の報道を聞くんですが、日本では代替エネルギーへの取り組みというのは、現在の石油価格を前提にしながらどう変化してき

ましたか。それとも変化をしないで既存の目標に従つてやつておられますか。これを伺いたいと思ひます。

○政府委員(川崎弘君) お尋ねの点でござい

ますけれども、少し詳しく申し上げますと、代替エネルギーと申しました場合に、いわゆる在来型の代替エネルギー、これは原子力とか石炭とかLNGというふうな分野と、もう一つは新しいエネルギー、これは太陽の光であるとか、あるいは石炭のガス化、液化、それからそれ以外の分野といたして考えられますいろいろな海洋のエネルギー、バイオのエネルギー、こういったものがあるわけでござい

わけでございます。しかしながら、あのエネルギー見通しの中でも書いてございますが、我々としては、その過度の石油依存度のもたらす供給面における不安定性ということを考えますと、代替エネルギー対策は今後とも着実に推進していきたいというふうに考えております。

もう一つの新エネルギーの方でございますが、こちらの方は、今のところ、例えば科学技術庁あるいは私どもの工業技術院では、サンシャイン計画であるとか、あるいはムーンスライト計画といったようなことで、国がかなり関与して進めております。こちらの方はそういう意味でむしろ一つの計画を持って進めているということで、この油の値下がりなり需給の緩和というところが直ちに影響を及ぼしてはおりませんが、ただ、こういった情勢自体は、逆に言えば、そのプロジェクトの経済性、将来における経済性というものの厳しさを増しているものですか、そういった経済性的見地というものに十分配慮を払いつつ、新しいエネルギーの開発というものに努めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

○栗林卓司君 今、大変苦しい財政事情の中に置かれているわけですが、代替エネルギーあるいは新エネルギーの開発というのは、そういった中であつて予算措置というのは十二分に組まれていると、そう理解してよろしいですか。

○政府委員(川崎弘君) 具体的に代替エネルギーの開発導入、これに關しての予算でございますが、先ほど申しましたように、どういうふうに進めていくかという点につきましては、在来型のエネルギーといつたしましての石炭、原子力、それからLNG、これを主要の三本柱としておりませんが、それ以外に日本でも唯一といえますが、石炭もございまして、国産エネルギーであります水力、地熱、それから先ほど触れました新エネルギー、これによって補つて多様な安定したエネルギー供給構造を構築していこうというのがエネルギー対策の具体的な中身になっております。ただ、先生御指摘のように、財政事情が非常に

厳しいということがございますので、この開発導入につきましては、その政策の重点化、効率化ということには今回の予算でも努力いたしたつもりでございます。今後ともそういった努力は続けたいと思ひます。

例えば新エネルギーで申しますと、実は水素エネルギーの研究開発につきましては、これは五十九年度予算において運転研究を打ち切つたということもございまして、それから我々が重点を置いております石炭の液化、これは従来三方式を走らせておりました。それを今度は一方式で、新しい方式でNEEDOLという方式に集約いたしました。重点的に進めようというふうに考えております。そういうことで厳しい予算でございますけれども、項目を絞り込んで、しかもそういった段階段階では厳密な評価を下しつつ、効率的な資金の活用というのを図つて所期の目的を達成したいというふうに考えております。

○栗林卓司君 研究開発の管理というのは非常に難しいんですよ、これはね。だからよくわかるのですが、今の財政事情の中で必ずしも予算の伸び芳しくないということが士気を阻害している面もあるようでありまして、十分御戒心の上御努力いただきたいと思ひます。

以上で終わります。

○青木茂君 私、間接税であるとか物品税であるとか、こういう議論をずっと拝聴してございまして、どうも基本的なところがよくわからないんです。つまり固有な名詞だと思つて聞いておつたら、突如として普通名詞になつたり、普通名詞だと思つて聞いておつたら、固有な名詞になつたり、そこら辺のところがどうもはつきりしない。例えば総理が、大型間接税は中曽根内閣が結構限りはやらないと。これで大変すっきりしたなと思つたら、内容的に何とてみると実は何を否定なさつたか大変よくわからない点がある。

そこで、きょうはもう時間も遅くなつてますから、私高等学校の生徒になつたつもりで伺ひますから、ひとつ御答弁の方は教師が生徒を教えるよ

うなつもりでひとつかんで含めるようにお教え願ひたいんですけれども、非常に初歩的なことを伺ひます。

第一に、間接税というのは一体何なんですか。

○政府委員(梅澤節男君) これは大変難しい御質問でございます。現在大蔵省主税局におきまして各種の直接税、間接税等を分ける場面が非常に多々ございまして、まずその実態から申し上げますと、国税で直接税で扱つておりますのは法人税、所得税、それから相続税でございます。その他の税目は一切合財間接税等という扱いをいたしております。

この中をさらに消費税と流通税に分けることがございまして、そういった分け方をいたしております。

それから御参考までに新SNAの国民所得計算では、直接税はただいま申しました所得税、法人税のほか、日銀の納付金が入つております。それからもう一つ特徴的なことは、自動車重量税の二分の一を直接税で扱つております。その考え方は、結局、個人の家族が保有する資産に対して家計から負担を求めるといふ意味で、あと二分の一は別の観点が入つていようというところで、恐らくそういう処理をしておられるんでしようが、自動車重量税は二分の一ということでございます。

いま非常に難しいと申し上げましたのは、これはむしろ青木委員の方が専門の学者でいらつしやいますからあれでございますが、教科書を見てもいろいろ定義がございまして、学者の議論もいろいろあるわけでございますが、少なくとも税制上の議論としてごく一般に使われておりますのは、その転嫁を予定されておる税であるかないかというのが一つの区別になつておるだろうと思ひます。

さらに、それに補充して言ひますれば、それと関連があるわけでございますけれども、その税の課税物件が担税力を直截にあらわすものであるか、担税力を推定させるものであるか、間接的に

そういう区別でございまして、先ほど申しました所得税、法人税、相続税、それ以外のものというのは、ただいま申し上げました転嫁が予定されている税であるかどうか、かつ課税物件が担税力を直截に捕捉しているか、あるいは間接的に捕捉しているかという物差しに大体合つたということで、私もはそういう使い方をいたしておるわけでございます。

○青木茂君 女性とは何か、人間マインナス男である。ちよつとわからないんだけど、きょうは余り議論はいたしません。

その次に、「大型」とは何が大型なんですか。大型間接税の大型ですね。どが大大型なのですか。そこをどう分けるね。

○政府委員(梅澤節男君) 実は、その大型間接税という言葉は、私も税制当局の内部で議論する場合にも使つたことはございせんし、税制調査会の議論でも大型間接税という言葉は一度も使われたことはございせん。これは新聞に活字として出てきた言葉でございまして、これは総理なり大蔵大臣がこの国会におきまして、御質問が出ました場合に、大型間接税の概念、定義そのものは非常に難しいということをお断りされつつお答えになつておりますので、大型とは何かという御質問に対して、私もは、その大型間接税ということを出した方に大型とは何ですかと聞きたいということでございます。

○青木茂君 しかし、一國の総理が明確に、大型間接税は我が内閣が結構限り導入しないとおつしやつていられるわけですから、私は行政レベルでは大型とは何かという定義はお詰めにならないと国民はわからないと思ひます。

そうしたら、もう少し具体的にじやお伺ひたいですけれども、課税ベースが広い、つまりそれを大型とか、あるいは税率が高いというのを大型とか、あるいは間接税を取る段階の数が多いのを大型とか。ここら辺に分けて考えてみたらどれにはまるでしょう。

○政府委員(梅澤節男君) 先ほど申し上げました

ように、大型間接税という言葉は新聞の活字として出てきたのがそもそ間違ひです。人によってそれで含意しているものはいろいろな使われ方があるわけですが、これは総理の御答弁でも、非常にこのことは注意深く断つておられまして、大型を何を目して大型とかというよりも非常に難しい話だということを前提にされて、総理がおっしゃってあります大型間接税のイメージというのは、各流通段階にわたって投網をかけるような間接税だということに言っているわけですが、その場合も極めて漠然とした、イメージとして言っているんだということもまた注意深くおっしゃっておられるわけですが、

したがって、ただいま青木委員がおっしゃいましたように、総理のそういうイメージということで考えますと、恐らく多段階型の物の考え方があるいはあるのかということはあるかと思ひますけれども、総理はそのほかに税率の話とかいうことは一切言及されておられませんので、どうもこの大型はどういうことかというのは、結局この言葉を使う人がめいめい自分で定義をされてお使用になるということになるのではないかと思ひます。

○青木茂君 私が使ったり、行政当局が使ったりするのは、これはある意味においては無責任と言ふより、簡単に使つたつて影響はないと思ひます。しかし一国の総理がお使いになつたわけですから、定義があいまいでは困るんですね。注意深く逃げ道ばかりつておつたんでは、どういう政策にこれから展開するのかさっぱりわからない。そういう不安ですね、不安を私もは感じておるといふことだけ申し上げて次に移ります。その次は消費税というのです。これが一番広い概念ですか。

○政府委員(梅澤節男君) 何に比べて広い概念……

○青木茂君 間接税です。一番最初に御答弁のあつた直接税を除いたものですね。

○政府委員(梅澤節男君) 失礼いたしました。

直接税を除きましたものを間接税と仮に規定いたしました。まあいさか教科書風の整理になつて恐縮でございますけれども、それが即消費税といふことにはならないわけでございます。これはたとへば典型的には流通税と言われる税でございます。こういったものは従来からワーディングとしては消費税と区分して流通税があり、流通税は間接税の一つであるということになるのではないかと思ひます。

○青木茂君 かつて言われました、あるいは国会で否定されました「一般消費税」の「一般」というのはどういう意味だったんですか。

○政府委員(梅澤節男君) この一般消費税というのは実は私も固有名詞と現在では考えておるわけでございます。と申しますのは、五十四年の政府の税制調査会が一般消費税大綱というものをまとめたことになりました。あの具体的な骨組みを持った税が一般消費税(仮称)であるということでございます。

ただ、税制調査会が一般消費税という言葉を使つた時、あの税について名前をつけれませんでした。経緯は推測できるわけでございます。それは個別消費税と対置される意味での学問的な意味での一般消費税という言葉でございます。ただ、当時はそういう経緯を経て一般消費税ということ、あの五十四年の大綱はまとめられたわけでございます。したがつてこの一般消費税という言葉自身も、五十四年のときに議論されたあの一般消費税という場合と、学問的な意味で個別消費税と対置される意味での一般消費税——これは現存するタイプとしてはE.C.型付加価値税も一般消費税、その意味では一般消費税に入りましようし、多段階型の取引高税も場合によつては一般消費税と言へるものであるかもしれないし、それからかなり広範の課税範囲を持つ小売売上税のようなものでも、学問的分類としては一般消費税と言へるかも知れない、そういうふうな関係にあると思ひます。

○青木茂君 そういたしますと、その固有名詞と

しての一般消費税ですね、一般消費税は付加価値税の一種と考えていいですか。

○政府委員(梅澤節男君) 付加価値税というの、これもよくいふことを申し上げて恐縮でございますが、課税標準が付加価値とおおむね合致するといふ意味では付加価値税でございます。E.C.型の付加価値税と異なる点はもちろんございす。インボイスがある、ないということ、それからかなり広範に零細業者を非課税対象といひます。か、免税対象といひしておりますので、そういった違いもございす。課税標準がおおむね付加価値に合致するといへば付加価値税でございます。これは念のために申し上げます、付加価値税にもいろいろタイプがございす。いわゆる所得型といひますか、加算型の付加価値税もございす。

したがって、課税標準で物考えるか、あるいは転嫁で物考えるか、いろんな角度から議論をいたしませんと、言葉だけがひとり歩きいたします。税の議論といふのはえてして混乱するといふ場合もございすので、ちよつとくどい御説明でございしましたけれどもお答え申し上げたわけでございます。

○青木茂君 定義論争はそこら辺にしておきまして、物品税の問題に話を移していきたいと思ひます。

物品税といふのは、先ほど来からお話を伺つておりますと、これは個別消費税ですね。そういう御答弁ございました。ただ問題は、物品税そのものが、先ほど来からの話に出ましたように、非常に無理のある税金だ。だから、これはあれでしよう、日本固有のものであつて料飲税的なものは外国にあるにしても、物品税といふのはまさに日本的な税金ではないかという気がするんですね。けれども、その点どうなんですか、実情は。

○政府委員(梅澤節男君) 日本的であるかどうかといふことは別にいたしまして、今日先進諸国の間接税体系で個別消費税を持つている国があるわけでございます。例えば典型的なものは酒税でござ

います。酒税のようなものは一般消費税体系を持つている国でもそれぞれ持つております。そういう意味で、割合日本に特徴的な個別消費税であるといふふうには言へば、そういうことも言へるかもしれないと思ひます。

○青木茂君 そうすると、奢侈性、便益性、娯楽性はともかくとして、そういうところに担税力を求めていろいろな物品、電化製品なり耐久消費財、そういうようなものに税金を積み上げていくといふのは諸外国に例があるかないかと、こういうことなんですか。

○政府委員(梅澤節男君) 諸外国——先進諸国に限定して議論させていただきます。西歐諸国は今日既に付加価値税という一般消費税を持つておりますので、そういう個別のものに課税するといふ形での個別消費税の体系はないといふことでございます。ただ、個別消費税が全然ないかといひますと、そうではございませんで、いわゆる我が国における目的税的なものとして、例えば石油関係の諸税等は個別消費税として持つていくわけでございます。強いて先進諸国の中でそれに近いものがあるとすれば、カナダの製造者消費税がございす。これは個別掲名の税ではございせんので、ちよつと我が国の物品税と趣を異にする点がございす。

○青木茂君 そうすると、この物品税といふものが出来てまいりました。ルーツは、たしか昭和十二年といふ話があつたんですね。これはマッチが何にかかつてきて、貴重品であるけれどもこれからどんどん使われていくだろうといふようなところからスタートしたという記憶があるんですね。けれども、そうするとどうなんですか、今の物品税といふものの性格の中には、物品税がスタートしたときにあつた所得税の補完、そういう性格はもう既になくなつてしまつた。つまり所得税の補完であるならば、生活必需品等への大衆課税ですね、そういうものはねえわいはずですね。所得税の補完という意味は既に現在の物品税の考え方

にはなくなつてしまつてゐるということでしょう。

○政府委員(梅澤節男君) 物品税の一番最初の姿は、昭和十二年の北支事件特別税の時限立法として制定されたわけですが、恒久法として定めたのは、たびたび申し上げておりますように、昭和十五年の物品税法でございます。このときの提案理由には、物品税は主として奢侈的性質を有すと認められる物品、またはその消費が税力を示すと認められた物品に課税する趣旨と説明されておりました。これは所得税の補完というよりも、担税力を捕捉する一つの手段として物品税が構想されておるわけでございます。したがって、その後、戦後を経まして、これも申し上げておりますように奢侈的なもの、あるいは高級便益品に逐次その範囲を絞つてまいつた経緯は沿革としてあるわけでございますけれども、物品税制度本来の考え方としては、奢侈品だけに限定することなく、広くと申しますか、消費に担税力を見出すという趣旨の間接税であるという性格は、当初から現在に至るまで性格としてはそういうものを内に持つておるということでは言えるのではないかと思います。

○青木茂君 そうすると、物品税というのはスタート時点、出生のときは奢侈品課税、これをルーツにしながら逐次必需品課税へ拡大されていったと、こういう歴史があるわけですね。だからその歴史の中で多分に便宜主義的なところがある。そういう歴史を持つてゐるものだから非常に便宜主義的なところがあるのではないかと。

例えば奢侈品だけ例にとつてみても、奢侈品のすべてが含まれてゐるということでは必ずしもないわけですね。何かちよつと場当たり主義的なところがあるわけなんです。例えば毛皮のコートには課税されるけれども、友禅の振りそではかからないとか、同じたんすでも桐だんすにはかからないとか、毛皮の襟つきのコートには、取り外しができれば課税されて、固定されていれば非課税だと。ちよつと何となくよくわから

ないことがかつてあつた。現在もあるかもしれない、あるわけですね。そうすると、奢侈品課税でありながら奢侈品のすべてにかかつてゐるわけじゃない。それから必需品課税といつたつて、例えば電化製品なんか見ると、価格も高く、まだ一般的に普及してゐない、つまりぜいたく品の段階においては実は課税されずに、非常に大衆的に普及されたときにばつと課税されるというようなこと。

僕は物品税というのはそういう意味においては非常に無理があると思うんですよ。それから新しいものが今みたいにとんどんどん出てきますと、物品税は後追い課税になつちゃうんですね。例えばかつて、これはかつての話だけれども、ルームクーラーですね、壁にひつつけるやつ、ウィンド型というんですか、それに課税されてきたときに、新しい製品としてセパレート型が出てきた場合、そのセパレート型にも課税されるには年数というのか、タイムラグがありますね。そういうわけで非常に後追い課税であるということ。

それともう一つ、さつきからもお話が出ましたように、税率の問題でも、あるものは一五%、あるものは三〇%、あるいは二〇%で真ん中をとれというふうな話もあるし、それから物品税の中に何を品目的に選ぶかということにおいても統一性がない。

私はこの物品税というものが非常に無理があると思う、税の中においてですね。無理があつて、これを拡大していかうとすれば、財政の都合上、多段階が否定されたとするならば単段階。個別消費税をこの横にだつと広げていくということになると、財政の都合でもって日本の税法系、税理論、つまり一番理論的でなければならぬ税法自体が、何かしつちやかめつちやかに狂つてきてしまふという危険性、そういう不安定なものを私は常に感じておるわけなんです。

そういう意味で、物品税というものは、できるだけ狭い範囲に閉じ込めておいて、これを拡大するというのは、何か外堀埋めて内堀へ行つて、天

守閣まで攻略してしまふ、無限に理論をおつ外しで拡大していく。これは国民レベルにおいてはちよつと納得されないんじゃないか。物品税は出生以来そういう性格を基本的に持つてゐるんだということ。だから私は、物品税の無限の拡大というものの対しては不安いっぱいなんですけれども、そこら辺の御見解をお述べいただきたいと思ひます。

○政府委員(梅澤節男君) 個別消費税の持つてゐる問題はいろいろあるわけでございますが、私も政策立案の立場におります者が一番気をつけなければいけませんことは、個別消費税というのはあくまで個別の物品を指名して税負担をお願いするものでございまして、その市場に対して中立的であるということとを絶えず念頭に置いていたしませんが、税制上、税制が経済なり市場産業に不測の影響を与えるという危険をはらんでおるわけでございます。その関連から言われますと、ただいま言われましたように個別物品税、個別消費税の場合はどうしても商品が市場に出てきた場合に後追ひになると、この傾向は否定できないわけでございます。

しかし、そうはいつても、私も今回提案しておりますものでも、余り市場でまだ成熟してゐない物品につきましては、今回個別指名をさせていたなきながら実際の課税をお願いするのは二年後である、そういうふうな措置を講ぜざるを得ないし、講ずべきであらうと思ひます。これは個別消費税の持つております宿命と申しますか、基本的な問題であるというふうなことでございまして、それからいろいろ御指摘があつたわけでございますけれども、奢侈品についてこれも非常に恣意的ではないかという御指摘でございます。これもいろいろ各方面でこういう議論があるわけでございますが、よく例に引かれます高級の織物にいたしましても、それからかつて課税が行われながら廃止されました桐製の家具の問題とか、あるいは書画骨とうのたぐいの問題にいたしましても、それぞれそれなりの政策上の要請なりあるいは税

務執行上の問題を考えまして、それなりの経緯を経て現在課税対象から外れておるということでございます。そこは恣意的に現在までの制度が沿革上そういうことで運用されてきたというふうなことは私は必ずしも考へてゐないわけでございますが、個別指名主義でありまして以上そういう議論を呼びがちなこととは、これは避けられないと思ひます。

それからもう一言、所感を述べることでございます。まずお許しをいただきますと、もう一つ個別消費税の場合によく言われますのは、その普及率が高くなり高くなつた物品はむしろ物品税の課税対象から外すべきではないかという御議論がございまして。現実に昭和三十年代で見ますと、例えばテレビとか電気洗濯機、掃除機、このたぐいの普及率が三〇%から四〇%ぐらひでございますが、現在既に一〇%近くになつてゐるわけでございます。そういういたしますと、普及率が九九%とか一〇〇%になつたものは、もう今や生活必需品だから物品税の課税対象から外すべきであるという議論があるわけでございますけれども、この生活必需品という言葉自身をかなり厳密にこれから使い分けていきたいと思います。現在の消費社会と申しますか、生活水準が非常に上がった社会ではなかなかそぐわないわけでございます。

したがうして、私も常々申し上げておりますのは、個別消費税、物品税の課税対象として、最小限課税対象から外すということが適當であるもの、望ましいものという意味での生活必需品というものは、むしろそういう普及率という観点からのもではなくて、文字どおり生存を維持するための基礎的な物資、物品、そういうものに限定すべきである。したがうして、普及率が高いから必需品であるというふうな観点から、この課税対象の適否を論ずるということとはなかなか問題があるということでございます。

○青木茂君 ありがとうございます。だから私は、物品税というのは宿命的に非常に矛盾をはらんだ税種目であるから、これはなるべ

く狭い範囲に閉じ込めておいて、これは財政上の必要があることは当然なんだから、それにかわる何かないかということなんですよ。特に、今はもうなくなつてしまひましたけれども、遊興飲食税という言葉がなくなつてしまひましたね。この遊興部分に對してかなり高い税率のものが、地方税だ国税だという問題抜きにして、仮に遊興税みたいなものが登場してこないか。

例えば、これは余り言ひますと、おまえ経験があるだろうって勤められるから困りますが、人に聞いた話ですからね、これは念を押しておきます。新宿に行きますと、行つて表で料金取られますわな。これすらろくに課税されておらないで、裏でちよつと取られるらしいんですよ。これなんか全然密室の中でわかりやへんですよ。しかしわからないうちで済ましてしまつてはアングラマネーがふえるだけの話になつてしまひますね。だから、そういう意味におきましては、遊興税とか、それから風俗ですね、一口に言えばセックス産業ですか、そういうものに対して何かひとつ工夫を凝らしていただいて、ここから徹底的に高率の税金を取つて物品税を広げるのはやめにするというようないふことはできないのでしようかね。

○政府委員(梅澤節男君) 今おつしやいましたように現在地方税に遊興飲食税があるわけでございます。ただ、それが今委員が例示なさいましたようなちまたのものの的確に課税になるのか、あるいは本来課税対象になつてないものが恐らく私はあると思ひますけれども、今御指摘になつた点は、現在の消費の中で、物の消費ではなくて、むしろサービスの消費に着目した観点が必要なのではないかという御指摘も含んでいふと思うわけでございます。この点については、昨年の十一月の税制調査会の答申、これも繰り返し申し上げていふわけでございますが、今後消費課税を考える場合に、物品と並んでサービスの消費に關心を持たなければならぬという御指摘があるわけでございます。

この場合も全く個別物品税と申しますか、消費

税と同じ問題があるわけでございまして、これも個別サービスの税のようなもので考えていくのか、あるいはそうじゃなくてサービス一般のようなものを考えた課税を考えていくのか。個別サービス税ということになりますと、これは今委員がおつしやつていましたようなサービスの局面に限定した課税というのはなかなか制度上直ちに今思ひ浮かべられないわけでございます。したがつて、結局のところは、物品一般、サービス一般に對する消費に對して税制上どういふふうな対応を考えた方がいいのか、中長期的な、しかも税制プロパの議論としてはそういった点が問題になるといふことは、これは税制調査会の答申にも触れられていふとおりでございます。

○青木茂君 確かにおつしやるとおり、経済のサービス化というのが一つの傾向になつていふから、サービスにいかにして課税対象を広げていくかというのには私は一つの方法だと思います。その中でまず奢侈サービス、サービス中の奢侈サービスですね、いわゆる遊興税、そこから更に課税対象を広げる、これは国民のコンセンサスを得られと思ひます。非常に難しい問題だと思ひますよ、密室であるだけに。しかしながら、これはちよつと考えていかないと、そこら辺のところがアングラに野放しにされておつて、ほかの生活必需品から税金取ろうといつたつて、それはちよつとコンセンサスは得られないと私は考えるわけなんです。まあ、それはそれとして。

それからもう一つの問題でございましてけれども、財政事情が非常に窮乏をいたしまして、難しい局面にあるということこれはよく私もわかつております。何とかしなきゃならぬ。ただ、何とかしなきゃならぬことのスケジュールとプログラムだけは、もう政府が出していただかなければおとります。総理は大型間接税は否定なさつた。それならば本当に長い先の、中長期どころじゃない、来年のこと、来年二兆円とか三兆円だとか言われる歳入欠陥ですね、これをどうい

う形でお埋めになるかということぐらいは示していただかないと、大体今年度予算の審議すら前提条件が欠けてできないんじゃないか。

特に私が心配するのは、大型間接税を否定なさるのは結構ですよ、結構だけれども、じゃどうするのかと、こういう問題。それと何か困難先送り現象というのは困るわけなんです。今は余り人から文句言われぬように否定すべきものは否定し、じわじわやつていこう、難しい問題は次の次の内閣、竹下内閣のときに担当させりやいんだというふうな、政治というのが今やらなきゃならぬことを勇断を持ってやらずに、適当にリップサービスやつておいて、そうすると難しい問題は全部先送りになりますね。その先送りになつたもの、構わぬじゃないかという態度では僕は困る。

○國務大臣(竹下登君) そのところはなかなか難しい問題であります。二十一世紀を展望してという言葉がよくございしますが、例えば年金とか医療とか、二十一世紀を展望すれば、今から中長期的な施策に手をつけなきゃならぬ。こういうことでいわゆる制度・施策の根源にさかのぼつた問題が国会で今度議論をしていただくと、こういうことになつておるわけであります。

そうすると、今度は、歳出面での角度からそういうものが行われてきた。しかし全体的に見て、いわば急速な高齢化社会といふことは好むと好まざるにかかわらずやつてまいりますし、そういうことを考えた場合、財政再建、財政改革、そこに持つてくるための手法等をできるだけ早く国民の皆さん方にお示しして、そして理解と協力を求めるべきだ。予算は単年度主義とはいひながら、毎年毎年つづつ合わせだけしておつてはならぬ。こういう御批判はよく私にも理解できる問題であります。

ただ、結局、かつての経済社会七カ年計画でございまして、あのときにいろいろ議論されて租税負担率を一応二六・二の一にしよう、あるいは公共投資は二百四十兆円をめどにしようというよ

うなものがありまして、それがその後の世界同時不況の中でぼしやつてしまつた、大変な下方修正せざるを得なかつた。したがつて、その二六・二分の一というものの下敷きの中にはいわゆる一般消費税(仮称)というものが見込まれておつたと私は思ひます。

そうすると、世界一知識水準の高い国民でもあり、この際国民の側に問ひかけて、そこで国会の議論等を通じてならコンセンサスがどこにあるかというものを求めていこうと、こういう手法に今変わつていふわけですね。したがつて、今少しでもその素材になればと思つて展望あるいは仮定計算をお出ししてこういう議論をしておる。したがつて、青木先生がおつしやるような形で、例えばもう議論を通じて国民が、まさに直間比率というふうな問題、なかなか物品税などは本当に補完するわけがなかなか中々に閉じ込めて、それこそ基幹税たる所得税中心の方向に進むべきだといふのがコンセンサスであるといふふうに理解するまでの今日まだ段階に至つていないんじゃないか。

なお、中には、物品税の議論をする、むしろ物品税といふのがある種の公平性を求めるならば、むしろ消費一般にかかる中から必要に応じて抜いていった方がむしろ公正ではないかと、こういう議論も出てまいりますので、そのような議論を繰り返しながらコンセンサスを得ていくだけの、これは自由民主党とか、中曽根内閣とかいふ問題じゃなく、日本国民全体の中にそれだけのものを消化する能力があるという前提で期待し、問ひかけておると、こういうことじゃないでございましょうか。

○青木茂君 最後に、私どものように固有名詞としての一般消費税にも反対し、それからいふゆる大型間接税にも反対してきた者の心境ですね、それでありますが、財政の苦しさということについては十分わかるわけですね。そこで最後に、提案を含めて御見解を伺いたいんですけれども、ずばり申し上げまして、一般消費税にしても、大型間

接税にしても、時限立法にならないかどうかという事です。つまり、赤字国債の新規発行ゼロになるまでの時限立法として構成することができかねないかです。ということをお互にお伺いして私の質問を終わります。

○国務大臣(竹下登君) これは理論的に言いますと、その提案に魅力を感じて傾斜をかけて検討するという意味じゃございませんが、理論的に言えば時限立法ということはそれは可能な仕組みだと思えます。

○青木茂君 終わります。

○野末陳平君 最後になりましたので、要点だけ質問させていただきます。お答えを簡単にしたいので、持ち時間は半分ぐらいで済むと思えますから、協力をお願いしておきます。

大臣、酒が財政物質だということはこの委員会でも常々出てきておるわけですが、しかし今までの経緯を見ても、三年ぐらいたちますと上がつてきます。この場合に、これからこの調子でずっと上がるかというと、初めからわかっている、もう実質に賛否にかかわりなく無意味に思えてきます。どうなんでしょう、この特殊な性格上、酒とかたばこのようなものは、負担率が落ちてくると、あるいは財源が必要になってくると、スケジューリングにこういう機会がまた来る、こういうような宿命にあるんですかね。

○国務大臣(竹下登君) 必ずしも宿命には私はなからうと思えます。財政事情が大変好転した場合は、あるいは国民の皆さん方が受忍するという環境ができた場合、その必然性を持ったものではないう。が、非常に着目されやすい課税対象であるとは言えると思えます。

○野末陳平君 この間の大臣のお答えなんぞでも、今回減税、一兆円規模の減税がなくても酒税の引き上げがあった、やむを得なかったようなことをお答えになりましたね。私個人は、今回の酒税の財源として酒税のアップもやむを得ない、ぎりぎりしようがない、こういうふうには思っておりますけれども、しかし何か安易に、金なくなれ

ばこつちだというような扱われ方をしていると、うのですよ、酒もたばこもこのところ、ですからこういう安易な引き上げというものを認めたくはないんです。その点であえてもう一度お聞きするんですがね。

○国務大臣(竹下登君) それも同感でございます。安易な引き上げの対象として絶えず念頭に置くべきものではない。ただ、私どもがいわゆる財政改革の第一歩を踏み出したと評価していただいたとして、第二年度を考えたときに、どれだけ歳出が削れるか、どれだけ公債を減額できるかというふうなときに、過去の例からするとこの酒税というもののある種の周期というものが私ども念頭にないわけではございませんでした。が、結果としては、その減税財源に対応することになったわけですから、酒税の関心がなくなったとは私も正直に言えないと思えます。

○野末陳平君 車なども結果的にはこれと似たような扱いを受けて、また安易に徐々に徐々に引き上げということになりかねないので、この点を念を押しておきたいと思えます。

それから物品税ですが、今までも何回かこの改正案を審議いたしましたけれども、この場合も時代の变化とともに物品税の対象にする品目を拡大することばかりが結果的に改正の中心になっていくのですね。むしろ今まで非課税であったというような既得権を持ったものに対しての見直しというものがほとんどないように思っています。先ほどの酒税の質疑にも出ておりましたけれども、例えば桐たんすなども伝統工芸とかいろいろ名目はつくものの、一千万からの総額のたんすなども現実的にあり、それを買う人はもう当然それだけの税を負担できる能力もあるわけですから、こういうものをいつまでも伝統工芸という名目でほうっておいていいのとか、あるいは宝石や毛皮などももうちょっと税率を上げて、これが奢侈品とするならば、当然ゴルフやヨットなんかの三〇%に近づけることがあってもいいじゃないか、小売段階と製造段階は違いますが、何かそういう手直

しというのが全く考えられないように思うのですが、これは検討の結果今のような改正案になっているんでしょうか。

○政府委員(梅澤節男君) かつて課税の対象になっていたものが廃止されたものとして、桐製の家具とか漆塗りの家具の問題、それなりの経緯と沿革があるわけでございます。ただ、今後の問題といたしましては、こういったものに限りませず、私どもとしては今後の物品税の課税範囲を適正なものとしていかなければならない。しかもそれ現下の財政事情を考えました場合に、むしろ拡大する方向で考えさせていただきます。従来廃止になったという背景もございまして、従来廃止になったものといえども、各種の観点から今後とも検討していかなければならないというふうに考えております。

現実には五十九年度の税制改正に当たりまして、スキーあるいはテニスのラケット、釣り用具、この種のものもかつて課税対象になっておりました。これが廃止されたわけでございますが、今回これを課税対象としてまた取り上げようというご意見でございますが、これは先般の委員会でも野末委員の御質問にもお答えいたしましたように、今回の場合、これを課税範囲として取り入れるまでの結論を得るに至りませんでした。これはスキー、テニスラケット、釣り用具等も含めて、現在課税対象になっております趣味娯楽品と比べてみますと、例えばスキーでは雪国の生活用具であったり、また小中学生からこれをスポーツ等で使う用具ということを見ますと、例えばゴルフなんかのいわゆるレジャースポーツの用具と比べて、趣味娯楽品という今の物品税法の考え方からいいますと、にわかに課税対象に取り入れることの結論を得なかったという問題もございまして、今後とも委員の御指摘の点も含めて課税範囲の適正なあり方について検討してまいりたいと考えております。

○野末陳平君 その検討の一つに、例えば文化的、芸術的な価値を認められて書画骨とうの類が非課税になっておりますが、これも大分また事情が変わってきていると思うのです。今やかなり装飾品化してあるし、それから本に芸術性の高い超高価なものとか、書画ですね、主に。そういうものがたくさんあります。そうすると、これなどももしほかに似たようなものが物品税の対象になつていって、こゝろ辺り時代の変化とともに課税対象にせざるを得ない。何も何でも税の対象を見つけて歩くわけじゃありませんけれども、そういうアンバランスなところもあって、時代とともに物品税の範囲というものを研究するとなると、こんなものも対象にせざるを得ないんじゃないかと思うのです。どうですか。

○政府委員(梅澤節男君) 書画骨とうのたぐいもかつて課税の対象となつておつたものが廃止された経緯がございまして、これもいつか御答弁申し上げましたように、この種のものは相対取引で行われるものでございまして、捕捉が非常に困難である。その意味でかえって捕捉される場合とされる場合とで負担の不公平が、実質的な不公平が生じる。それから執行当局の手数も非常に不公平という問題のほかに、これは野末委員の御専門の方でございますが、芸術に課税するのはいかがかといったような政策的な議論もございまして、この辺の点につきましては、究極的には国民のコンセンサスと申しますか、そういったものも課税対象としてやむを得ないというふうな考え方、物品税全体に対して御理解をいただけたかどうかという点にもかかつておるかと思いますが、これらの点につきましては引き続き検討させていただきます。

○野末陳平君 文化とか芸術とかいう名前と、それを営利事業化しているような面と、かなり難しいところがありますからね、やはり検討はすべきではないかなと思つたりするんです。今後物品税の問題でも改正案など出るときには。

それから与野党の合意で、パートの奥さんたちに関する減税なんです。この間の法案の成立で今八十八万ですか、これをさらに上積みして九十何万というような話になっているわけですが、これはパートで働く奥さん、それから彼女らを雇う中小企業にとっては非常に感謝されると思うんです、歓迎されると思いますからね。しかし今度は、大臣も何回か答弁の中で触れられておりましたけれども、内職なぞを中心とした事業をやっている主婦との間で配偶者控除が受けられる限度額というものがここでまた差がつく。ただでさえ、これはもう絶対素人にはわからない理屈なんです。片やパートの奥さんは八十八万円だ。こういうと、もうどんな奥さんもみんな自分たちアルバイトのつもりですから、給与所得の事業収入だのという感覚はありませんから、そうすると全員主婦の副業はもう八十八万あるいは九十何万と、こういう認識を持ちますね。しかし現実にはそうじゃないんだと。實際上、真っ正直に内職の申告をきちっとして経費を出しているというケースがそういうあるとも思えませんが、しかしちよつとした忙しい事業になりますと、当然この問題は出てきますね。そうすると、経費を引いて今度三十三万円と。片やパートは、経費がかかる、かからないにかかわらず給与所得控除が効いてきて八十八万円と、この差はほんとにはおかしい。働き方、雇われ方でこんな大きな差があるというのは、幾ら説明してもこれはわかってもらえないんです。

ですから、この差をどうやって埋めるか。あるいは、これを全く同一にしなければおかしいというのが本来ですけれども、そうもいきませんからね、税法上。そうするとこの差をどうやって埋めていくつもりですかね。それとも、これはもうやむを得ないんだ、事業と給与所得で違うんだからというところで突っ張っちゃうのか。これからどういうふうにしたらいですか。

○国務大臣(竹下登君) この問題、多年の議論でございますが、実際問題として、この対象になる

パートの方々と内職あるいは婦人外交員、どうしても税法の中で割り切るには非常に困難であります。したがって、そもそもこの組み合わせが、パートに対する組み合わせができたこと自体もかなり議論があつて、かつては給与所得控除、七十九万にしたその前はまた差があつたわけでございますけれども、いろいろな角度から議論づけして七十九万にして、今度またこう上がつていくわけでございますけれども、したがって、与野党の話し合いの中でも、私どもが一番主張しましたのはその点であつたわけでありまして。

で、今度各党の専門家の皆さん方で御協議いただけるに際しては、そのものはそれとして当然のことですが、これらの問題についても、我々も知恵を出しますが、各党の専門家の皆さん方も知恵を出してもらいたいというのを申し上げてあります。これは我が方の今日の扱いといたしましても、それこそ給与の源泉徴収票とか支払い明細書の提出をお願いしたり、あるいはこの三割程度の概算経費控除を可能な限り認めるようにしたりというようなことを行つてきておりますが、我が方も現行のままでも知恵を絞らなさいかねし、各党の専門家の話し合いでもこの問題はぜひ議論してもらわなさいかね課題だということに私も理解をしております。

○野末陳平君 これは経費ということを考えたら、家で内職なんかしている奥さんは経費なんかありませんね。

ですから、結論から言ひまして、最後にお聞きするんですが、主婦というふうな特定できないところが難しいんですけれども、こういういわゆる副業的な事業収入には一定額までは申告不要というふうなことで大胆に踏み切れるのかどうか、そこはわからないんです、難しいと思うんですが、そういうふうにして給与所得でもらっている主婦も、事業で収入を得ている主婦も、平等ということにしないと、結果的にはこれはどうにもならぬと思うんです。しかもそれほどの額じゃありませんからね。ですからどうでしょう、数からい

つても少ないかもしれませんが、この働き方の違い、これから来る不公平とか、差別というのは特に奥さんたちには全くわかつてもらえない。これをそのまま放置するわけにはいかならないと、いま私ちよつと言ひましたように、どうでしょうか、ある程度の収入までは申告不要だということに研究しているかどうか、それを研究してほしい。なかなかいい案がなかったの、たまたまちよつと触れたんですが、お答えいただいて終わりにしましょう。

○政府委員(梅澤節男君) 非常に大きな政策的な問題でございますので、政策的にそういうことを考えるべきかどうかという議論は別にいたしました。税制の技術上の問題としても、たゞいま御提案のようなものは対象者を特定するという意味では非常に難しい問題があるということとは予想されるわけでございます。しかし、各種の御議論が、内職の主婦の方の、特に事業所得なり雑所得になる方の課税問題が給与所得課税になる方とのバランス上議論が起つておることは、私ども十分国会の議論等を通じて承知をいたしておるわけでございます。ただいま大臣からの御答弁もあつたわけでございますけれども、むしろ実態に即した執行体制でどういふふうなところまで対処し得るか。国税庁とも今後さらに寄り寄り相談をいたしまして、適切な可能な限りの対応をまいりたいと思ひます。

○野末陳平君 終わります。

○委員長(伊江朝雄君) 他に御発言もないようですから、三案に対する質疑は終局したものと認めます。

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び物品税法の一部を改正する法律案の修正について、岩崎君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。岩崎純三君。

○岩崎純三君 私は、ただいま議題となつております三案のうち、酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び物品税法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

品税法の一部を改正する法律案に対し、修正の動議を提出いたします。その内容はお手元に配付されております案文のとおりでございます。

これよりその趣旨について御説明申し上げます。

これら二法律案によりまして、ともに施行期日が「昭和五十九年四月一日」となつておりますが、同日は既に経過しておりますので、これをそれぞれ「公布の日」に改めるとともに、これに伴う所要の規定の修正を行うものであります。

何とぞ皆様方の御賛同をお願いいたします。

○委員長(伊江朝雄君) 以上で修正案の趣旨説明は終わりました。

これより三案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○丸谷金保君 私は、日本社会党を代表し、酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案及び石油税法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行うものであります。

政府はさきの総選挙において、増税なき財政再建を国民に約束したにもかかわらず、所得税減税の財源と称し、酒、物品、石油三税の増税法案を提案してまいりました。今回の審議を通じ、いかに説明しようとも、この三法律案は明らかに増税法案であり、サギをカラスと言いくるめようとしても、国民はこの法案を増税としか受けとめないものであります。かかる政府の公約違反に対し、私たちは断じて賛成できません。

特に、今回の増税三法案はそれぞれ国民生活に密着した大衆課税であります。酒税につきましては、酒が歴史的、文化的所産であることへの認識に欠け、単なる課税対象としてのみ受けとめ、級別制度、表示規定等、矛盾に満ちた現行酒税法の抜本的見直しには手をつけず、ひたすら税額確保にのみ専念しております。ビール、しょうちゅう等の大衆酒に対する増税、消費下降の清酒や、陰

りの見え始めたウイスキー特級、その他の酒類の抱える多種多様な問題をすべて先送りし、増税だけが先行するのはもつてのほかであります。

さらに、大型間接税への指向に何らの歯どめの措置を行わないまま、無原則な物品税の税率及び品目の増加を図ることは許しがたい暴挙であります。

また、原油価格の値下がり理由に安易な石油税の税率の見直しも断じて承服できません。旧態依然たるエネルギー政策に対する反省こそ必要であります。清酒製造業の安定対策に対しても、何らの結論なきまま、いたずらに新制度の創設は政府の無為無策のあらわれと言つて過言でありません。

以上三法案とともに自民党提出の修正案に対し強く反対の意を表明し、討論を終ります。

○大坪健一郎君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、ただいま議題となつております酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案外二法律案並びに岩崎純三君提出の二修正案につきまして、それぞれ賛成する立場から討論を行うものであります。

ここで改めて申し上げるまでもなく、今年度の税制改正の最大の眼目は、近年において国民的要請ともなつておりました所得税及び住民税の本格的な大幅減税の実現を見たことであります。

しかしながら、我が国財政は、特例債を含む大量の公債に依存せざるを得ないという深刻な状況にあり、財政の改革は、財政の本来的機能を回復し、我が国経済の着実な発展と国民生活の安定向上を図るため、緊急の課題とされているところであります。

したがいまして、所得税減税の財源は、原則として他の税目、すなわち、現行税制の枠内においてこれを求めざるを得ないのでありまして、酒税、物品税などについて、社会経済情勢や消費構造の多様化に即応して見直しを行い、それによる増収措置を講ずることは、やむを得ない措置と言わざるを得ません。

まず、酒税法等改正案は、酒税の従量税率を引き上げることとしておりますが、その税率引き上げについて、酒税間及び級別間の税負担格差縮小に配慮してありますことは、近年の所得水準の平準化等を背景とした酒類消費の多様化、均質化に適したものと考えます。

加えて、清酒については、原料事情等を勘案し、その税率引き上げ幅を小幅にとどめるといふきめ細かい配慮がなされているほか、清酒製造業の第四次近代化計画を効果あらしめるよう所要の措置が施されておりますことは、業界の経営基盤安定に資するための適切な内容と考えます。

次に、物品税法改正案は、産業経済に及ぼす影響等に十分配慮しつつ、最近における消費の実態やその便益性等から見て、税負担を求めるべき物品を課税対象に取り入れるほか、課税物品相互間のバランスから見ても負担の増加を求める余地があると認められる乗用車等について若干の税率引き上げを求めることは、現下の厳しい財政状況をこれ以上悪化させないためにも許容し得るものと考えます。

最後に石油税法改正案であります。石油税は御承知のように従価税率であり、その税収は、石油及び石油代替エネルギー対策の財源となるものであります。昨年三月の原油価格低下に伴い、その税収が大幅な減収を来しております。

したがいまして、このまま税率等現行制度を維持したままでは、石油及び石油代替エネルギー対策の着実な推進に支障が生ずることにもなりかねません。

そこで、本案は、石油にかかる税負担状況等に配慮しつつ、石油税の税率を若干引き上げるとともに、その課税対象の拡大を行おうとするもので、エネルギーの安定供給を確保するという見地から見て、必要かつ妥当な措置と考えます。

なお、岩崎君提出の二修正案は、施行期日を修正するものであつて当然の措置であります。以上をもつて二修正案及び修正部分を除く三原案に対する私の賛成の討論といたしますが、政府

におかれては、財政改革が急務の課題となつていふことにかんがみ、従前にも増して歳入歳出両面にわたる抜本的な見直しにより、財政収支の改善に努力され、税、財政に対する国民の信頼の維持確保に努められんことを切望して、私の討論を終ります。

○塩田啓典君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました間接税関係三法案並びに岩崎君提案の修正案に対し反対の討論を行います。

反対理由の第一は、中曽根内閣の公約違反の増税であるという点であります。昨年三月の臨調最終答申は、増税なき財政再建について、「何よりもまず歳入の徹底的削減によってこれを行うべきであり、全体としての税負担率の上昇をもたらし

ような税制上の新たな措置を基本的にはとらない」ということを意味している。と定義づけております。この臨調答申の精神を尊重すると強調してきた中曽根内閣が今回の増税法案を提出したことは、重大な約束違反と言わなければなりません。

反対理由の第二は、所得税減税財源として逆進性のある間接税を増税し、低所得者により重い税金負担を押しつけるからであります。所得税減税の財源に間接税を増税することは、低所得者ほど、減税の恩恵以上に間接税が増税されることになり、特に課税最低限以下の人たちは、減税の恩恵はなく、間接税の増税のみを受けることとなります。かかる低所得者に配慮を欠いた増税案に反対します。

反対理由の第三は、間接税の中でも特に逆進性の強い酒税を増税し、取りやすいところから取るという安易な姿勢であります。酒税は、たばこ消費税に次いで最も逆進性の高い税であります。しかも、我が国の酒税は、先進国の中でも飛び抜けて最高の税率であります。税制調査会が指摘するごとく、社会経済情勢の変化を踏まえ、間接税体系の合理化を図り、バランスのとれた税制を目指すべきであります。このような努力を怠り、世界

的にも高い我が国酒税にさらに税負担を求める安易な姿勢は許せません。

反対理由の第四は、一世帯につき平均一・一四台保有している自動車の物品税を上げ、大衆課税を増強しようとしているからであります。税の不公平は正が叫ばれながら、書画骨とう等の高額品、奢侈品に税金がかからず、グリーンカード制実施もうやむやになり、一方高所得者の脱税事件が後を絶たず、まじめな納税者の税の不公平感が増大するばかりです。こういう中で世界的にも高い我が国の自動車関係の税金をさらに高くすることは弱い者いじめの大衆増税であり、賛成できません。

反対理由の第五は、石油税の引き上げが余りにも安易であるという点であります。日本の将来を考えると、エネルギー政策の重要性は認めるにやぶさかではありません。しかし、限られた国家資金の使途については、むだを省き、より効率的に使われなければなりません。石油備蓄においてコストの高いタンカー備蓄が行われているなど、節約、効率化の余地は多く残されております。このような使途のあり方に十分なメスを入れることなく、原油輸入量の減少、原油価格の低下を理由とする安易な増税には強く反対します。

以上、終わります。

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表して、酒税法、物品税法、石油税法の一部を改正する法律案並びに自民党提出の修正案に対し、反対の討論を行います。

今回の酒税、物品税、石油税の増税は、法人税などの増税とともに、昭和五十九年度所得税減税八千七百億円の財源を確保するためのいわば見返り増税であります。このような大衆課税の強化は減税財源の最も安易な調達方法であり、公共料金の一斉引き上げとともに、国民生活への圧迫の強化以外の何ものでもありません。

酒税につきましては、第一に、今回の増税によりビール大瓶、ウイスキー特級、清酒特級などは飲んだ酒の半分は税金に取られることになり、た

とえ酒が特殊な嗜好品であり、かつ財政物資であるとしても、その税負担は限界に來ていと言わざるを得ないのであります。

第二に、今回の酒税の増税は、酒類別、級別に見ると、しょうちゅうやウイスキーのような大衆向きの低価格酒ほど大きい増税率となっており、大衆負担を一層強めるものであります。総理府の家計調査報告によりますと、低所得者層ほどしょうちゅうや二級酒など低価格酒の消費割合が大きくなっております。

消費者の嗜好がこのような変化してきている原因は、大手メーカーによるアルコールや糖の過大な添加等による品質の低下傾向に對して、消費者がブランドや級別にこだわらず品質志向を強めつつあること、また酒税の相次ぐ引き上げや小売価格の値上げに對する生活防衛として低価格酒への需要が高まっていることなどによるものであります。今回の増税が大衆酒ほど増税率を大きくしたことは、税の逆進性を一層顕著にするものとして容認しがたいのであります。

第三に、清酒業安定特別措置法改正による酒税組合中央会による転売給付金事業の再開は、多数の零細清酒製造業者を切り捨てたものであります。過去二度にわたって行われた転売給付金事業は中小企業近代化促進法に基づく第二次、第三次構造改善事業と一体となつて、この十五年間に約一千者近い零細酒造業者を廃業に追い込んでおります。今回の中央会による転売給付金事業の再開は、今年から中小企業近代化促進法に基づく第四次構造改善事業が開始されることに伴つて向こう六年間に約四百者程度の酒造業者を整理しようとするもので断じて認めるわけにはいきません。

物品税の増税につきましては、第一に、自動車の税率の引き上げ、スポーツ用品、電気製品への課税対象拡大が若者を初め消費者に負担を強制するものであります。第二に、電気洗濯機など生活必需品へと課税範囲を拡大することは、奢侈品、趣味娯楽品、比較的高価な便益品の消費に示される担税力に着目して課税するという従来の物品税

の性格を変えることとなり、課税ベースの広い間接税として大型間接税導入に道を開くものであります。我が党はこれを断じて認めるわけにはまいりません。

石油税の増税につきましては、最終的には消費者の負担となるだけでなく、これを財源として成功払いの石油探鉱・開発や石油備蓄などアメリカ系メジャーや日本の石油企業のための石油政策が行われることになり、反対であります。

以上の理由により、間接税三法の一部改正案及び二法案に對する自民党修正案に對し、いずれも反対の態度を表明して、討論を終わります。

○栗林卓司君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となりました間接税三法案並びに自民党提出の二修正案に對し、反対の討論を行います。

まず、酒税について申し上げます。

現在最も緊急の課題は、清酒における税率構造を支えている等級格付の抜本的見直しであります。今日、既に特級は特級でなく、二級は二級の実体を備えておりません。等級格付と実体との乖離を招き、かつ促進した有力な原因は、過去数次にわたる酒税の引き上げでありました。この現実が政府としても否定し得ないところであります。したがって、もし酒税の引き上げを行うとしても、そのためには等級格付の妥当性、現実性について抜本的な見直しを行うことが大前提でなければなりません。

今回のように、旧来の格付に沿つて増税が行われることは、生産者にとつても国民にとつても迷惑しごくであり、実体との乖離はさらに促進されるであります。

一方、最近数年間におけるウイスキー特級の低迷は、関税と内国税によつて押し上げられた今の価格水準がようやく消費者の我慢の限界を超えつつあることを示しております。

この間にあつて、果実酒は顯著に市場を拡大しつつありますが、これはワインの関税問題を含めて日本市場に對するECの関心を高め、将来に問

題をはらむものと言わなければなりません。求められている業界の近代化とは単に清酒のみに限ったことではありません。

次に、物品税について申し上げます。

まず、物品税とは個別物品課税の総称であります。新たに課税物品に加えられるものが出た場合、それはあくまでも新しい税であります。既存税制の見直しによる増収という言い回しで新たな課税物品の追加による新税をごまかしてしまふことには問題があります。問題は課税物品の範囲がどこまで拡大されるかであります。

今日、物品税はかつての奢侈品課税の思想から個別消費税、すなわち国民の生活必需品への課税へとその性格を大きく変えつつあります。しかし、その場合、税率は現行税率の水準でいいのか、あるいは課税最低限は現状のままでいいのか、余りにも問題が多いと言わなければなりません。基本的見直しをせずに、なし崩しに個別消費税化を進めることには絶対に賛成できません。

次に、石油税について申し上げます。

エネルギーの安定供給、省エネルギーあるいは新エネルギー、代替エネルギーの開発財源の確保という観点から、石油に負担を求めることは間違つた政策とは考えておりません。また税率はある程度腰だめで決めざるを得ない問題であり、にわかに適否を論ずることはできません。この意味で石油税の一部改正については賛成してもよい法案かもしれません。しかし、肝心の税率の決定及び徴収税額の使用について、我々野党は当然のことながら決定段階に参画する立場にありません。参画なき増税には反対せざるを得ないのであります。

以上で討論を終わります。

○委員長(伊江朝雄君) 他に御意見もないようです。から、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより順次三案の採決に入ります。

まず、酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案について採決を

行います。

まず、岩崎君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつて、岩崎君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の採決を行います。

修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつて、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は多数をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、物品税法の一部を改正する法律案について採決を行います。

まず、岩崎君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつて、岩崎君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の採決を行います。

修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつて、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は多数をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、石油税法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、竹田君から発言を求められております

ので、これを許します。竹田四郎君。  
○竹田四郎君 私は、ただいま可決されました酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案及び石油税法の一部を改正する法律案に對し、自由民主党・自由国民會議、日本社会党、公明党・国民會議、民社党・国民連合、参議院の会、新政クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案及び石油税法の一部を改正する法律案に對する附帯決議案

政府は、次の事項について配慮すべきである。

一、酒類の消費の実態等を踏まえ、酒類間の税負担のあり方、級別制度等、酒税制度に係る問題について引き続き検討し、あわせて酒質の一層の向上を図るための方策を検討すること。

二、酒税法改正に伴い、財政物資としての酒類の特性に配慮し、その正常な取引を確保するため、必要に応じ所要の措置を講ずるよう努めること。

三、清酒が伝統ある民族酒であることにかんがみ、清酒製造業、とくに中小製造業に對し、原料米価格の安定を含め、指導・育成に努めるとともに、その基本的振興対策について引き続き検討すること。

四、物品税の基本的性格及び最近における消費の実態等を踏まえ、課税範囲、税率のバランス等に配慮し、その課税のあり方についてさらに検討すること。

五、石油関係の税制が複雑になっているので、そのあり方について社会経済情勢等の推移に即応しつつ、用途を含め幅広い観点から検討すること。

六、わが国経済・国民生活にとってエネルギーコスト低減が重要な政策目標であることに十分配慮すること。  
右決議する。

何とぞ皆様方の御賛同をお願いいたします。  
○委員長(伊江朝雄君) ただいま竹田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(伊江朝雄君) 全会一致と認めます。よって、竹田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に對し、竹下大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。竹下大蔵大臣。

○國務大臣(竹下登君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○委員長(伊江朝雄君) なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(伊江朝雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時四分散会

(参照)

昭和五十九年度一般会計歳入予算並びに大蔵省所管の一般会計歳出予算、各特別会計歳入歳出予算及び各政府関係機関収入支出予算に関する説明

昭和五十九年度一般会計歳入予算並びに大蔵省所管の一般会計歳出予算、各特別会計歳入歳出予算及び各政府関係機関収入支出予算につきまして

御説明申し上げます。

まず、一般会計歳入予算額は、五十兆六千二百七十二億四千四百円であります。これを前年度予算額に比較いたしますと、二千四百七十六億千

百万円の増加となっております。

以下、歳入予算額のうち主な事項につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、租税及び印紙収入は、三十四兆五千九百六十億円であります。これを前年度予算額に比較いたしますと、二兆二千八百十億円の増加となっております。

この予算額は、現行法による租税及び印紙収入見込額三十四兆五千三百十億円の、昭和五十九年度に予定されている所得税の減税並びに法人税、酒税、物品税及び石油税の税率引上げ等の税制改正による増収見込額六百五十億円を加えたものであります。

次に、各税目別に主なものを御説明申し上げます。

まず、所得税につきましては、所得税減税等による減収見込額八千六百億円を差し引いて、十三兆九千八百五十億円を計上いたしました。

法人税につきましては、税率の引上げ等による増収見込額五千三百億円を加えて、十兆九千九百八十億円を計上いたしました。

酒税につきましては、税率の引上げによる増収見込額三千二百億円を加えて、二兆二千三百七十億円を計上いたしました。

石油税につきましては、税率の引上げ等による増収見込額六百七十億円を加えて、三千七百三十億円を計上いたしました。

物品税につきましては、税率の引上げ等による増収見込額三百五十億円を加えて、一兆四千五百五十億円を計上いたしました。

以上申し述べました税目のほか、相続税八千七百五十億円、揮発油税一兆六千七百七十億円、関税六千六百八十億円、印紙収入一兆三千三百九十億円及びその他の各税目を加え、租税及び印紙収入の合計額は、三十四兆五千九百六十億円となっております。

ります。

第二に、専売納付金は、一兆二百六十六億八千万円であります。これを前年度予算額に比較いたしますと、三百三十九億二百万円の増加となっております。

この納付金は、日本専売公社納付金一兆五百五十五億三千四百万円、アルコール専売事業特別会計納付金六十一億四千七百万円を見込んだものであります。

第三に、雑収入は、二兆二千二百二十四億九千九百万円であります。これを前年度予算額に比較いたしますと、一兆四千八百八十三億四千九百万円の減少となっております。

この収入のうち主なものは、日本銀行納付金一兆二千九十四億円、日本中央競馬会納付金千六百四十六億八千四百万円、日本電信電話公社臨時納付金二千億円、特別会計受入金二千四百七億五千万円、補助貨幣回収準備資金受入金六百六十三億六千万円等を見込んだものであります。

最後に、公債金は、十二兆六千八百億円でありまして、これを前年度予算額に比較いたしますと、六千六百五十億円の減少となっております。

この公債金のうち、六兆二千二百五十億円は、建設公債の発行によることとし、残金の六兆四千五百五十億円は、特別公債の発行によることと致しております。

なお、別途、特別公債の発行、日本電信電話公社及び日本専売公社からの臨時国庫納付金の受入れ等のため「昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律」(案)を提出し、御審議をお願いいたしております。

次に、当省所管一般会計歳出予算額は、十兆三千八百三十八億二百万円であります。これを前年度予算額に比較いたしますと、一兆二千七百二十四億五千万円の減少となっております。

これは、決算調整資金へ繰入が二兆二千五百二十四億九千九百万円減少いたしました。他方、国債費が九千六百二十六億三千九百万円増加いたし

ましたこと等によるものであります。  
以下、歳出予算額のうち主な事項につきま  
して、その概要を御説明申し上げます。

まず、第一に、国債費につきましては、九兆千  
五百五十億七千三百万円を計上いたしております  
が、この経費は、一般会計の負担に属する国債の  
償還、国債及び借入金等の支払並びにこれ  
らの事務の取扱いに必要な経費の財源を、国債整  
理基金特別会計へ繰り入れるためのものでありま  
す。

なお、先ほど申し述べました「昭和五十九年度  
の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別  
措置等に関する法律」(案)に基づき、昭和五十九  
年度において、前年度首国債総額の百分の一・六  
に相当する額及び割引国債に係る発行価格差減額  
の年割額に相当する額の繰入れは行わないことと  
致しております。

第二に、公務員宿舍施設費につきましては、二  
百五十一億四千万円を計上いたしておりますが、  
この経費は、国家公務員に貸与する宿舍の施設整  
備に必要なものであります。

第三に、政府出資につきましましては、中小企業信  
用保険公庫等二機関に対し、一般会計から出資す  
るため必要な経費として、二千百十億円を計上い  
たしておりますが、その内訳は、中小企業信用保  
険公庫五百十億円、海外経済協力基金千六百億円  
であります。

第四に、経済協力費につきましましては、五百三十  
七億二千六百万円を計上いたしておりますが、こ  
の経費は、発展途上国に対する食糧増産援助等に  
必要なものであります。

最後に、予備費につきましましては、予見し難い予  
算の不足に充てるため、三千五百億円を計上いた  
しております。

次に、当省所管の特別会計のうち主な会計につ  
きまして、その歳入歳出予算の概要を御説明申し  
上げます。

まず、造幣局特別会計におきましては、歳入、  
歳出とも二百七億千三百万円となっております。

次に、印刷局特別会計におきましては、歳入七  
百五十六億四千二百万円、歳出六百八十四億四千  
百万円、差引き七十二億百万円の歳入超過となつ  
ております。

以上申し述べました各特別会計のほか、資金運  
用部、国債整理基金、外国為替資金、産業投資、  
地震再保険及び特定国有財産整備の各特別会計の  
歳入歳出予算につきましましては、予算書等によりま  
して御覧いただきたいと存じます。

最後に、当省関係の各政府関係機関の収入支出  
予算につきましまして、その概要を御説明申し上げま  
す。

まず、日本専売公社におきましては、収入二兆  
九千四百三十三億八千九百万円、支出二兆九千三百九  
十九億三千三百百万円、差引き三百五十五億四千四  
百万円の支出超過となっております。

なお、専売納付金は、先ほど申し述べました「昭  
和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図  
るための特別措置等に関する法律」(案)に基づく  
臨時国庫納付金三百億円を含め、一兆百五十五億  
三千四百百万円を見込んでおります。

また、日本専売公社の事業のうち、たばこ事業に  
つきましましては、昭和五十九年度の製造たばこ国内販  
売数量を三千六百六十二億本と見込んでおります。

このほか、国民金融公庫、日本開発銀行及び日  
本輸出入銀行の各政府関係機関の収入支出予算に  
つきましましては、予算書等によりまして御覧いた  
だきたいと存じます。

以上、大蔵省関係の予算につきましまして、その概  
要を御説明申し上げた次第でございます。

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別  
措置法の一部を改正する法律案に対する修  
正案

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置  
法の一部を改正する法律案の一部を次のように修  
正する。

附則第一条中「昭和五十九年四月一日」を「公  
布の日」に、「同年五月一日」を「昭和五十九年五  
月一日」に改める。

物品税法の一部を改正する法律案に対する  
修正案

物品税法の一部を改正する法律案の一部を次の  
ように修正する。

附則第一条中「昭和五十九年四月一日」を「公  
布の日」に、「同年五月一日」を「昭和五十九年五  
月一日」に改める。

附則第四条中「昭和五十九年四月一日」を「こ  
の法律の施行の日」に改める。

四月五日予備審査のため、本委員会に左の案件が  
付託された。

一、各種手数料等の額の改定及び規定の合理化  
に関する法律案

各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関  
する法律案

各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に  
関する法律

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第一条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三  
十八年法律第五十二号)の一部を次のように  
改正する。

第十一条第一項を次のように改める。

不動産鑑定士試験の各試験を受けようとする  
者は、実費を勘案して政令で定める額の受  
験手数料を納付しなければならない。

第三十二条中「政令で定めるところにより、  
三万五千円を超えない範囲内で政令で定める  
額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改  
める。

(司法試験法の一部改正)

第二条 司法試験法(昭和二十四年法律第四百十  
号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項を次のように改める。

司法試験の各試験を受けようとする者は、  
実費を勘案して政令で定める額の受験手数料  
を納付しなければならない。

実費を勘案して政令で定める額の受験手数料  
を納付しなければならない。

(通関業法の一部改正)

第三条 通関業法(昭和四十二年法律第二百二  
十二号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「千円を超えない範囲内  
で政令で定める額」を「実費を勘案して政令で  
定める額」に改める。

(社会教育法の一部改正)

第四条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七  
号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項中「申請する者から」の下  
に「実費の範囲内において文部省令で定める額  
の」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同条  
第二項を削る。

(著作権法の一部改正)

第五条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八  
号)の一部を次のように改正する。

第七十条第一項中「一件につき九千円を超え  
ない範囲内において政令で定める額」を「実費  
を勘案して政令で定める額」に改める。

第七十八条第四項中「その請求に係る謄本若  
しくは抄本の枚数一枚又は閲覧の件数一件につ  
き百円を超えない範囲内において政令で定める  
額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改  
める。

第七十七条第一項中「申請をする者は」の下に  
「実費を勘案して政令で定める額」を加え、同  
条第二項を削る。

(栄養改善法の一部改正)

第六条 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四  
十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項を次のように改める。

3 第一項の許可を申請する者は、実費を勘案  
して政令で定める額の手数料を国庫に納付し  
なければならない。

(麻薬取締法の一部改正)

第七条 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四  
号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「次の各号に」を「次に」に、「それぞれ当該各号に定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 麻薬輸入業者の免許を申請する者
- 二 麻薬輸出業者の免許を申請する者
- 三 麻薬製造業者の免許を申請する者
- 四 麻薬製剤業者の免許を申請する者
- 五 家庭麻薬製造業者の免許を申請する者
- 六 麻薬元卸売業者の免許を申請する者
- 七 麻薬卸売業者の免許を申請する者
- 八 麻薬小売業者の免許を申請する者
- 九 麻薬施用者の免許を申請する者
- 十 麻薬管理者の免許を申請する者
- 十一 麻薬研究者の免許を申請する者
- 十二 免許証の再交付を申請する者

（あへん法の一部改正）

第八條 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四十六條中「左の各号に」を「次に」に、「それぞれ当該各号に定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、同条第一号中「申請書一通につき千円」を削り、同条第二号中「申請書一通につき五百円」を削り、同条第三号中「栽培許可証一通につき三百円」を削る。

（業刑師法の一部改正）

第九條 業刑師法（昭和三十五年法律第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十六條第一項中「二千円をこえない範囲内において厚生省令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

（農薬取締法の一部改正）

第十條 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二條第五項中「七万円を超えない範囲内において農林水産省令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

第五條の二第四項中「二千円をこえない範囲内において農林水産省令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

（獣医師法の一部改正）

第十一條 獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三條中「千円を超えない範囲内において省令で定める」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

第十五條中「三千円を超えない範囲内において省令で定める」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

（漁業法の一部改正）

第十二條 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百三十三條第二項中「千五百円を超えない範囲内において」を「実費を勘案して」に改める。

（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正）

第十三條 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十六條第一項中「二万円以内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

（農産物検査法の一部改正）

第十四條 農産物検査法（昭和二十六年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十一條第一項を次のように改める。

前条第一項の者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならぬ。

（真珠養殖事業法の一部改正）

第十五條 真珠養殖事業法（昭和二十七年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十條中「真珠グラムにつき八円の範囲内において省令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、「国に」を削る。

（火薬類取締法の一部改正）

第十六條 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四十九條第一項中「次の表の上欄に」を「次に」に、「それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 第三條の許可の申請をする者
- 二 第五條の許可の申請をする者
- 三 第十二條第一項の許可の申請をする者
- 四 第十五條の完成検査を受けようとする者
- 五 第十七條第一項の許可の申請をする者
- 六 第十九條第一項の運搬証明書の交付を受けようとする者
- 七 第二十四條第一項の許可の申請をする者
- 八 煙火について第二十五條第一項の許可の申請をする者
- 九 第三十一條第三項に規定する通商産業大臣の行う試験を受けようとする者
- 十 第三十一條第三項に規定する都道府県知事の行う試験を受けようとする者
- 十一 火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の再交付を受けようとする者

（鉱業法の一部改正）

第十七條 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第八十一條中「別表上欄に」を「次に」に、「それぞれ同表下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 第十八條第二項の規定により試掘権の存続期間の延長の申請をする者
- 二 第二十一條第一項の規定により鉱業権の設定の出願をする者

第三十六條第一項の規定により鉱業出願地の増減の出願をする者

第四十二條第一項の規定により鉱業出願人の名義の変更の届出をする者

第四十二條第二項の規定により鉱業出願人の名義の変更の届出をする者

第四十五條第一項の規定により鉱区の増減の出願をする者

第五十條第一項又は第二項の規定により採掘鉱区の分割又は合併の出願をする者

第六十六條第四項の規定により決定の申請をする者

第六十七條の規定による届出をする者

第七十六條第四項の規定により租鉱権の存続期間の延長の申請をする者

第七十七條第一項の規定により租鉱権の設定の認可の申請をする者

第七十八條第一項の規定により租鉱区の増減の申請をする者

第九十條の規定により決定の申請をする者

第一百零一條第一項の規定により土地の立入り又は竹木の伐採の許可の申請をする者

第一百零六條第一項の規定により土地の使用又は取用の許可の申請をする者

第一百零六條第一項の規定により実地調査を依頼する者

別表を削る。

（採石法の一部改正）

第十八條 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四十條第二項中「次の表の上欄に」を「次に」に、「それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 第九條第一項の規定による許可の申請をする者
- 二 第十二條の規定による決定の申請をする者

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>る者</p> <p>三 第二十八条の規定による決定の申請をする者</p> <p>四 第三十二条の都道府県知事の登録を受けようとする者</p> <p>五 業務管理者試験を受けようとする者</p> <p>六 第三十二条の四第一項第五号ロの規定による認定を受けようとする者</p> <p>七 第三十三条の認可を受けようとする者</p> <p>八 第三十三条の五第一項の規定による変更の認可を受けようとする者</p> <p>九 第三十四条第二項の規定による決定の申請をする者</p> <p>十 第三十六条第一項の規定による土地の使用の許可の申請をする者</p> <p>(高圧ガス取締法の一部改正)</p> <p>第十九条 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第七十三条第一項中「次の表の上欄に」を「次に、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。</p> <p>一 第五条第一項の許可を受けようとする者</p> <p>二 第六条の許可を受けようとする者</p> <p>三 第十四条第一項の許可を受けようとする者</p> <p>四 第十四条の三第一項の許可を受けようとする者</p> <p>五 第十六条第一項の許可を受けようとする者</p> <p>六 第十九条第一項の許可を受けようとする者</p> <p>七 第二十条の完成検査を受けようとする者</p> <p>八 第二十二条第一項の許可を受けようとする者</p> <p>九 製造保安責任者試験を受けようとする者</p> <p>十 製造保安責任者免状の交付を受けようとする者</p> | <p>十一 製造保安責任者免状の再交付を受けようとする者</p> <p>十二 販売主任者試験を受けようとする者</p> <p>十三 販売主任者免状の交付を受けようとする者</p> <p>十四 販売主任者免状の再交付を受けようとする者</p> <p>十五 保安検査(協会が行うものを除く。)を受ける者</p> <p>十六 容器検査(協会が行うものを除く。)又は容器再検査(協会又は容器検査所の登録を受けた者が行うものを除く。)を受けようとする者</p> <p>十七 容器証明書又は特定設備検査合格証の再交付(協会又は指定検査機関が行うものを除く。)を受けようとする者</p> <p>十八 容器検査所の登録又はその更新を受けようとする者</p> <p>十九 第五十四条第一項各号に定める措置(協会が行うものを除く。)を受けようとする者</p> <p>二十 附属品検査(協会が行うものを除く。)又は附属品再検査(協会又は容器検査所の登録を受けた者が行うものを除く。)を受けようとする者</p> <p>二十一 特定設備検査(協会又は指定検査機関が行うものを除く。)を受けようとする者</p> <p>第七十三条第二項中「前項の表第十七号」を「前項第十七号」に改める。</p> <p>(計量法の一部改正)</p> <p>第二十条 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二百二十二条第一項中「別表の上欄に」を「次に」に、「それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、同項ただし書中「行なう」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。</p> | <p>一 製造の事業の登録を受けようとする者</p> <p>二 製造の事業の再登録を受けようとする者</p> <p>三 修理の事業の登録を受けようとする者</p> <p>四 修理の事業の再登録を受けようとする者</p> <p>五 販売等の事業の登録を受けようとする者</p> <p>六 販売等の事業の再登録を受けようとする者</p> <p>七 計量証明の事業の登録を受けようとする者</p> <p>八 計量証明の事業の再登録を受けようとする者</p> <p>九 第五百一十一条の二第四項(第三百三十八条の二第二項において準用する場合を含む。)の第十一号及び第十二号において同じ。)の登録を受けようとする者</p> <p>十 計量士の登録を受けようとする者</p> <p>十一 製造、修理、販売等若しくは計量証明の事業の登録証、第五百一十一条の二第四項の登録に係る登録証又は計量士登録証の訂正を受けようとする者</p> <p>十二 製造、修理、販売等若しくは計量証明の事業の登録証、第五百一十一条の二第四項の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者</p> <p>十三 計量士国家試験を受けようとする者</p> <p>十四 計量器使用事業場の指定を受けようとする者</p> <p>十五 第八十一条の二の指定を受けようとする者</p> <p>十六 第八十一条の八ただし書の再指定を受けようとする者</p> <p>十七 第八十二条の十の二第一項の指定を受けようとする者</p> <p>十八 第八十二条の十の二第二項において準用する第八十一条の八ただし書の再指定を受けようとする者</p> <p>十九 第九十五条、第九十六条の三第一項又は第九十六条の十の二第一項の承認を受けようとする者(指定検定機関の行う試験に</p> | <p>合格した計量器の型式について、これらの承認を受けようとする者を除く。)</p> <p>二十 指定検定機関の行う試験を受けようとする者</p> <p>二十一 検定を受けようとする者</p> <p>二十二 第八十八条第八項の検査を受けようとする者</p> <p>二十三 原型検査を受けようとする者</p> <p>二十四 比較検査を受けようとする者</p> <p>二十五 第三百三十二条第一項の検査、定期検査又は第五百五十条第一項の検査を受けようとする者</p> <p>二十六 基準器検査を受けようとする者</p> <p>第二百二十二条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。</p> <p>別表を削る。</p> <p>(航空機製造事業法の一部改正)</p> <p>第二十一条 航空機製造事業法(昭和二十七年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十八条中「別表の上欄に」を「次に」に、「それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、同条に次の各号を加える。</p> <p>一 第六条第一項の認可を申請する者</p> <p>二 第八条第一項の認可を申請する者</p> <p>三 第九条第一項の認可を申請する者</p> <p>四 第十条第一項の認可を申請する者</p> <p>五 第十一条第一項の認可を申請する者</p> <p>六 第十二条第一項の製造証明を申請する者</p> <p>七 第十四条第一項の認可を申請する者</p> <p>別表を削る。</p> <p>(武器等製造法の一部改正)</p> <p>第二十二条 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百四十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十七条第一項中「次の表の上欄に」を「次に」に、「それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額」を「実費を勘</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

案して政令で定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 第三条の許可を受けようとする者
- 二 第八条第一項の許可を受けようとする者
- 三 第十条第一項の許可を受けようとする者
- 四 第十二条第一項の許可を受けようとする者
- 五 第十七条第一項の許可を受けようとする者
- 六 第十九条第一項の許可を受けようとする者
- 七 第二十条において準用する第八条第一項の許可を受けようとする者
- 八 第二十条において準用する第十二条第一項の許可を受けようとする者

(ガス事業法の一部改正)

第二十三条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「次の表の上欄に」を「次に」に、「それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 第二十七条の四第一項の検査を受けようとする者
- 二 第二十七条の六の検査を受ける者
- 三 国家試験を受けようとする者
- 四 ガス主任技術者免状の交付を受けようとする者
- 五 ガス主任技術者免状の再交付を受けようとする者
- 六 第三十二条第三項第二号の規定による認定を受けようとする者
- 七 第三十七条の七第二項において準用する第二十七条の四第一項の検査を受けようとする者
- 八 ガス用品について検定を受けようとする者
- 九 第三十九条の七の登録を受けようとする者

者

十 第三十九条の八第一項若しくは第三十九条の十三の三の承認又は第三十九条の十第一項(第三十九条の十四第六項において準用する場合を含む。)の承認の更新を受けようとする者(指定検定機関が行う試験に合格したガス用品の型式について、これらの承認又は承認の更新を受けようとする者を除く。)

十一 指定検定機関が行う試験を受けようとする者

十二 第三十九条の十三の二の登録を受けようとする者

十三 第三十九条の十四第二項において準用する液化石油ガス法第五十条の規定による登録証の訂正又は第三十九条の十四第二項において準用する液化石油ガス法第五十二条の規定による登録証の再交付を受けようとする者

十四 第三十九条の十四第一項において準用する液化石油ガス法第五十七条の規定による登録簿の謄本の交付を請求しようとする者

十五 第三十九条の十四第一項において準用する液化石油ガス法第五十七条の規定による登録簿の閲覧を請求しようとする者

第四十一条第二項を次のように改める。

2 前項の手数料は、指定検定機関が行う検定又は試験を受けようとする者の納めるものについては当該指定検定機関の、その他の者の納めるものについては国庫の収入とする。

第四十一条第三項を削る。

(特許法の一部改正)

第二十四条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項第三号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第十八条第二項中「第百九十五条第二項」を「第百九十五条第三項」に改める。

第百七条第一項の表中「二千二百円」を「三千三百円」に、「二千三百円」を「三千五百円」に、「三千五百円」を「五千三百円」に、「七千円」を「一万円」に、「一万円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「二万八千円」に、「二万八千円」を「四万二千円」に改める。

第百三十三条第一項、第百八十四条の五第二項第四号及び第百八十四条の十一第一項中「第百九十五条第一項」を「第百九十五条第二項」に改める。

第百八十四条の十二第一項中「第百九十五条第一項」を「第百九十五条第二項」に改め、同条第二項中「第五十四条第一項」を「第五十四条第二項」に改める。

第百八十四条の十三及び第百八十四条の十六第五項中「第百九十五条第一項」を「第百九十五条第二項」に改める。

第百九十五条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第四条、第五条第一項若しくは第百八条第三項の規定による期間の延長又は第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者

二 特許証の再交付を請求する者

三 第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者

四 第百八十六条の規定により証明を請求する者

五 第百八十六条の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者

六 第百八十六条の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者

七 第百八十六条の規定により特許原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

第百九十五条の二中「前条第一項」を「前条第二項」に改める。

別表第一号から第三号までを削り、同表第四号中「六千三百円」を「九千五百円」に改め、同号を同表第一号とし、同表第四号の二中「六千三百円」を「九千五百円」に改め、同号を同表第二号とし、同表第四号の三中「六千三百円」を「九千五百円」に改め、同号を同表第三号とし、同表第四号の四中「二万二千円」を「三万三千円」に、「三千五百円」を「五千三百円」に改め、同号を同表第四号とし、同表第五号中「三千八百円」を「五千八百円」に改め、同表第六号中「一万四千元」を「二万九千元」に改め、同表第七号中「一万九千元」を「二万九千元」に改め、同表第八号及び第九号中「九千五百円」を「一万四千五百円」に改め、同表第十号中「一万九千元」を「二万九千元」に改め、同表第十一号から第十四号までを削る。

(実用新案法の一部改正)

第二十五条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「三千円」を「四千五百円」に、「六千円」を「九千円」に、「一万二千円」を「一万八千円」に改める。

第四十八条の五第二項第四号中「第五十四条第一項」を「第五十四条第二項」に改める。

第四十八条の九中「第百九十五条第一項」を「第百九十五条第二項」に改める。

第四十八条の十中「第五十四条第一項」を「第五十四条第二項」に改める。

第五十四条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を

「前二項」に、「別表の中欄に掲げる」を「これらの規定により手数料を納付すべき」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第九条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者

二 第三十二条第三項若しくは次条第一項において準用する特許法第四條若しくは第五條第一項の規定による期間の延長又は次条第一項において準用する特許法第五條第二項の規定による期日の変更を請求する者

三 実用新案登録証の再交付を請求する者

四 次条第四項において準用する特許法第八十六条の規定により証明を請求する者

五 次条第四項において準用する特許法第八十六条の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者

六 次条第四項において準用する特許法第八十六条の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者

七 次条第四項において準用する特許法第八十六条の規定により実用新案原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

別表第一号中「四千七百円」を「七千円」に改め、同表第十号から第十四号までを削り、同表第九号中「一万九千円」を「二万九千円」に改め、同号を同表第十号とし、同表第八号中「一万九千円」を「二万九千円」に改め、同号を同表第九号とし、同表第七号を削り、同表第六号中「九千五百円」を「一万四千五百円」に改め、同号を同表第八号とし、同表第五号中「一万九千円」を「二万九千円」に改め、同号を同表第七号とし、同表第四号中「一万四千円」を「二

万千円」に改め、同号を同表第六号とし、同表第三号中「千九百円」を「二千九百円」に改め、同号を同表第五号とし、同表第二号を削り、同表第一号の四中「一万四千円」を「二万千円」に改め、同号を同表第四号とし、同表第一号の三中「四千七百円」を「七千円」に改め、同号を同表第三号とし、同表第一号の二中「四千七百円」を「七千円」に改め、同号を同表第二号とする。

(意匠法の一部改正)

第二十六条 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二 第一項中「第九百九十五條第一項」を「第九百九十五條第二項」に改め、同条第二項中「第五十四條第一項」を「第五十四條第二項」に改める。

第四十二条 第一項中「三千円」を「四千五百円」に、「六千円」を「九千円」に、「一万二千円」を「二万八千円」に改め、同条第二項中「三千円」を「四千五百円」に改める。

第六十七條 第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「別表の中欄に掲げる」を「これらの規定により手数料を納付すべき」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第十四条第四項の規定により意匠を示すべきことを求める者

二 第十五条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者

三 第四十三條第三項若しくは次条第一項において準用する特許法第四條若しくは第五條第一項の規定による期間の延長又は次条第一項において準用する特許法第五條第二

項の規定による期日の変更を請求する者

四 意匠登録証の再交付を請求する者

五 第六十三條の規定により証明を請求する者

六 第六十三條の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者

七 第六十三條の規定により書類、ひな形又は見本の閲覧又は謄写を請求する者

八 第六十三條の規定により意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

別表第一号中「五千六百円」を「八千四百円」に、「二千八百円」を「四千二百円」に改め、同表第二号中「千八百円」を「二千七百円」に改め、同表第三号中「千四百円」を「二千三百円」に改め、同表第四号を削り、同表第五号中「一万四千円」を「二万四千円」に改め、同号を同表第三号とし、同表第六号中「二万九千円」を「二万九千円」に改め、同号を同表第四号とし、同表第七号中「九千五百円」を「二万四千五百円」に改め、同号を同表第五号とし、同表第八号を削り、同表第九号中「一万九千円」を「二万九千円」に改め、同号を同表第六号とし、同表第十号中「一万九千円」を「二万九千円」に改め、同号を同表第七号とし、同表第十一号から第十五号までを削る。

(商標法の一部改正)

第二十七条 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四十条 第一項中「三万七千円」を「四万四千円」に改め、同条第二項中「七万円」を「八万四千円」に改める。

第七十六条 第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「別表の中欄に掲げる」を「これらの規定により手数料を納付すべき」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者

二 第四十一条第三項(第六十八條第三項)において準用する場合を含む。若しくは次条第一項において準用する特許法第四條若しくは第五條第一項の規定による期間の延長又は次条第一項において準用する特許法第五條第二項の規定による期日の変更を請求する者

三 第七十二条の規定により証明を請求する者

四 第七十二条の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者

五 第七十二条の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者

六 第七十二条の規定により商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

別表第一号中「一万五千五百円」を「一万四千円」に、「二万三千円」を「二万八千円」に改め、同表第二号を削り、同表第三号中「三千八百円」を「五千八百円」に改め、同号を同表第二号とし、同表第四号中「二万四千円」を「二万五千円」に改め、同号を同表第三号とし、同表第五号を削り、同表第六号中「一万九千円」を「二万九千円」に改め、同号を同表第四号とし、同表第七号中「一万九千円」を「二万九千円」に改め、同号を同表第五号とし、同表第八号から第十一号までを削る。

(割賦販売法の一部改正)

第二十八条 割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四十六条の二 中「許可」の下に「を受けよ

うとする者」を加え、「五千円をこえない範囲内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。  
(電気用品取締法の一部改正)  
第二十九条 電気用品取締法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項中「次の表の上欄に」を「次に」、「それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 第三条の登録を受けようとする者
- 二 第十七条の二の登録を受けようとする者
- 三 第十八条若しくは第二十三条第一項の認可若しくは第二十五条の第三項の承認又は第二十四条第一項の認可の更新若しくは第二十五条の第三項において準用する第二十四条第一項の承認の更新を受けようとする者(指定試験機関の行う試験に合格した甲種電気用品の型式について、これらの認可若しくは承認又は認可の更新若しくは承認の更新を受けようとする者を除く。)
- 四 指定試験機関の行う試験を受けようとする者
- 五 第二十三条の二第一項の承認を受けようとする者(次号に規定する指定試験機関の証明がされた甲種電気用品についてその承認を受けようとする者を除く。)
- 六 第二十三条の二第三項ただし書の規定による指定試験機関の証明を受けようとする者
- 七 登録証の訂正又は再交付を受けようとする者
- 八 登録簿の謄本の交付を請求しようとする者
- 九 登録簿の閲覧を請求しようとする者
- 第五十三条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

する。

(家庭用品品質表示法の一部改正)  
第三十条 家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第十八条を次のように改める。  
(手数料)

第十八条 第七条の規定による表示をすることを通商産業大臣に求めようとする者及第八条第一項の認可を申請する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。  
(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第三十一条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第八十六条第一項中「次の表の上欄に」を「次に」、「それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 第三条第一項の許可を受けようとする者
- 二 第八条第一項の許可を受けようとする者
- 三 第十二条の検査を受けようとする者
- 四 第十三条の指定を受けようとする者
- 五 第三十七条第一項の認定を受けようとする者
- 六 第三十七条の四第一項の認定を受けようとする者
- 七 液化石油ガス設備士試験を受けようとする者
- 八 液化石油ガス設備士免状の交付を受けようとする者
- 九 液化石油ガス設備士免状の再交付を受けようとする者
- 十 液化石油ガス設備士免状の書換えを受けようとする者
- 十一 第一種液化石油ガス器具等について検

定を受けようとする者

十二 第四十三条第一項の登録を受けようとする者

十三 第六十七条の二第一項の登録を受けようとする者

十四 第五十八条第一項若しくは第六十七条の四第一項の承認又は第六十一条第一項(第六十七条の四第二項において準用する場合を含む。)の承認の更新を受けようとする者(協会又は指定検定機関の行う試験に合格した第一種液化石油ガス器具等の型式について、承認又は承認の更新を受けようとする者を除く。)

十五 協会又は指定検定機関の行う試験を受けようとする者

十六 登録証の訂正又は再交付を受けようとする者

十七 登録簿の謄本の交付を請求しようとする者

十八 登録簿の閲覧を請求しようとする者

第八十六条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

(砂利採取法の一部改正)  
第三十二条 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項中「次の表の上欄に」を「次に」、「それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 第三条の都道府県知事の登録を受けようとする者
- 二 業務主任者試験を受けようとする者
- 三 第六条第一項第五号の規定による認定を受けようとする者
- 四 第十六条の認可を受けようとする者
- 五 第二十条第一項の規定による変更の認可を受けようとする者

六 第三十条第二項において準用する採石法

第三十四条第二項の規定による決定の申請をする者

(電気工事業務の適正化に関する法律の一部改正)

第三十三条 電気工事業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「次の表の上欄に」を「次に」、「それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 第三条第一項の登録を受けようとする者
- 二 第三条第三項の更新の登録を受けようとする者
- 三 登録証の訂正を受けようとする者
- 四 登録証の再交付を受けようとする者
- 五 電気工事業者登録簿の謄本の交付を請求しようとする者
- 六 電気工事業者登録簿の閲覧を請求しようとする者

(船員法の一部改正)  
第三十四条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二百一十一条の二中「二千円を超えない範囲内において政令の定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。  
(海事代理士法の一部改正)

第三十五条 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「受験手数料として三千円」を「実費を勘案して政令で定める額の受験手数料」に改める。  
第十五条中「第十条第一項の登録を受けようとする者は千五百円の登録料を、第十一条第一項の登録を受けようとする者は六百円の登録料を、それぞれ」を「第十条第一項又は第十一条第一項の登録を受けようとする者は、実費を勘

案して政令で定める額の登録料を」に改める。  
(港灣運送事業法の一部改正)

第三十六条 港灣運送事業法(昭和二十六年法律  
第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条の四中「登録料として四千三百円」を  
「実費を勘案して政令で定める額の登録料」に  
改める。

(道路運送車両法の一部改正)

第三十七条 道路運送車両法(昭和二十六年法律  
第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第二百二条第一項中「次の表の上欄の者」を「次  
に掲げる者」に、「それぞれ、同表の下欄の金額  
の範囲内で政令で定める額」を「実費を勘案し  
て政令で定める額」に、「同表第七号」を「第七  
号」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号  
を加える。

- 一 新規登録を申請する者
  - 二 変更登録、移転登録又は第十六条第一項  
の抹消登録を申請する者
  - 三 陸運局長が行う臨時運行の許可を申請す  
る者
  - 四 回送運行許可証の交付を申請する者
  - 五 登録事項等証明書交付を請求する者
  - 六 自動車整備士の技能検定を申請する者
  - 七 新規検査、継続検査、分解整備検査、構  
造等変更検査又は予備検査を申請する者
  - 八 自動車検査証、臨時検査合格標章、検査  
標章又は自動車予備検査証の再交付を申請  
する者
  - 九 自動車の型式について指定を申請する者
  - 十 優良自動車整備事業者の認定を申請する  
者
  - 十一 指定自動車整備事業の指定を申請する  
者
- 第二百二条第二項中「前項の表」を「前項」に  
改める。
- (航空法の一部改正)
- 第三十八条 航空法(昭和二十七年法律第二百三  
十一号)の一部を次のように改正する。

第三百五十五条中「次の表の上欄に」を「次に」  
に、「それぞれ、同表の下欄に掲げる金額の範囲  
内で政令で定める額」を「実費を勘案して政令  
で定める額」に改め、同項の表を削り、同項に  
次の各号を加える。

- 一 航空機登録原簿の謄本若しくは抄本の交  
付又は航空機登録原簿の閲覧を請求する者
- 二 第十條第一項の耐空証明を申請する者
- 三 第十二條第一項の型式証明を申請する者
- 四 第十六條第一項の修理改造検査を受けよ  
うとする者
- 五 第十七條第一項の予備品証明を申請する  
者
- 六 第十六條第一項ただし書又は第十七條第  
三項の認定を申請する者
- 七 第二十條第一項の騒音基準適合証明を申  
請する者
- 八 第二十條の五第一項の騒音関係修理改造  
検査を受けようとする者
- 九 第二十二條の技能証明を申請する者
- 十 第二十九條の二第一項の技能証明につい  
ての限定の変更を申請する者
- 十一 運輸大臣が行う第三十一條第一項の航  
空身体検査証明を申請する者
- 十二 第三十四條第一項の計器飛行証明又は  
同条第二項の操縦教育証明を申請する者
- 十三 第三十五條第一項第一号の航空機の操  
縦の練習の許可を受けようとする者
- 十四 航空機登録証明書、耐空証明書、騒音  
基準適合証明書、技能証明書、航空身体検  
査証明書又は航空機操縦練習許可書の再交  
付を申請する者
- 十五 第三十八條第一項の飛行場又は航空保  
安施設の設置の許可を申請する者
- 十六 飛行場について第四十二條第一項の完  
成検査を受けようとする者
- 十七 航空保安施設について第四十二條第一  
項の完成検査を受けようとする者
- 十八 飛行場について第四十三條第二項にお

いて準用する第四十二條第一項の検査を受  
けようとする者

十九 航空保安施設について第四十三條第二  
項において準用する第四十二條第一項の検  
査を受けようとする者

二十 飛行場について第四十四條第四項(第  
四十五條第二項において準用する場合を含  
む。)の検査を受けようとする者

二十一 航空保安施設について第四十五條第  
二項において準用する第四十四條第四項の  
検査を受けようとする者

二十二 飛行場について第四十七條第二項の  
検査を受ける者

二十三 航空保安施設について第四十七條第  
二項の検査を受ける者

二十四 第七十八條第二項の運航管理者技能  
検定を受けようとする者

(小型船舶業法の一部改正)

第三十九條 小型船舶業法(昭和四十一年法律  
第百九十九号)の一部を次のように改正する。

第八條中「七千四百円を超えない範囲内で政  
令で定める額」を「実費を勘案して政令で定め  
る額」に改める。

(測量法の一部改正)

第四十條 測量法(昭和二十四年法律第百八十八  
号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第二項中「政令の定めるところに  
より、実費をこえない」を「実費を勘案して政  
令で定める額」に改める。

第四十九條第三項中「政令で定めるところに  
より、千四百円以内」を「実費を勘案して政令で  
定める額」に改める。

第五十三條中「九百円以内」を「実費を勘案  
して政令で定める額」に改める。

第五十五條の四中「政令で定めるところによ  
り」を「実費を勘案して政令で定める額」に  
改める。

(土地収用法の一部改正)

第四十一條 土地収用法(昭和二十六年法律第二

百十九号)の一部を次のように改正する。

第二百二十五條中「次の各号の一」を「次に」  
に、「八万五千円を超えない範囲内において政  
令で定める額」を「実費を勘案して政令で定め  
る額」に、「二万円を超えない範囲内において政  
令で定める額」を「実費の範囲内において当該  
事務の性質を考慮して政令で定める額」に、「二  
十万円を超えない範囲内において損失補償の見  
積の額に当該政令で定める額」を「実費の範囲  
内において当該事務の性質を考慮して損失補償  
の見積りの額に当該政令で定める額」に改め  
る。

(道路法の一部改正)

第四十二條 道路法(昭和二十七年法律第百八十  
号)の一部を次のように改正する。

第四十七條の二第四項中「千円を超えない金  
額の範囲内で」を「実費を勘案して」に改める。

第七十三條第二項ただし書中「但し」を「た  
だし」に改め、「手数料」の下に「の額」を加え、  
「二十円」を「督促状の郵送に要する費用を勘  
案して定め」に、「こえない」を「超えない」に  
改める。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改  
正)

第四十三條 公共用地の取得に関する特別措置法  
(昭和三十六年法律第百五十号)の一部を次の  
ように改正する。

第五條中「二十万円を超えない範囲内におい  
て政令で定める額」を「実費を勘案して政令で  
定める額」に改め、「国に」を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を  
経過した日から施行する。ただし、第二十四條  
から第二十七條まで並びに附則第三項及び第四  
項の規定は、昭和五十九年八月一日から施行す  
る。

(経過措置)

2 次に掲げる受験手数料等については、なお従

前の例による。

一 司法試験法第十一条第一項の改正規定の施行前に実施の公告がされた司法試験を受けようとする者が納付すべき受験手数料

二 特許法第七十七条第一項の改正規定の施行前に納付し、又は納付すべきであった特許料

三 実用新案法第三十一条第一項の改正規定の施行前に納付し、又は納付すべきであった登録料

四 意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定の施行前に納付した登録料

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正)

3 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「第百九十五条第三項から第六項まで」を「第百九十五条第四項から第七項まで」に改める。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

4 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「第百九十五条第一項若しくは第二項」を「第百九十五条第一項から第三項まで」に改め、「第五十四条第一項」の下に「若しくは第二項」を、「第六十七条第一項」の下に「若しくは第二項」を、「第七十六条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第五号中正誤

ペジ 段 行 誤

四 一七八 無利 無理 正

第六号中正誤

ペジ 段 行 誤

五 四 二 いろ中央会 中央会 正

七 二 三 保障 保証

三 二 七 析分 分析

第七号中正誤

ペジ 段 行 誤

三 一 終わり お勤め お勤め 正

二 三 七 立法 一方

三 四 終わり 不足 捕捉

三 一 四 記帳申告 申告





昭和五十九年四月十九日印刷

昭和五十九年四月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K